

平成 1 9 年旭市議会第 4 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 1 9 年 1 2 月 1 4 日（金）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	4 5
所管事項の報告	4 6
陳情の審査	5 4
陳情の採決	5 7
意見書案の協議	5 8
意見書の審査	6 0
意見書の採決	6 3
意見書案の協議	6 3
閉会	6 4

文教福祉常任委員会 平成 1 9 年 1 2 月 1 7 日（月）

付議事件	6 7
出席委員	6 7
欠席委員	6 7
委員外出席者	6 7
説明のため出席した者	6 7
事務局職員出席者	6 8

開会	6 9
議案の説明、質疑	7 0
議案の採決	9 7
所管事項の報告	9 8
陳情の審査	1 0 5
陳情の採決	1 1 1
閉会	1 1 2

総務常任委員会 平成19年12月18日（火）

付議事件	1 1 5
出席委員	1 1 5
欠席委員	1 1 5
委員外出席者	1 1 5
説明のため出席した者	1 1 5
事務局職員出席者	1 1 6
開会	1 1 7
議案の説明、質疑	1 1 8
議案の採決	1 4 2
所管事項の報告	1 4 3
閉会	1 4 5

建設経済常任委員会

平成19年12月14日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 3 号 平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 4 号 旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 市道路線の認定、廃止及び変更について

《付託陳情》

- 陳情第 3 号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情
- 陳情第 4 号 日豪EPA／FTA交渉に対する陳情

《意見書》

中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書

出席委員（5名）

委員長	向 後 和 夫	副委員長	滑 川 公 英
委員	神 子 功	委員	嶋 田 哲 純
委員	平 野 忠 作		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 長	嶋 田 茂 樹	議 員	林 一 哉
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者（21名）

副 市 長 鈴 木 正 美
農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
都市整備課長 島 田 和 幸
農業委員会
事務局 長 小 田 雄 治

商工観光課長 神 原 房 雄
建 設 課 長 米 本 壽 一
下 水 道 課 長 中 野 博 之
そ の 他 担 当 員 1 4 名

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（向後和夫） おはようございます。

大変お忙しい中をご苦労さまでございます。

私ども建設経済常任委員、任期2年ということで、今回この5名が建設経済常任委員会委員として協議をするのは今回が最後だろうと思います。皆さん方にはよろしくご審議のほどをお願いをしたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後職員が委員会室内の写真撮影を行いますのでご了承願いたいと思います。

なお、林一哉議員、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解をお願いいたします。

なお、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 4分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託されました議案6議案と継続審査の陳情を含む陳情2件、また道路特定財源等に関する意見書について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますがあいさつに代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、議長のご出席もいただきまして、建設経済常任委員会ということで、委員の皆様方には早朝より大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に執行部の方から提案をさせていただきますのは、議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の所管分、それから議案第3号、平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定、議案第5号、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定、議案第8号、旭市立公園条例の一部改正、議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更の議案、以上の6件でございます。

執行部といたしましても、委員の皆様方のご質問に対しまして、簡潔に答弁をさせていただきますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げましてあいさつといたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第4号、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について、議案第5号、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第8号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更についての6議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願

いたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 特にございせんので、ご質問にお答えさせていただきたいと
思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 今回、提出してあります委託料につきましても、本会議の中で
議案質疑、一般質問等もございましたので、質問に応じてお答えしたいと思います。よろし
くお願いします。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農林水産業費の補正予算につきまして、若干の説明を
させていただきます。

予算書の20ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきまして、農水産課の方は4つの大きな事業で補正を組まさせていた
だいております。議案質疑の中で説明しますものと若干重複する点があろうかと存じますけ
れども、概要等につきましては若干時間をいただきたいと思います。

事業の第1点としまして、トマトの黄化葉巻病対策でございます。ご承知のように、本病
気につきましてはタバココナジラミ、これによりまして媒介されるウイルス病でございます。

症状としましては、初期成長点が黄色くなりまして葉巻症状、葉っぱの中に表しまして、
症状が進みますと、葉と、その辺一部が黄色くなり、ちりめん状に異色をする、そういう症
状が出まして、いろいろ節間等が短くなる、そんなことで、発病前の着果しました果実は、
正常に発育をしますけれども、発病後のものにつきましては着果不良というようなことで、
つぼみのまま落花をする、そういうような、トマトにとっては恐ろしい病気でございます。

なかなかきく、このコナジラミを撲滅する、なかなか葉がないというようなことで、現在
市内での発生につきましては、海匠の農林振興センター、ここの調査によりますと、市内約
1,320ヘクタール、これがトマト栽培農家というようなことで我々確認しておるわけですけ
れども、8月下旬等に定植をしましたものが非常に多いわけですけれども、そういう栽培体
系の中では5%程度の被害が約25%の農家、あるいは5%から30%程度の被害、これが4割
の農家、あるいは3割から5割程度の被害、これが約3割の農家、そういう被害状況が県
の方の中で発表をされております。中には大きな被害農家で、定植しましたトマトを栽培断念
をしてキュウリ等に切り換えた、そういう農家もかなりあるということで聞いております。

本病気につきましては、コナジラミを施設内に入れない、あるいはこれを増やさないとか、あるいは外に出さない、そういう防除の徹底が必要であります。今回の補正予算につきまして、トマト栽培の危機的な状況というようなことで、市単独にて対策を講じたいというふうを考えておるものであります。

対策の1つとしまして、なかなかトマトがこの病気に感染されているというのを見て分かる、初期は分からないもので、これを診断キットということで検査液を購入させていただきまして、1点630円、これを約150点ほど検査をしたいというふうを考えております。

また、本病気につきましては、農家を含めまして市内の非農家で、例えば家庭菜園、こういうところでトマトをつくられて、そこからいろいろ虫が発生するというのも懸念されます。そういうようなことで、市民全体への啓発用のリーフレットの作成、こういうものを行いまして新聞折り込みで全世帯に配りたいというふうを考えております。

さらに、農家の防除としまして、虫を入れないことが一番の防除でございます。0.4ミリ以下ということで、どうしても0.4ミリ以上になってしまいますと虫が入ってくるというようなことで0.4ミリのネットを、換気をするところにすべて張っていくような対策を、農家指導を徹底していきたいと、そういうふう考えています。この0.4ミリ以下の網目のネットを導入する農家に対しまして、2分の1以内の支援を行いたいというふう考えております。

今回の事業の中では、標準事業費を10アール当たり約8万2,000円程度を見込んでおります。そういった中で、約5.8ヘクタール程度の面積を本事業で実施をしたいというふう考えております。

なお、本事業につきましては、農協等が取り組みをできます野菜構造改革促進特別対策事業、これは国の補助事業でありますけれども、これで申請をできる方、あるいは既に申請をした農家の方は本事業の対象外と考えさせていただきたいというふう考えております。

事業の第2点目であります。農業の活性化推進事業というようなことで、本事業につきましては農業振興へという寄附金をいただいてあります。その寄附者の意向に沿いまして、農業振興に活用すべく旭市の担い手育成総合支援協議会、ここで行います担い手農家の育成確保に向けての予算措置でございます。

具体的には、今から28年前に、郷土の偉人であります大原幽学先生、これを主人公として撮影されました天保水滸伝という映画がございます。いろいろ俳優さん、浅丘ルリ子あるいは大竹しのぶ、平幹二郎、こういう方々が出演されておりますけれども、この映画を通

しまして、幽学の教えに今学ぶというようなことで、映画の上映と合わせましてフォーラム等の開催、あるいは幽学先生の教えの1つであります性学もちというものがあります。こういうものを後世に残すためのイベント等を開催したり、あるいは担い手農家の研修会を行いたい、そういう予算で考えております。

第3つ目としまして経営構造対策事業、これはお話ししましたように万力Ⅱ期地区内で、来年度建設予定のライスセンター、ここの予定地の土質調査あるいは設計を急遽行うものでございます。国庫補助金2分の1を受けまして、残りは事業主体の負担で行う予算でございます。規模的には45ヘクタール程度の面積をこなしたいということで2か所予定をしております。

事業の4つ目としましては、堆肥利用促進の集団育成支援事業、これにつきましても県の単独補助事業を活用しまして、堆肥の散布器、マニアスプレッダー、これを1台導入を考えております。事業実施主体は足川の機械利用組合でありまして、県の補助金2分の1、事業主体2分の1で行う事業を考えております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 座ったままお許しを願います。

都市整備課長にちょっとお尋ねいたします。

下宿ふれあい公園整備事業でございますが、この前の議会のうちには1市3町のバランスをとって、今これからも公園を造るような、そういうお話でございましたが、その点はどうでしょうか。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 公園の整備のバランスというご質問でございますけれども、合併しまして今、公園整備しています、旧旭地区におきましては。これは合併前から整備をしている工事でございます、今後、来年度から整備していきます下宿ふれあい公園は新市建設計画、それから総合計画の中にも載っております。

私ども、これから、今整備している公園が終わりましたら、順次計画的にバランスのとれた公園整備を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） この間、下宿公園を造ると、1人当たり9平米、県のあれは10平米とか何とかってお答えいただいたわけでございます。何でそんなに公園を造らなければしょうがないのかなと思って。ましてやこの下宿公園なんか、自分らも全然知らないのが、急遽これが上がったわけですが、その点もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 急遽上がったわけございません。これは旧飯岡町役場の、合併に当たりまして、新市建設計画にのせていただきまして、それをさらに今度は新たな総合計画の中の5か年計画の中に位置付けられた公園でございます。ですからぼくなり上がった公園ではございませんので、ご了解いただきたいと思います。

それから、公園がなぜ必要かといいますと、これはやはり時代の変化ですよ。もとは空き地や寺だの境内なんかで十分遊ぶ、遊び方だったんです。今はお年寄りにしても、ゲートボールやる、それからグラウンドゴルフをやるにしても、ある一定以上の整備された土地がないとできませんよね。子どもさんも、昔の本当の遊び方とは全然違いますよね。やはりそういう健全育成のためには公園の面積は必要だと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 課長の考えは、それは分かります。でも市民の皆さんは、公園よりも道路問題とか排水問題を早くやっていただきたいというのが公園以上の上がっている声だと思いますので、その点よろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは何点か1号議案ご質疑申し上げます。

まず1点目ですが、ただいま農水産課長の方から説明がありましたトマト黄化葉巻病の関係ですが、これは本会議でも若干ご質疑申し上げましたけれども、広く非農家にも、要は市民にも、全体的にリーフレットで、栽培についても病気がないようにという、そういう内容だと思いますが、それを周知して病気を防ごうという、そういったことで取り組みをされようという補正も入っていると思います。

そうしますと、今2分の1単独で支援していこうという内容も説明があったわけですが、この非農家については、パンフレットの配布だけで、病気にかかった場合にはどうするのか

ということについては、やはり農家の方々は職業というか生産をするという位置付けから、かなり危機感を持ってやっている部分がありますが、非農家の方々については、ライフサイクルの中で家庭菜園がいいなというような思いでやっているということの観点から、その辺をどう受け止めたらいいいのかどうか。仮に発生しない方法ということで周知するのであれば、さらに追求したことがなければならないというふうに思いますが、その点はいかがお考えなのかどうか、これが1点目です。

それから、2点目ですが、議案書のページでいきますと22ページになります。観光費の、これは本会議でもやはり若干ご質疑申し上げましたけれども、長熊スポーツ公園の整備事業ということでございます。

本会議でも申し上げましたが、この長熊スポーツ公園整備につきましては、当初250万円で調査をしていこうということで事業費として計上され今日に至っております。そうしますと、この調査費について調査をした内容というのはボーリング調査とか、あるいは浮棧橋の老朽化の問題とか、幾つかの問題点について調査をし、公園の位置付けとして、これから工事をしていこうというための設計だと、設計の予算だというふうに判断しております。

いわゆる問題点については、釣り堀内の汚泥の堆積をどうするか、今状態がどうなのか、護岸の崩れがあるので、これも安全性という観点からどうなのか。さらに、浮棧橋の老朽化についてはどのような状況かというのが、250万円かけての調査あるいは今後方向付けとして、基本計画なるものが恐らくこの内容に含まれていると思うんですが、そういったことを含めて、今現在設計を、工事に向けて予算をつくろうという段階で基本設計というものが今どうなのか、お示しをいただきたい。問題点があるのかどうか、その点もぜひ教えていただきたい。基本設計が完全にできていれば、それで進むのかどうかというふうに判断するわけですが、それがどうなっているのかどうか、我々は分かりません。ぜひ委員会で、その内容についてお示しをいただきたい。これが大きな1つであります。

もう一つは、今日に至るまで調査をされてきた実施設計までの間の、いわゆるこの長熊のスポーツ公園、要は釣り堀センターについて、どういう方々と、もちろん庁舎の中では専門的な部分として検討はするでしょうけれども、してきたでしょうけれども、さらに知恵をかりるという観点から、この長熊を旭市の観光施設としてこれから繁栄させていくということであれば、それなりの考えが設計に入らなければならないというふうに思うわけですが、その点どのような意見を集約をして、それをどのように設計に反映していこうとしてきたのか、どういう方々に協力を得て意見をいただいたか、市としては基本的に、この長熊というのは

ヘラ釣りです。ヘラ釣りの基本姿勢がなければ、幾らお金をかけても、巨額のお金をかけても効果が表れないとすれば、事前の入り口の部分の検討が一番重要になってきますので、その点について、どういう方々、庁舎の中ではどんな検討、もちろんコンサルタントもいるでしょうけれども、そういった検討、誰とどのように検討してきたのかどうか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

それから、もう一つは、下宿ふれあい公園の整備事業であります。これも本会議で議論いたしましたけれども、確かに基本計画には前期5か年の計画に整備を図っていこうということとはのってございます。しかし、この新市になってから今現在、約130キロ平方メートルの中で、公園というのが幾つあるんでしょうか。幾つどのように分布しているんでしょうか。こういったことを把握しながら、下宿公園については来年度に向けて予算が必要であるからこうしたいんだということが市民に分からなければ、やはり内容というものは今、嶋田委員の方からも話があったように、優先的には違うのではないかと、こういう議論も成り立つわけでありますから、その点この下宿ふれあい公園の位置付けというものが今現在どういう位置付けで整備をしようとお考えになっているのかどうか、基本的なことについてお伺いをいたしたいと思います。

○**委員長（向後和夫）** 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（堀江隆夫）** それでは、トマトの黄化葉巻病対策につきまして回答させていただきます。

実は、先ほど説明しましたようにこの病気は、我々としましては農家、トマトを作っている農家だけでの対応というだけではちょっと撲滅難しいなということで考えています。旭市は本当にトマトの産地であります。海匠の共済組合にも聞きましたところが、相当数、実は共済の掛金が現時点で発生しているというようなことで、ただ共済の掛金で農家所得をカバーしようという、それはちょっとなかなかできない。ぜひこの病気につきましては、市民一体となってということで。

この市民一体となってという部分が、なかなか先ほど言いました、言葉でこの病気を表現するというのはなかなか難しいということで、ぜひ今回の予算の中で、写真をもって、こういう症状が出たときにトマト黄化葉巻病だよという、そういうことを市民の方に知っていただきたいなという思いで実はこの予算を作成させていただきました。

まさしく写真を見ますと、こういう症状が初期の症状だなというのは分かります。トマト

が萎縮するから、縮れてくるからこの病気だよという、そういう文書だけではちょっと弱いということで、我々も市の広報の中で徹底しようかと思ったんですけれども、やはりカラーの写真を付けないと、これは徹底無理だという県の職員との協議の中で、今回カラーでリーフレットを作りまして、こういう症状が出た場合、そういうことをぜひ市民の方にご理解いただきたい。

トマトを作っている農家のハウスにも、入るときには気を付けて入っていただいて、出入り口のところにも0.4ミリのネットが、ほとんどの農家これから張ります。その時に、あけたままでぱっと入ってしまってこんにちはこのことのないように、ぜひ衣類もちょっとはたいて入っていただくとか、そういうこともぜひお願いしたいな。

それと、万が一、自分の家庭菜園あるいはトマトは稲作農家の育苗の後によくつくられるケースがあるわけですが、そういう稲作農家等にも、ぜひこの病気を徹底していただいて、出た場合にはその辺に捨てないでいただきたいと。出た場合にはその後のトマトはなりませんので、ほとんどの農家は抜くと思います。ただ抜いたままでその辺に置きますと、そこからまたコナジラミがまたいろいろ媒介するということです。

出た場合の、症状が出たときには、速やかに根ぐし抜いていただいて、それをそのままそのところに置かないで、すべて焼却処分あるいはすべてクリーンセンターに、袋の中に入れて焼却していただくような、そういうちょっと徹底をしたい。そういう思いで今回事業を予定をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、ご質問についてお答えいたします。

今回の当初予算の250万円での長熊公園の調査の内容という部分ですが、長熊につきましては何度か本会議でも出てきておりますけれども、これも合併時におきまして新市の建設計画の中で整備する方針という部分が、方針がありまして、現況としてどうなのかという部分がありましたので内容を、現況も調査をしてございます。

施設につきましては20年たった中でかなり老朽化してきておりまして、管理するのにも非常に管理がしづらいという部分もありまして、また浮棧橋につきましては、もう耐用年数が過ぎている部分がありまして、もう毎年5つの浮棧橋を改修していかなければならないという、そういう状況も加味しまして整備をしていこうという結論に至ったものでございます。そこで、当初予算におきまして250万円の調査費を組んで基本設計を委託したと。これが基本設計、コンサルから出てきた部分でございます。

この中で、特に、非常に難しい問題という部分につきましては、一番の問題は汚泥の処理という部分で、もちろん掘削もしますので、ある程度いい土も多少出ると思いますが、基本的には20年間の中での汚泥というものの処理。合併する前に、ある程度、長熊についても改修したいという希望があったようですが、やはりこの汚泥の処理で約1億6,000万円ぐらい、きれいにするのには、それを搬出するためにはかかるということの中で、当時はできなかったようでございますが、そういった汚泥処理にたくさんのお金がかかるという部分については、やはり一番問題になるということの中で何かいい方法がないかなという、そういった1億6,000万円なり1億2,000万円なりかかるものを工事の方に向けたいということをコンサルとも話し合った中で、現在の手法の中では、この土をそのまま固化して使えるという部分が、いろいろな公園の溜池の中でも今採用されているという部分がありましたので、そういうものを基本設計の中で、発生土を利用する工法でやっていきたいという部分が一番の新しいといえますか、今まで旭市にはなかった工法でのやり方という部分をやってみようという部分でございます。

それから、浮棧橋が次に重要になるわけですが、20年前の浮棧橋と現在の浮棧橋、どういう違いがあるのかなという部分もいろいろ調査をしました。基本的な部分は変わりませんけれども、新しい部分が結構出てきております。そういう部分については結構値も張るわけございまして、どういった浮棧橋がいいのかなという部分が一番浮棧橋の場合問題になるわけで、いいものを使えば、かなり、横浜のヨットハーバーではないですけども、そういう部分であるようなものもありますし、簡単な鉄板に発泡スチロール、今の形がそうなんです、そういう部分もあるという部分の中で、どの水準で整備したらいいのかなという部分が非常に難しい部分であります。

そういったものについても、やはり最少の経費で最大の効果という部分の中で、ある程度、これ2番目の質問とも一緒になりますけれども、担当課であるうちの方とコンサルだけではなくて都市整備課も入ってもらいまして、内部としてはその中で、都市整備課については公園も整備しておりますので、そのノウハウを生かした中で検討をしていったという部分でございます。

当然、これは干潟のヘラブナの釣り堀ということでもあります。それから、野球、少年野球ですけれども野球場もありますしゲートボール場もあるということの中で、地元の関係団体、利用団体等からも意見を聴取した中で進めてきております。当然、釣り堀ですから、地元の釣友会の方にいろいろ、今まで、20年やってきた中での不都合な点等々を聞きながら進めて

きている部分でございます。また、野球場については、利用団体である部分、ゲートボール場もそうですが、そういった方たちの意見を聞いた中で、コンサルと協議して決めたものでございます。

一番悩んだところにつきましては、こういった汚泥を含めた残土の処理、それから浮棧橋という部分でございます。よろしいでしょうか。

○**委員長（向後和夫）** 都市整備課長。

○**都市整備課長（島田和幸）** 下宿ふれあい公園のことでございますけれども、公園が幾つあるかというご質問に最初に答えさせていただきます。

公園の所管課は、幾つにも分かれております。公園の種類は農村公園もあれば児童公園もあります。市立公園について申し上げてよろしいでしょうか。

市立公園は、市内で20か所ございます。それで、面積は、この前議案質疑で神子議員もご質問されておりましたけれども1人当たり7.2と。これは都市公園の計算の7.2という。都市公園が、平成19年現在で約30ヘクタールございます。これは人口、都市公園ですから、もちろん旧旭地区の計算になります。これが7.2ということになりますね。人口4万1,000で割った数字が7.2です。

それからその他の公園、これは都市計画区域外、旧3町の公園です。これが約21ヘクタールございます。合わせて約50ヘクタールです。これもトータルしますと、1人当たりになりますと、人口7万1,000で割りますと約7.2近くなる数字でございます。

それから、位置付けでございますけれども、公園の位置付けはいろいろございます。一番小さいのは学区公園です。これは本当のエリアの狭い、公園から250メートル以内の範囲を基準とする公園の作り方です。要は児童公園みたいなものです。それから、その上が、今回整備します下宿ふれあい公園の、近隣公園ということで位置付けして整備してまいります。この近隣公園といいますのは、公園から500メートルの近隣の方のために造る公園ということでございます。その上は、4ヘクタール、地区公園の大きさの公園になります。一番大きな、10ヘクタールを超える総合公園は、市民全体の利用を考えた公園でございます。そういう公園の分け方になってございます。

それから、先ほども嶋田委員からご質問ございましたけれども、公園の効果というのはいろいろございます。私、先ほども申し上げましたけれども、一般的な公園の効果というのは本当にあれですね。これはもう潤いの場、それから交流の場です。それから文化、スポーツ、レクリエーションの場、それとあと災害時における避難場所等としての利用がございます。

これは、公園というのは、利用する直接的な価値より、どちらかというと間接的な価値、防災面とか、それから景観面、環境面、そういった価値が大きいんです。ですから、ビーバيشーといいまして費用対効果、これを出しますと、どちらかというと間接的な価値が大きくなりまして、結果的には基準値より上回ります。当然、利用効果もなければなりませんけれども。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 順を追って質疑申し上げます。

1点目のトマトの黄化葉巻病の関係ですが、今のお話によりますと、広く市民に啓発をして撲滅対策をしようという基本的な考えは分かりました。

それで、仮に出た場合という、今お話がありました。焼却を、その場に置くのではなくて焼却をしてほしいと。今2通り私答弁いただいた中で、1つは焼却してほしいというのがありました。もう一つは、クリーンセンターにというのがありました。そうしますと、焼却というのは本来燃してはいけないということからすると、初めの焼却ということは、クリーンセンターとは別物なのかどうかというふうにちょっと聞こえたんですけども、これは本題とは違いますが、要は焼却をするということは分かりましたので、その焼却の方法をとった場合に大量に出た場合にはどうするのでしょうか。

家庭菜園では恐らく少ないでしょうけれども、それについてはどういうことをした方がいいのかどうかということについても指導をしていかなければ、やはり病気というのは撲滅できないのではないのかと思うんですけども、きめ細かさがありますが、大きく、要は量が出たときの対応と家庭にそういう発生があった場合に、市民はどういう判断をした方がいいのかどうかというのが、今の話ではちょっと分からないものですから、焼却についてはこのようにしましょうねということで、具体的なものがもしもありましたらお示しをいただきたいと思います。その1点だけです。

それから、長熊の釣堀センターの関係ですが、今お話を伺いまして、トータル的に検討した内容というのは、まず当然商工観光課が窓口ですから商工観光課、依頼したコンサルタント、でスポーツ公園という位置付けもあるので都市整備課、さらに干潟とのつながりがあるので、旧干潟町ですね。地元の関係団体に意見を聞いたということは、今お名前が出ましたけれども、釣友会というお名前が出ましたが、そういうご意見をいただいたと。その結果というのが、今困っている、問題となるのは、汚泥の処理と、それから浮棧橋が、金額が張る

ので、どのように整備をする、水準が必要かということで難儀をしているというような方向だと思いますが、先ほど冒頭に申し上げましたように、この施設を観光施設という位置づけを持ってやるとすれば、確かに旧干潟町の皆さんがご努力されて、管理は、これ当然旧干潟町でやってきたでしょうけれども、ボランティア精神に基づいて釣友会の方々のご努力というのはあったというふうに私も判断しております。

しかし、旭市の観光ということを考えた場合には、課長あれではないですか。観光協会の中に、釣りというお名前で幾つかの団体があるのではないですか。そういう意見というものは微さなかったんですか。また、そういう意見を求めようという気持ちは全くなかったのか。もしも持ってきたとすれば、意見は1つの意見ではなくて、2つ、3つ、4つと複数に増えていくことは考えられたはずですが、例えば例を挙げてみましょう。

課長の答弁ですと、設計、基本設計図、私見ていないから分かりませんが、長熊の池があります。そこには5本の浮棧橋が、老朽化したものが横に、南北でしょうかね。東西ですかね。つながっています。これをどういうふうにコンサルタントはしようと考えているんですか。5本のまま、そのまま買い換えをするのか。では、護岸の崩れというものについては、コンサルタントはどういうふうに言っているんですか。地元の方々はどうのようにこれを、護岸の崩れ、安全性を持たせるためにどのようなご意見をいただいたんですか。さらに、汚泥の堆積については、地元の方々はどういうふうにしたらいいいというご意見だったのでしょうか。コンサルタントは、今お話がありましたように、汚泥処理については巨額なお金もかかるし、手法としては、発生した土については、新しい工法でやってみようという、そういった結論的な方向付けがされたというふうに、今お話がありましたけれども、その方法だけですか。片一方の案として、もう片一方の案はなかったんですか。その結果、その新しい工法をやっていこうという方向付けができたんですか。

私が言いたいことは、そういう細かいことについても、もっともっと意見を出し合えば、先ほど課長が言われたように、最少の経費で最大の効果を生むようなところまで、だんだんだんだんいくのではないかなというふうに思っているんですが、その点どんな意見が出たのか。

それから、長熊の池を、現状のままでやっていこうとしているのか。自然をどうしようとして考えてコンサルタントはいるのでしょうか。全く分かりません。それについて、ぜひ具体的にお示しをいただきたいと思います。

下宿ふれあい公園については、考え方がこれはいろいろございますので、来年度に向けて

やるということであれば、これについては、今現在本当にやる必要があるのかどうかという議論がなければしょうがないことです。

したがって、今幾つかの地区の公園、近隣公園、総合的な公園という位置付けがありましたが、旭市としては5年間でどこをやっていこうとするのか。要は、500メートル範囲の居住者に対してやっていこうとしているのか。総合的な公園というのは将来どうなるのか。全体的に9.0平方メートルに近づけるために、5年間ではどのようにしていくんだということは本会議でも出ませんでした。その辺はどうなんですか。

○**委員長（向後和夫）** 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○**農水産課長（堀江隆夫）** それでは、トマトの黄化葉巻病の関係で、出た場合の処分の仕方、若干すみません、説明がちょっと悪くて申し訳ありませんでした。

出た場合には、原則は焼却ということで我々も聞いておるわけですがけれども、もう一つ、土の中に埋めるという方法もございます。ただ、なかなか家庭菜園等をやっていて面積が少ない方、土の中に埋めるというのは難しいのかな。

そういうことで、あるいは燃すといっても青いままでですので、すぐ燃えないということで、そういう場合には、ビニールの袋の中に入れていただいてクリーンセンターが一番いいのかなというようなことで表現をさせていただきました。

あと栽培の農家でありますけれども、実は大きなトマトの産地、ここも大きなトマトの産地ですがけれども、その産地の対応の中で2通りあります。1つは、作型がすべて産地統一されていて、7月の下旬にはもう産地がすべてトマトが終わるという。あとは10月になってから植えるとか、そういう産地は8月いっぱい、すべてその産地はトマトを作ってはいけないと、そういう指導をしている産地もございます。1か月の間、何をやるかということですがけれども、ハウスの中で、水をかけないでもうトマトを枯らすと。抜いてトマトを枯らしまして、さらにその枯らしたものをすぐほ場の外へ出すのではなくて、中の草もすべて取り除きまして、トマトを幾ら抜いてもコナジラミが草の後ろ辺りにいて、ひっそりいる場合がある。すべてハウス内きれいにしておいて作物もなくして、その中で蒸して、コナジラミをすべて撲滅するという方法がございます。

ただ、旭市の場合は、なかなか全市統一で作型を変えるというのは難しいというようなことで、個々の対応を取りあえずやっていただきたい。1か月程度、すべて水をかけないで、ハウスの中をすべて蒸して、虫をその中で殺し、その中で今度はハウスから外へ持ち出して、

よく施設園芸の農家がやっていますのは、積んでおいて枯らして最後土に返させてもらう。そういう防除を徹底したいというふうに考えています。ただ単にトマトだけ抜いて置いておけばいいよ、すぐ外へ持ち出すのではなくて、その中で虫も殺しながら蒸すという、そういう方法で指導をしていきたい、そういうふうに考えております。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 観光施設として考えれば、観光協会の組織、そういうものもあるので、そういうところとの相談も必要ではなかったかという部分でございます。

確かに、旧旭市の場合は観光協会がありまして、その中でまた釣りの部分も、その中に入っているという部分がありますので、当然観光協会にも、そのいろいろな相談を投げかけるといものだと私も思っています。

ただ、干潟の、旧干潟町につきましては、従来から、干潟町の段階から、そういう部分があったわけではなくて、実際あそこの管理という部分が、施設は当然市の施設であります、ある程度運営については、地元のそういった釣りの団体が主要的なもので運営しているという実態もありましたので、それについては地元のその団体ということで意見を聴取したものでございます。

また、地元からいろいろこうしてもらいたいという部分につきましては、先ほど申しましたけれども、20年前の施設ということで汚泥も堆積していると。もう少し深く掘ってもらいたいという部分であったり、浮棧橋の釣り座が現在1.8ですか、これは2.7ぐらいにしてもらいたいとか。また間隔についても、浮棧橋から浮棧橋まで40メートルもあるので、結局釣りがそこまでいかないということの中で、もう少しそれを半分ぐらいに、25メートルぐらいの中でやれば、もっと魚も釣れるという部分があって、魚が偏らないというふうな、そういう間隔を狭めてもらいたい、そういう部分が主なもので。また、浮棧橋につきましても、現在のいろいろなところに視察に行った中で、どの程度のものがいいかという部分について、ある程度今の時代に合った形にってもらいたいという部分でありました。観光協会という部分につきましては、そういうことで相談はしてございません。

それから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、浮棧橋についても、いろいろな種類のものがありますので、その着地点としてどこに落としたらいいかという部分が非常に難しい問題でありまして、そういった意味で、こういった基本設計をコンサルの業者に出しているわけですが、そのものをそのままのみにするのではなくて、出てきたもの、協議しながらはやっているんですが、そうはいってもある程度調査しながら、こういう書類が

出てくるわけで。出てきたものに対して、そのままそれを使うのではなくて、こちらも先ほど申し上げましたけれども、都市課とまたうちの方と、それといろいろな施設を見た中でのもので判断をしていきたいという部分がありますので、ある程度コンサルの方については、いいものとかそういうもので出てきますけれども、それをそのまま使うということは考えておりませんで、そういうことの中で、本来であれば、この基本設計が出てきたわけですから、はっきりとしたもので説明をしたいと思いますけれども、そういった部分の中でまだまだ、まだまだというか、幾つか金額的なものの調整がまだはっきりしないものがありましたので、そういうことで、金額的なものも、例えば聞かれた場合にはまだ、もう少し時間がかかるというような回答になったということになります。

それから、いろいろな方法があるだろうという部分なんですが、例えば汚泥の部分についても、従来の干潟町のときに考えていたというのは、先ほど言いましたけれども、汚泥の搬出ということで1億6,000万円なり、その量によって1億2,000万円かかると。それにあまりにもかかるために整備ができなかったというようなことも聞いておりますので、それならばそういう汚泥を搬出しないで、それを活用した中で、いろいろなものに、ほかにも効果が出るような方法はないかという部分で、これはうちの方で考えた部分ですが。ですから地元としては汚泥の搬出という部分で考えておりましたけれども、それではあまりにも金がかかり過ぎるということの中で、うちの方でいろいろ検討した中で、発生土の固化処理という部分をやってみようという部分であります。

この発生土の固化処理で、旭市では今まで経験はないんですけれども、先進地ではそれを行うことによって、本来であれば護岸の矢板とかそういうものを打たなければならない部分もあるんですが、この固化処理によりまして、汚泥の土に、フライアッシュというんですけれども石炭灰、それを混ぜたそういう薬品があるんです。それを土と合わせることによってある程度固化するわけで、固化したものを護岸のところから造っていけば護岸は崩れなくてできるという部分もあります。

そういうことの中で、先ほど言いましたけれども、残土の処理の費用を工事費に回すための手法としてうちの方で考えたのはこの発生土の固化処理という部分であります。そうしますと、その土を、全部掘削した土を搬出しないわけですから、その護岸についてはそういった形の中で、護岸を直さなくても、そういう固化したもので造りますので護岸処理はいらない。その集まった土をどうするかという部分もあります。結果的に掘削するわけですから、相当量の土が今度は、搬出はしませんけれども、その土があるわけです。その土の活用をど

うするかという部分につきましては、そこを緑地帯、公園にしよう。公園にして、近くには学校もありますので、そういった意味で、本当に公園らしい池にしようということで、一部緑地帯をそこで設けます。設けた中で、そこにせせらぎ水路であったり植栽したり、公園的なものに使おうというふうに考えているところでございます。

そうすれば、搬出するための費用が工事費に回りますし、いろいろな護岸の部分であったりほかの部分についても、公園的な部分も一部できるということで、家族連れ等々についても、年じゅうそこが、自由に入れるような形で造っていただけるのではないかなという部分で考えているところでございます。

ちょっと回答になっていませんが、でしょうけれども、改めて質問をいただきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 公園の整備、今後5年間でどのようにというご質問でございますけれども、私ども合併によりまして、新市建設計画、総合計画に載せてある公園がほかにもたくさんございます。旧海上地区、それから旧干潟地区、これらの公園につきましては、非常に景観がよい場所でございます。ですから里山とか、そういう景観のいい場所ですから、これらはそういった自然を生かした公園整備を行っていききたいし、またできるものと思っております。

これらの公園につきましては、今整備していますパークゴルフ、これは今年度で終わります。あと袋公園、それから文化の杜公園も、23年3月には一応完成の予定でございます。これらが終了しましたら、先ほど申し上げました旧海上地区、旧干潟地区の公園につきましても、財政状況、それから社会状況等を見ながら整備を進めていければと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 農水産課長のご答弁いただいたことについては、話をすればするほど細かいことが出てくるのではないですか。やはり市民が徹底するとすれば、そういったことも含めて考え方を出していただかないと、質問しなければ出てこないという、これはおかしいなというふうに私は思います。ですから、市民に呼びかけるのであれば、やはりきめ細かいことをやらないと徹底できないのではないんですか。そういったことが、今質疑でうかがえます。

言っていることは、確かにそのとおりだと思います。それはやはりぜひ、思っ

ていること、考えていることがあったら出していただいて、それを議員に報告し、それを周知するというのが正しいやり方ではないかと思いますので、内容的にはそういったことで私はいいと思いますけれども、周知の方法については、やはり思っていることを出していただいて、それで進めていくということの方向性をぜひお願いしたいと思います。

長熊の関係です。今、手元に物が無いから話ができませんけれども、想像だけしか分かりません。そこで欠点があります。あくまでも、課長いいですか。先ほど私が言いましたように、相談、庁内でした、コンサルタントの意見が出た、これはいいでしょうね。地元の、20年もかかってきてご努力いただいた方のご意見も伺った、いいですよ。では問題がまだあるのではないですか。今のご答弁ですと、観光協会の中に、釣り関係の方もいますよという内容ですよ。そこに相談しないんですか、こういう問題がありながら。

ではあそこは、旧干潟町だけのものですか。合併をしたという位置付けからすれば、大きな観光資源ではないですか。それをどう有効的に使っていくというのが市の姿勢ではないですか。それを、今問題があるということですから、問題をどうしたらいいのかどうかということの議論がなければいいものができません。あそこだって公園の1つです。緑も必要であればさらにプラスになるでしょう。都市公園という位置付けではなくても公園という位置付けからすれば公園が増えるでしょう。観光という資源を大事にしていくという先人からの指導とか、あるいは教えとか教訓があるとすれば、あそこを本当に親しめる憩いの場所として、観光資源の位置付けとして、今よりももっとすばらしいものにしていこうという発想がなければ、ただあそこは20年たったから栈橋は同じものでやりましょう、あるいは汚泥が搬出困難だから新しい工法でやりましょうという、現状と全く変わらないではないですか。そのことを私は指摘したいんですよ。

例えば、では栈橋が幾つ必要なんですか、今の案では。それも聞いていません。多くなるんですか、少なくなるんですか、それで検討しましたか。私は調べました。袋公園を思い出してください、東溜。あそこに栈橋ありますか。あそこは周りから釣っているんですよ。ということは、どなたも同じく、同じような状況の中で、ヘラ釣り大会あるいはヘラを楽しむんです。いいですか、課長。そうしたら、では今現在、上から見てもいいでしょう。長熊の釣り堀があります。真ん中に5本ありますよ、老朽化した。あの周りから釣るっていうことを考えましたか。周りから釣れば何百人あそこに行かれますか。そうすると同じような状況で、釣りというものは、真ん中に行ったらいい、その深い。何も自然の変化がないから、みんなわきに寄ってしまうんですよ、端に。そうすると、浮栈橋の端に行った人が釣れるんで

す。その辺課長分かっていますか。それが専門家の知識ではないですか。

それを地元の方々に意見を求める、これはいいでしょうよ。しかしせっかく、いいですか。私インターネットでひきましたよ。あのね、旭市にオザワヒロシさんという方、ご存知ですか。あの人は今日本だけではない。千葉県の工芸の指定、いただいていますけれども、あの人はワールドワイドですよ。今韓国でオザワスイホウという名前を知らない人はいません。その人が、一生懸命工夫して、ヘラ釣りのために自分の創作意欲を高めて目標を持ってきたことが、今世界的に認められているんですよ。しかもコヤマケイゾウさんといえば日本のトップですよ。その方と指導いただくというか、連携プレーをして、今世界のコヤマさん、もちろん日本ではトップですけども、そういうもう365日のうち250日以上釣りをやっている方と一緒に浮きを作っているという、そういった人が旭市にいますよ。その方は、観光協会のある会の事務局長ですよ。

そういう専門的な方々の意見も聞かないで、地元だからといって地元の意見だけを、要は片一方だけしか情報を得ないという、そういったことではいいものはできないのではないですか。それが今12月議会に、設計をしようとしているにもかかわらずまだ難儀をしている、基本設計すらできていない。ならば、そういう観光協会に入っているその会が幾つかあるでしょう。もう片一方、もっと次の次の、1つの意見ではなくて、2つ、3つ、4つの意見というのがもらえる環境にないですか。それは、市民の方々からの意見が聴取できる。まさに市長が市民参加というふうに言っているのではないですか。そういったことをなぜできないんですか。

もしも、今現在基本計画もできていない、そういう中で実施設計までやっていく。実施設計がもう決まったら、あとは工事しかないではないですか。もっとやるべきことは今ありませんか、課長。

ということは、釣り堀という、その管理施設ということからすると、私も釣りをやっていますから分かるんですよ。富里にはいい環境のところがあります。そこには栈橋がないですよ。ぐるっと歩いて行って安全性を高めて、みんな同じような状況で釣っていますよ。私だって知っています。ところが、市の方では、こういう企画、基本計画を設計を立てましたということを出せないではないですか。ならば市民の力をかりましょうよ。

ということは、要は今困っているという状況の中で、そういう違った腕をおかりすると。決定権というのはありませんよ。参考意見を聞いてもいいのではないですか。そういった検討委員会というものを今作れませんか。それで意見を十分に聞いて、コンサルタントの意見

と、それで地元の、これ見てくださいよ。ここに、これがコヤマケイゾウさん。これがスィハウさんですよ。オザワさん、ヒロシさん。オザワスィハウさん。世界的な方ですよ。そういったことが分からないんですか。こういう方の意見をなぜ聞けないんですか、新市として。

これから本当に旭市を、まちづくりをどうするかという、そういう状況の中で、一番大事な時期に、コンサルタントの言うことも聞いてもいいでしょう。地元の意見も聞いてもいいでしょう。まだ聞くところが足りないのではないですか。それを設計に生かして、それでなるべく安く、最少の経費で最大の効果を生むような意見を十分にもらってコンサルタントにさらに調整をしてもらって、それで実施設計に向けて、これでやっていこうと。ならばもっと安くできるなというようなことを市民ぐるみで考えるといういいチャンスではないですか。その点どうですか。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、今の質問に対しまして2点お答えしたいと思います。

1点目ですが、1つは基本設計。基本設計については、一応完成はいたしました。ただ、その中で、金額的な調整は、あくまでも基本設計は出てきましたけれども、それは実施をするための基本設計、業者委託をしたものであって、調整しながらしたわけですが、あくまでも参考として、この次の実施設計の中に生かしていきたいというふうに思っております。

ですから、まだ多少金額の調整はありますが、それを含めて実施設計の中で生かしていきたい。あくまでもこの基本設計については、調査的、技術的なものについては、当然その形でいきますけれども、そのものを使ういろいろな材質等々については、ある程度これで参考といいますか、ものは出たんだと。それに対して、事業執行者としては、それを踏まえ、金額的なものの調整を、財政的なこともありますので、調整した中で、実績の中で生かしていきたい。

もう1点、申し訳ありませんでした。旧干潟町ということの中で済ませてしまったような気がします。

これにつきましても、今お話がございました検討委員会を作ってやったらどうかと、そこまでいくかどうか分かりませんが、確かにオザワさんとも面識もありますし、旧旭市の方の釣り大会の方に私も参加しておりますので、そういったノウハウをいただけるように、指導いただけるように、これもこれから実施設計を進めるまでにちょっと時間もありますし、実施設計を進める中においても、そういった指導等をいただきながら実施設計を進めていき

いというふうにご考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 副市長にお伺いいたします。

今、担当課長は大変ご努力されているわけですよ。これ認めますよね。しかし、そんなに課長困っているわけですよ。私今申し上げましたけれども、旭市にもそういう専門家に値する人がいるわけです。今、課長は、そのオザワさんにも協力願いたいということですけども、これもまた一つの考え方ですよ。副市長、違いますか。

もう一つ、もう一つがあってもいいのではないですか、時間があるとすれば。実施設計に入るまでに基本的には変わらないと今答弁いただきましたけれども、ではどういう設計なんですか、見せてくださいよ。

副市長、基本的なこと言いますよ。私が調べた範囲では、安全性を考えると、浮棧橋はいりませんよ。周りの今崩れを心配していますけれども、そこに釣れるように出せばいいのではないですか、ずっと。そうしたら浮棧橋の予算はいりませんよという考えも一つにはあるということです。それは、たまたま私は聞いたんですよ。私も釣りに行ったこともありますし、一応見聞はあるつもりですが、まだまだ専門的にはできません。しかし話を聞くとそういう話が出てくるんです。

例えば汚泥を拾った後、20年後どうするんですか。また同じような工法でやるんですか。そしたらまた埋め立てなくてはいけないではないですかというふうに、議論になりませんか、副市長。その場合には、暗渠か何かでやって、時たま時たま汚泥を吸い上げる。そうすれば20年たまらないではないですかという意見がぼぼっと出てくるんですよ。そういった意見をなぜ反映しないかということです。お金がかかることではないでしょう、これは。

ということをお願いしたいわけです。実施設計がまだならば、その前段で、今、課長、本当にお骨折りをいただいているわけですから、そのコンサルタントで出てきた案というものが、それは多少崩れても、コンサルタントには申し訳ないけれども、お金を250万円払ってやってきたということですけど、でも高額でしょう、結果的には。対応できないとすれば、では、もっと安くできないかという検討をしてみてもいいのではないですか。

そういう検討を、何名か、もちろん地元の方にも入ってもらった方がいいでしょう。今、私が紹介した方も入ってもいいでしょう。私言うつもりなかったんですけども、きょう傍聴に来られている林議員は観光協会の会長であり、しかもそのヘラ研の睦会の会長ですよ。この方になぜ話をしないんですか、身近にしながら。という、ヘラ研だけではありません。

もっと会があると私は知っていますよ。

副市長として、その点、もう時間がないでしょうけれども、その中で今度、今後の運営ということも、専門的な知識もきっと得られると思いますから、事業を、工事を推進した後に、そういった方々のお力というのはもっともっと必要になってくると思いますし、将来的には観光協会でぜひお願いしたいという話にもなるかも分かりません。これは分かりませんが、取りあえず設計の段階として、もっともっときめ細かな議論ができないか、意見をもらえないかということについて、副市長どうですか。

○委員長（向後和夫） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 今、神子委員の方からいろいろご指摘いただきました。確かに、専門家の方がほかにもいるということも、私も今お聞きしてよく分かりました。

実施設計は、これから予算を承認いただいた上ではやるわけですが、それに先立ちまして、今おっしゃられた専門家の方のご意見を伺いながら、どういったらいいかということ伺いながらやっていきたいと思います。ここに林議員さんもいらっしゃいますけれども、そういった方々のご意見も伺いながら、最終的に市として決めていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 確認ですが、そうしますと、入札は、これ今設計出ていますけれども、恐らく年内にやるでしょう。施設が先か議論が先か、意見を求めるのが先か、誰が考えても分かります。結論は後でもいいではないですか。工事は後でもいい。よりいいものを造ろうという、そういう基本理念に立って、今、副市長が言われましたように、ぜひ複数の意見を聴取をして、そこに反映できるように。場合によっては、設計が変更になってもいいではないですか、基本設計が。

ということを考えておりますけれども、その点は担当課長でもいいし副市長でもいいからお答え願いたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） これからの、また同じ答弁になりますけれども、実施設計をすすめる中で、今、指摘された部分につきまして、加味していきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 執行者の市長に次ぐ副市長として、今、課長が申されたことを、新市と

して受け止めていただいて、ぜひ実施設計までに、本当の意味でざっくばらんに、意見が聴取できるように、すばらしい観光施設ができるように、一つ意見聴取の場所を作っていただくことを望みます。強く要望しておきます。

○委員長（向後和夫） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時29分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

神子委員。

○委員（神子 功） いろいろ答弁ありがとうございました。一応検討をしていただくような会を作っていただくということで、よろしく願いしたいと思いますが、確認させていただきたいんですが、今、担当課長の方からは、巨額なお金がかかるということでございましたけれども、長熊の釣り堀を整備するためには、一応今金額が出ているのは1億6,000万円ぐらいですか。これがかかるのではないかなということだけしか伺っておりませんけれども、ポイントで結構ですから、全体的な、今コンサルタントが基本設計で示されている内容というのは、今現在どの程度の金額になるのか。そして、汚泥の処理はどの程度かかろうとしているのか。浮栈橋を新しくした場合にはどうなのか。そういう幾つかのポイントがあると思いますけれども、全体の予算、新しい工法を使った汚泥の処理の方法、それから問題となっている護岸の崩れとか、浮栈橋の老朽化に伴う対応についてはどうなのかということについて、金額的にお示しをいただきたいと思います。

それから、ここは自然が非常にいい景観としてずっと長年来ました。それがきっと地元から愛されている釣り堀センターの位置付けだと思います。したがって、ある池を、やたら埋め立てるとあるとすれば、それはもとに戻すことが大変でございます。自然を守るという観点からコンサルタントにはお願いしてあると思いますけれども、その点自然を守った観光施設にしていくお考えなのかどうか、確認のためにお伺いしておきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○**商工観光課長（神原房雄）** 1つ、今お話の中で金額を明示してくれという部分なんですが、確かにコンサルのパターン1、パターン2、いろいろありますので、またその中でどれを採用して、その中のどれを検討してこうするという部分については、一応新年度予算の中での問題もありますので、その数字については、ある程度のうちの方で固まりました。

これについては、また財政と協議をしなければなりませんので、そういった事業費についてはご勘弁願いたいというふうに思います。

今、コンサルの数字としては、4億円という数字が出てきておりますけれども、あくまでもこれはいろいろな想定があるわけでありまして、さっきも言いましたけれども、土を搬出すれば1億6,000万円とか、その量によって1億2,000万円かかる。その場合のパターンとしては幾らというふうに、工事費が総体で出てきますから。ですけれども、それは先ほども言いましたけれども、あくまでも基本設計は、技術的なものについてはきちんとやってもらいますけれども、実際どういうふうな手法でどういうふうにするというのは、あくまでも事業執行者側の、私どもの考えでありますので、これはあくまでも参考の数字ということと私は思っています。

ですからその中で、先ほど言いましたけれども、都市整備課で数字的なものはノウハウを持っていますので、都市整備課とまたうちの方でも、独自に見積もりをとりながら、その部分の数字調整をしています。

その数字については、ある程度固まりましたけれども、これはあくまでもその新年度予算の中で来年度の工事費が幾らというふうに出てくるわけですので、その数字については今ちょっと、財政とも協議してございませぬし、それについてはちょっとご勘弁を願いたいというふうに思います。

ただ、パターン1、パターン2、いろいろな部分の中では、3億5,000万円から今4億3,000万円ぐらいの、そのパターンとしてはコンサルから出ておりますけれども、その数字は、ですから数字がひとり歩きをすると、これだけかかるんだというのが必ず外に出ますので、はっきり申し上げておきますけれども、この数字というのはあくまでも浮棧橋を幾らでやったらとか、いろいろ想定がありますので、その中でのものであって、最高のものと最低のものではまた違うわけでありまして、ですから、その議論については、新年度予算で数字を出したときに議論をお願いしたいというふうに思います。

今現在のパターンの、いろいろなパターンのコンサルの数字としては、そういった数

字が出ているということでございます。

（「自然の」の声あり）

○**商工観光課長（神原房雄）** 干潟町のあの地域については、自然そのものの部分でございますので、その自然を壊さないという手法で工事をしていきたいと。

その1つが、先ほど申し上げました固化してその汚泥を使うと。固化したものについては、自然にその土壌自体が、専門的な部分についてはちょっと説明が難しいんですが、一般的には固化するというふうになると、セメント工法でやるわけですが、そういうものではなくて、自然に優しい部分の中での整備方法というふうに考えております。

それから、今後の汚泥の問題につきましても、余り汚泥はたまらないような、循環施設もある程度考えておりますし、ある程度こういう汚泥が、そうはいっても汚泥もたまりましますが、それについては精製して、もう1回水を戻して、上水は外へ流すというような形も考えておりますので、できれば現場で説明する時間があれば、そこで詳しく説明したいというふうに思っております。

以上です。

○**委員長（向後和夫）** 神子委員。

○**委員（神子 功）** これは、コンサルタントの検討した内容というのが、今出た3億5,000万円から4億3,000万円ということではっきりしたことは言えないということは重々分かりましたので。

そういったことがかかるわけですから、先ほど申し上げましたように、いろいろな意見を聴取していただいて、なるべくそれが安価で効率的ないいものができるようなことというのが、きっと方向付けが出ると思います。

そういった意味でも私は、そういう検討する会を作っていただくことが、経費が安価で、そしてまた目的、自然を守りながら楽しめる、その憩いの場所としての観光資源、観光施設ができるというふうに思っておりますので、ぜひ大変でしょうけれども鋭意努力をお願いしたいと思います。

それから、参考までに、要するに池の深さというのは、フナの放流量と比例するわけですよ。要は、あまり深くやると放流をしなければならないということになりますから、その辺はきっと専門家の方々の意見をいただければ、どのような管理をしたらいいのかどうかということは、これは今後のことですが、そういった意見も十分に聞けると思います。全体的な構想の中で、十分関係者の方々の意見を聞く場所を作っていただけるということで

すから、その点じっくりと話し合っていて、いいものができるようお願いをしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑は。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 座ったままで。

今、嶋田委員、神子委員が言われたことと同じことなんですけれども、まず最初に長熊のことにつきましては、基本設計が完成しているということであれば、実際には、口頭だけではなくて、書類が出ていれば、委員の皆さんに見てもらって差し支えないのではないですか。出していただきたい、この会で出していただきたいと思います。

それと、検討委員会云々という話ですけれども、本当に確約していただけるんですか。例えば今、大先輩の観光協会の会長でおられる、林先生がいるんですけれども、そういう意見を聞くとか、地元だけではなくて、観光全体としての意見を聞くとか、そういうのも絶対必要だと思うんですよ。

先ほど神子先輩が言われましたように、例えば袋の東溜公園というのは、ヘラブナの研究会の皆様が栈橋を自費で造っているんですよ。何も市でやらなければしょうがないということもないんですよ。そういうことで多分、神子委員も言っていると思うんですよ。私もパレットですか、空きパレットについては、結構提供したことがあるんですよ。そういうことで、何も経費をかけなければしょうがないということはないと思うんですよ。

もう一つ、先ほど汚泥の固化というんですけれども、それにつきまして石炭灰を使うということになると、それpHってどのくらいになるんでしょうか。あまりにもpHが上がっているようであれば環境汚染になると思うので。

それともう一つです。あとトマトの黄化葉対策につきましては、実際には面積に対して、今想定しているのはJAと今度の2分の1やるということで、全面積のどのくらいになるのでしょうか。それで、昔ナシですか、ナシの赤星病ということで、カイヅカイブキですか、全部切れというような、そういう指示も出たんですけれども、実際には民間ではそういうことまではしていないのが現状なもので、これは民間、民間というより家庭園芸でやっていることにつきましては、あまり効果がないと思うんですよ、はっきり言って。

ですからもっと、そうではなくて、周年でトマトを作っている人、それから春ですか、夏作でトマトを作っている人に対するネットの対策とか、もうちょっと厚くしていただかない

と、実際にはだめではないかと思うんですよね。継続してぜひやっていただきたい。

それともう一つ、農薬というのはほとんどないというのが現状なんですよ。そういうことについても、農林省がやっているわけですが、裏は厚生省がやっているわけですよ。その辺にもやはり、もう千葉県より半分、日本の半分はこれにもう侵されているわけですから、そういう農薬をどのように使うとか、そういうことにつきましても、ぜひ発信していただきまして、例えばもうちょっとオンシツコナジラミに対する農薬を、これはもうちょっと間隔を狭めてとか、いろいろな農薬をかけてくれとか、そういうことはやはり行政が国に対して言うべきではないかと思うんです。ただ自分らだけでやったって、今言ったように、民間というか家庭園芸の場合だったら、抜いたらそれで終わりで済みますけれども、やはり我々はキュウリやトマトで生きているわけですから、それをやめるということになれば、やはり今、旭市が420億円くらいの農産物の出荷量があると言っているけれども、実際にはもう経費が底上げしていったって売上げが残ってても実際の手取りの金額はずっと少なくなっているのが現状なもので、そういうことにつきましても旭市としては、やはり県内で一番の農業生産額があれば、そういうことについてきめ細かい対策ですか、それもぜひ課長にお願いしたいと思います。

これはどのようになるかわからないんですけども、農薬と対策、この2点についてお答えいただきたいと思います。

それと、下宿公園ですけども、なぜ突然にこんなことが出てきたのでしょうか。袋Ⅱ期で地権者の説明会までして握りつぶしにして、市長は去年の12月に一般質問で言いましたけれども、やらないって、公園はあまりやらないと言いながら、基本計画に出てるからばっとうす、こんな話があるんですか。

それで、実際にはこれ県までいっているそうですね、違う予算として。これもおかしいでしょう。だったらそっちを先にやるべきではないですか。何であっち側に行ってしまったんですか、継続事業だったところが。でなかったらやるべきではないではないですか。

今度長熊だって3億円とか4億円、本当にやっていったらかかるわけでしょう。少なくとも5か年計画の中で、管理費を含めたら23億円公園にかかるんですよ。産業対策は28億円しかないんですよ。本当にそれでいいんですか。その辺を基本から考えてもらいたいんですよ。

皆さん、公園の人らは分からないですよ、都市整備課だか商工観光課だか分からないんですよけれども、皆さん全部行っていますか、下宿に。ほとんどが荒地と耕作放棄地ですよ。その人のために、官製地上げをして買ってあげるんですかということなんですよ。飯岡の人は

そんなに望んでいませんよ、はっきり言って。何で望んでいない事業をやるんですか。

だから先ほど、神子委員が言ったようにもっと精査すべきだというのはそういうことなんですよね。これにつきましては、副市長の答弁をお願いしたいと思います。

以上。

○**委員長（向後和夫）** 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○**商工観光課長（神原房雄）** 基本計画につきましては分かりました。これをさっそくお出しします。

それから固化するのにpHというお話がありましたが、pH自体は現状が7.5から8ということでありまして、この固化剤を使ってもそのものは変わらないということでもあります。逆に、コンクリートの場合ですと9から10に、アルカリが強くなりますので、そういったものに変わると。そういった意味では自然に優しいという部分。

この固化剤ですが、この固化剤の物質ですが、酸化カルシウム、酸化ケイ素、酸化アルミニウムを主成分としているという部分でございまして、エコマーク、エコ商品としての認定も受けております。もちろん建設情報誌等について、積算資料についてもこのものは掲載されているところでございます。

以上です。

○**委員長（向後和夫）** 農水産課長。

○**農水産課長（堀江隆夫）** それでは、トマトの黄化葉巻病の関係でございますけれども、全面積のどのくらいを考えているかということでございます。

冒頭の説明の中で、野菜構造改革促進特別対策事業、これは国の補助金が実は今用意をされております。ネットを張った場合、あるいは害虫の誘引ですか、あるいは粘着資材、そういうものを購入した場合、そういうものを国が2分の1以内補助をするというものであります。なるべく市はこういう事業を使っていただきたいということで今考えております。国の事業を使える方は国の事業を使っていただきたい。ただここに問題がありまして、この事業は市を経由しないで農協が直接的に県を通じて国の方に申請をすると。

今、市内の中では、農協に出荷されていない方、あるいはこういう事業に乗れない方がいらっしゃると思います。そういう乗れない方をそのままにしておきますと、農協出荷をされている方からも、自分たちが一生懸命やってもほかの方がやらないと、うちの方へ入ってきて困ると、そういうことがあります。

そんなことで、スタンス的には国の事業をぜひ使っていただきたい。ただし、国の事業を使えない方について、やはりこれは市としては、そのまま放っておけないというようなことで、今回市単独で事業を、仕組みをさせていただいたものでございます。

想定的には、多分農協出荷等で乗れない農家の予算的には10分の1程度の面積ということで、我々は理解をしております。

ただ、この事業につきましては、多分千葉県下初、旭市で実施をするかと思います。県の方にも、この病気対策、本当にやってくれというようなことで、先般も各振興センターの担当がカトウ部長、県のカトウ農林部長に呼ばれて状況を説明したということで聞いております。

ただ、県は、新年度予算で多分やるかと思うんですけれども、旭市にとりましては新年度ではなくて、この補正でぜひ農家、少しでも対策を講じていきたい、そういう趣旨で今回は補正に出させていただきました。

あと農薬の関係ですけれども、その部分につきましても市長の方からも、使える農薬ということで言われております。国の方にしっかりと伝えていきたいな。

ただ1点、実は今ほとんどのトマトのハウスの中には、マルハナバチというハチが受粉をしているのがあります。そういうものとの関係も若干あるのかな。

それともう1点は、この病気の耐病性のある品種、これを国の方にぜひ作っていただきたいということで今要望をしております。ただ、聞くところによりますと、できたんだけれどもやってみたらあまり耐病性がなかったということです。そんなことでさらなる試験研究をお願いをしていきたいなと、そういうふう考えております。

いずれにしても農薬問題、すべて含めまして、旭市で初めてこれをやらさせていただいて、それを県あるいは国の方に、やった結果等をしっかり伝えて、ぜひ全県あるいは全国的な取り組みをお願いしたいということで発信をしていきたい、そういうふう考えております。

○委員長（向後和夫） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 下宿ふれあい公園の関係のご質問でございます。

全体的な話になりますが、本会議の方でも担当課長の方から説明を申し上げたのと重複するかもしれませんが、下宿ふれあい公園につきましては、新市建設計画、旭市の総合計画に一応位置付けをされておまして、それに基づく事業というふうに私の方も理解しております。

先ほど議員さんの方から、飯岡の人が望んでいないとかというようなお話もありましたけれども、この新市の建設計画は、地元の方々の意向を反映されたものだというふうに私としては思っていていきたいと思っております。

○委員長（向後和夫） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 先ほどの神子委員のお話と同じなんですけれども、例えばこの下宿公園につきましても、そういうような検討とかそういうのは、民間を含めてではなくて、それは事務局だけで決めたことなんでしょう。でも本当に地元の人が必要だと思っていることなんだろうということなんです。だから、もしこれであれば、さっきの長熊公園と同じように、やはりもうちょっと検討してみてもいいのではないかな。今本当に必要なのか。

もう500億円も負債があるわけでしょう。その中で何でやっていかなければしょうがない。もう18.5を超えているわけでしょう。どんどんどんどん上がっていくわけでしょう、公債費比率が。実質公債費比率が。そういう中で何でやらなければしょうがないのか。違うところが先に、やるべきところがあるのではないかとということで質問しているんですけれども。では、新市建設計画の中で、例えば持論なんですけれども、道の駅構想があったの消えているでしょう。5か年計画の中に消えてしまったでしょう。それはどう説明付けるんですか。のってればやる。のっていたものを消しておいてやらない。そういう話ではないでしょうということ。

副市長お願いします。

○委員長（向後和夫） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 事務局で決めたことという言い方は、ちょっと私もよく理解できないんですけれども、それぞれ毎年行う事業につきましては、当初予算の予算要求の段階からいろいろな形で議論をして、内部で財政課とも、将来的な実質収支比率とかそういったものも踏まえた中で取捨選択をされて最終的に市長が決定をしていることですので、私としてもその辺は、個人的にどうというものなかなか難しいんですけれども。

道の駅構想について、私もちょっといきさつを知りませんので、ちょっとコメントできません。

（「どうもありがとうございました」の声あり）

○委員長（向後和夫） ほかに。

平野委員。

○委員（平野忠作） では、トマトの黄化病の関連でちょっとご質問します。

トマトは、多分これは土壌栽培、要するに土の栽培のことを意味していると思います。しかしながら、この市内にも水耕栽培というトマトを扱っている業者がたくさんあると思いますけれども、その辺に関しましてはこの病気は全然出ないもののでしょうか、それとも。もし出たらその対策は同じようにやるものなのでしょうか、その辺お願いします。

○委員長（向後和夫） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） この病気につきましては虫が、先ほど言いましたようにコナジラミという小さな虫が媒介をするということで、それがトマトに行って、トマトにウイルスをやると、そのトマトが病気にかかってしまう。そのトマトからトマトにかかるということはありません。コナジラミがまた次へ行ってしまうという、そういう仕組みでございます。

そんなことで、水耕につきましても、ネットを徹底しないと中に入ってしまうという部分があります。

そんなことで、水耕のトマトの農家につきましてもネットの徹底、そういうものをこれから図っていく予定で考えております。

○委員長（向後和夫） 質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、第1号中の所管事項の質疑を終わります。

それではここで審査は途中ですが、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第3号について、下水道課長より補足して説明がありましたらお願いいたします。

○下水道課長（中野博之） 本会議でご説明いたしましたほかには特にございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、都市整備課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、地区計画についてご説明させていただきます。

皆様のお手元に資料を配布させていただいてございますけれども、絵のかいてある方を最初見ていただけますでしょうか。住宅の絵がかいてある資料です。

まず最初に、この制度はどのようなものかということを説明させていただきます。

この制度は、都市計画区域内での適用の制度でございます。ですから、旧3町においては、この制度は全く関係ございません。

この制度の特色といいますのは、その地域においての用途を厳しくしたり、または緩和したりする制度でございます。

小さなエリアごとに設定しまして、住民が主役になり、地域の実情にマッチした計画を作って、よいまちづくりを行っていくというのが一番の特色でございます。各地域においてコンパクトなまちづくりができるということでございます。

この絵にかいてございますように、例えば一番右側の用途純化というのが住宅の絵、点線で引いてあります。例えばこの小さなエリアにおいて……。

その前に、これは、この絵の想定は、住居地域系の想定でございます。住居地域の線引きがしてある地域です。住居系の線引きしてある用途といいますと、旧旭地区ですと2種類ございます。全国ですとこの用途地域というのは12種類ありまして、住居系が7種類、それから商業系が2種類、工業系が3種類です。旭市の場合は、この中のうち、12種類のうち6用途を定めてございます。住居系が2つ、それから商業系が2つ、工業系が2つです。こちらの絵は住居系を想定した絵でございます。

これはまず最初に厳しくする方法を説明させていただきます。この地域においての用途で決められた用途、建築基準法、それから都市計画法、それで決められた用途をもっと、規制を厳しくする方法をまず最初に説明をさせていただきます。

先ほど申しました右側の一番、用途純化といいますと、ここの地域で決められた方法より、例えば屋根や外壁の形状を決めましょう、例えばこの絵のあるような形にしましょうや、それから垣根です、垣根を設けましょうや、そういった細かいことを定めます。それから、その隣の壁面の位置の制限というのは、道路が狭い場合、ではうちはセットバックにして建てましょう、そういったことです。

それから高さの制限、これが今一番日照権で問題になる点でございます。高さを、住居系でも高さが制限がある所とない所がございます。ここでは、高さの制限のないところに、例えば10メートルで高さを抑えましょう、そういう規制を作るわけです。

それから一番左側の細分化防止ということでございます。これは、敷地をある一定以上小さくしてはだめですよということです。これは、この用途地域では構わないんですが、それはやらないことにしましょうということです。

それが規制を厳しくする方法。逆に、今度は緩和する方法です。それは、今の言ったことと全く反対の事です。細分化してもいいですよ。高さ、これは高さは決められていなければ自由でございます。それから、ここに、下に地区施設で公園がございます。ここは公園を設けましょうということで、さあここにスーパーとかそういうの、ある一定以上のスーパーを、では必要ですから求めましょうということが出来ます。

以上で制度の使い方を終わりにしたいと思います。

フロー図を見ていただきたいと思います。

まず地区計画の原案を策定します。それで、右側に条例第3条で必要に応じ説明会の開催とありますが、これは必要に応じて原案を提示します。

その下の条例第2条で、地区計画の原案の公告を行い縦覧に供します。これは2週間行います。

ここで右側に行きまして条例第4条、区域内の土地の利害関係人は、案について意見を提出できます、ここが大きなところなんです。要するに利害関係人でないと意見の提出はできません。これが条例に基づく手続きでございます。ですから、地区計画というのは、その下に法に基づく手続きというのがございます。この前に、地区の皆さんに十分意見を聞いて、さらに作りなさいということです。それができたらこの地区計画、手続き条例に基づいてできましたものを、今度は法に基づいた手続きに行って都市計画決定までいくというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 都市整備課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 議案第4号につきましては、本会議でも法に基づいた部分で分からなかったものですからご質疑させてもらった経過があるんですが、これは本会議でも質疑いたし

ましたけれども、市長は地区計画等の案を作成しようとする場合においてはということで、いろいろお伺いさせてもらいましたけれども、今ご説明をいただきましたことを考えると、旭市でこれから、こういう条例の制定をした後に、こういう場所について特に定めていこうというような状況というのは、現在あるんでしょうか。今後の設置した後の問題、それからよく目にするのは、やはり旧旭に置き換えて考えると、旭の駅前が、仮にそういう高さの制限とか、あるいは北海道の伊達市みたいに、伊達藩と結び付きがあるということで、いわゆるかわらを、昔風のまち並木にするとかという、そういったことで条例を作っていると思うんですけれども、そういったことをやっていけばまちの景観というのは一つの方向付けされますし、また今国の方でも、伝統といいますか、歴史のあるところについては少し補助を出して、何とかもう少し考えていこうと。これとは違いますけれども、近くでは佐原とか、ああいいうまち並木、景観についても、こういう形で維持していこう。

したがって、建物についてはこんな形でいこうということを考えれば、これと何か同じような感じがするなというふうに思うんですけれども、旭市として条例が設置をされた以降については、今利害関係がある方が云々という話をしましたけれども、旭市としてこの地域をこうするんだという考えというのは、今現在どうなんでしょうか。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 特に特定の場所はありません。

それから、なぜこれ今回作ったかといいますと、これとは別に提案制度、議員の質疑でもお答えさせていただきまして、提案制度というのが平成10年にできまして、さらに平成18年に、もっと幅が広げられました。都市計画に関すること、そういったものの利害関係者の方が、ここはこういうふうな用途にしてくださいよと、そういう提案する制度ができたんです。大いに緩和されていますので、そういった意見が出てきましたら、こういった地区計画の手法を用いてやっていきたいなと考えております。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） そうしますと、現状の旭市、この合併になった新市旭としては、今ご説明があるように、旧干潟、飯岡、海上にはこれは適さないということを今お話をいただいておりますということは、旧旭市の所だけについてこれが該当すると。市の方は、今現在利害関係については、現在裏を返すとなない状態だけれども、ある場合にはこれを適用すると。市の方については今のところはそれはないという、そういう考えで進むんだということでよろしい

かどうかの確認だけお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） そのとおりでございます。

この地区計画制度って、いろいろ種類があるんです。沿道型、例えば国道沿いの沿道型の地区景観ですとか、集落、農村型といいまして、農振地域におけるそのまちづくりを行うとか、防災型の地区計画とかいろいろございます。

今一番懸念されることは、大型スーパーです。大規模集客施設といいましてスーパーとか娯楽施設、そういうものが面積1万平方メートルを超えますと、いろいろな規制がかかってきます。この床面積1万平米を超えますと、例えば旭市でどこかへ作ろうやという、そういう施設ができましたら、やはりこの地区計画制度を利用していかないと建たないところが出てくるんです。ですからそういった場合には、この地区計画制度を利用しまして、その集客施設を建設の同意を行っていかねばならないと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、都市整備課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、議案第5号、あさひパークゴルフ場の使用料についてご説明させていただきます。

皆様のお手元に使用料の資料がございます。これについて説明させていただきます。

まず、使用料の基本料金でございます。

一般の方は、1回が、市内の方が500円、市外が、市外の場合ですと1.5倍の割り増し料金になります。1日が市内の方が1,000円で市外が1.5倍で1,500円ということになります。高校生以下が1回、市内が250円で市外が350円、1日券ですと500円、それから市外750円ということになります。

それから月決め会員、これは1か月フリーにできるということです。市内の方が2,500円、市外が1.5倍の3,750円ということになります。

それから道具の貸し出しも行っております。これは市内、市外関係なく、お1人100円と

いうことになります。

月決め会員の条件でございますけれども、下にご書いてございますように、この方は営業日で土曜日、日曜日、それから祝日を除いた平日でないと使えません。大会等で占有をする場合も利用が制限されることがございます。もちろんこれは大会等の利用には使えません。

それから、下の団体料金でございますけれども、これは20名以上を団体扱いといたします。下にご書いてあるとおりでございます、一般と高校生以下に分かれてございます。

これは、団体料金で使う場合、その中に月決め会員がいた場合は、その方を除いた20人以上の場合に適用させていただきます。

以上でございます。

○**委員長（向後和夫）** 都市整備課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

○**委員（嶋田哲純）** ちょっとお聞きいたしますが、一応入場者数は年間どのくらい見ておりますか。

それと、きのうちょっとパークゴルフ場を見に行っただけけれども、真ん中に建物がある周りが、水がたまっているんだけれども、あれは排水のためのポンプ小屋ですか。

それと、あと3つ目は、総工費は実際にどのくらいかかりますか。それを分かれば教えてくださいたいと思います。

以上です。

○**委員長（向後和夫）** 都市整備課長。

○**都市整備課長（島田和幸）** まず、入場者数でございますけれども、私ども年間1万5,000人を想定してございます。現在のところ1万5,000人です。

それから、コースの真ん中にポンプ小屋ということですが、もちろんそういう機械の設備の小屋でございます。

（「水がたまっているんだけれども、あれを、たまったのを、そのポンプ小屋から排水するわけ」の声あり）

○**都市整備課長（島田和幸）** そういうことになりますけれども、一応下には全部排水設備できております。

それから、工事費でございますけれども、総工事費は約6億円近くになるかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 前回、常任委員会の方で、糸満市のパークゴルフ場に行ったわけですが、やはり18ホールで、設備としたら石灰岩で本当にコースとしては、コースらしいコースではないんだけど、それでも年間に3万1,682人の一応利用者がいるということは、これではちょっと、あんなすばらしいパークゴルフ場にしては、人数の入場者数が随分違ってまいりますので、どんな方法でもっと増やす考えはありますか。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 入場者の予測って非常に難しいので、私どもいろいろなコンサルの数字とか使ってはじきますと、かなりの入場者数になってしまいます。そういった数字をあまり信用して想定してしまいますと、収支バランスがちょっと狂うかなと思っていますので、独自の計算でこの入場者数は想定させていただきました。

お客様、利用者を増やしていくには、私ども考えておりますのは、まず今施設、隣にある健康福祉センターの一体施設として利用して、まず利用者の増加を図る。それから、観光面を生かして、隣に簡保があれば、国民宿舎飯岡荘がありますから、そういった施設に割引券を置きまして、とにかく市外から来たお客さんにパークゴルフ場を使っていただいて利用者の増加を図っていきたいと考えております。

この目的、そもそもパークゴルフ場の目的というのは、第1が市民の健康増進、それから2つ目は海岸の活性化でございますから、両方の、健康増進とそれから海岸活性化の目的を果たすように頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） それで、きのう行った感じでもって、これ駐車場が実際にこの面積で、駐車場が足りるのかなとちょっと不思議に思ったんだけど、実際にあそこを駐車場にすると、駐車場が恐らく、スペースが足りないのではないかなと思うんだけど、その点どうでしょうか。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 確かに、福祉センターと合わせても50台足らずの駐車場なんです。ですから、大会等がある場合は、海岸に私ども、自然公園の中で、駐車場としてのスペースを借りてありますので、年間通して借りてありますので、大会等の場合に置き切れない

場合は、そちらの海岸の方に置いてもらう考えであります。

○委員長（向後和夫） ほかに。

平野委員。

○委員（平野忠作） では、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、先ほど課長が簡保と、あるいは飯岡荘と、宿泊者に割引券というのを申しましたけれども、そういうところの料金はどのくらいの料金で考えているものなのか。

それと、もう一つはこの予約の方法等がまだあんまり明記されていないけれども、ゴルフ場は2か月前、一般的にはそうなんです、その辺はどのようなものかと。

それと、もう一つは、糸満市、この間常任委員会で行きまして、そのときにコース整備とか芝刈り等は地域のボランティアにかなりお安くやってもらっているということをお聞きしたものですから、その辺の配慮等はどのように考えているかと。

それともう一つ、月決めの会員が月ごと2,500円で、半年ですとだいたい1万5,000円見当になりますけれども、これをもうちょっと踏み込んだ2,000円の1万2,000円くらいで、半年くらいの、月でなくてこの半年というのを考えてはいかがなものでしょうか。

一応、4点ですか、ひとつ分かっている範囲内で結構ですのでよろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 割引の件ですけれども、これは条例が通りましたら、さらに詳しく規則を作りまして、その中で決めさせていただきますけれども、今考えているのは、割引は市外の方が、宿泊施設、市内の、市外から来て市内の宿泊施設、簡保とか国民宿舎とか民宿組合とか、それから旅館組合ですね。そういった市内の宿泊施設に泊まって利用してくださった方に対しては市内料金として扱います。

それから予約の件でございますけれども、これは市内の方は、予約はですね、ただし条件がございます。予約できるのは団体の方です。あと団体か大会等の場合です。個人では予約できません。団体の予約ができるのは、市内の方は3か月前、それから市外の方は2か月前。

ただし、簡保さんの場合ですとかそういう宿泊施設で、例えば簡保さんですと6か月前から予約とっているとかそういうのがあります。ですからそれはその事情に合わせた方法をとっていきいたいと考えております。

それから、半年の件でございますけれども、これは今考えておりません。

それからボランティアの件ですけれども、これはボランティアでやっていただく方法で今、芝等、草等の管理、お手伝いいただくボランティア制度を考えております。

ボランティアをなさってくれた方に対しては、1日券の無料券を差し上げる予定でございます。

○委員長（向後和夫） 平野委員いいですか。

平野委員。

○委員（平野忠作） ちょっともう一つお聞きしたいんですけども、そうするとだいたいこの予約というのは、もうほぼ団体客のみということで、あとはもう先着順ということでよろしいですね。分かりました。ボランティアの一応1日の利用券のサービス券ということで、はい、これも了解しました。ではよろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、都市整備課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長（島田和幸） では、第8号について補足説明いたします。

この健康パークの設置によりまして、市立公園条例の公園の中にこれを加えるものでございます。

これによりまして、市立公園は全部で21か所となります。内訳は、都市公園が11か所、都市公園以外の公園が10か所となります。

本来、このあさひ健康パークは、都市計画区域内にありますので都市計画公園に入れるべきなんですが、お隣の福祉センターと一体的な利用を図るため、管理棟をつなげますので、そういった観点から、都市公園以外の公園に入れさせていただきます。

なぜかといいますと、福祉センターの都市公園内の施設に該当しないのでこちらに入りません。都市公園の方には入りません。ですから、その他の公園の方に位置付けさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 都市整備課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、建設課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 特に補足する内容はございません。

ただし、関連しまして、図面を配ってございます。右側に議案番号が、右側の上に建設課と書いてあるこの図面がいつているかと思ひます。配布されているかと思ひます。

高橋議員が、一般質問で、進捗状況と今後の予定をという質問もありました。したがって、この場では、議案の補足説明というよりも、関連してこの図面でもっともう少し詳しく説明をさせていただきたいと思ひますが、よろしゅうございましょうか。

○委員長（向後和夫） お願いします。

○建設課長（米本壽一） それでは、2枚図面が配布されているかと思ひます。

1枚目は南北線でございます。

南北線につきましては、この図面、横に長くなっていますので、右側を上にしてもらいますと北側になるわけです。

赤いマークがついているのが南北線、議案では3.2キロ、起点と終点の位置を示しましたがけれども、この図面では鉄道があり国道があり、さらに江ヶ崎地先までの図面でございます。線を引いてございます。

今の状況ですけれども、道路詳細設計を、国道とヘリポートまで。この赤い印の一番下にヘリポートです。一番下がヘリポートです。だからヘリポートから国道までを、道路を細かい設計をやっている最中では。

なおかつ鉄道、鉄道をまたぐ250メートルの橋の詳細設計もやっているということです。

道路詳細設計は650メートル、橋は250メートルで、国道までの距離が900メートルというような、そんな状況でございます。

この間の用地の交渉につきましては、今29名の土地を持っている方と交渉をしております。

なおかつ、物件もございします。家屋がありカラオケの店舗がありパーマ屋さんがありということで、9名の方とこの国道までの間ですけれども交渉をしていますよということです。

なお、3.2キロ、広域農道までの距離でいきますと地権者は102名、こんな状況でございますし、境界査定をやりしましたので、そのときに、もう用地交渉は進んでおると、そんな状況でございます。

今後の予定ですけれども、用地につきましては平成21年度の早い時期に、この国道までを済ませておきたい、工事につきましては22年度に終了させたい、こういった、一般質問で答弁させていただきました。今もそんな予定であります。

議案とはちょっと離れてしまいますけれども2枚目をめくってもらいますと、今度は東西線です。これは議会の中で、南北線の認定の説明あったけれども東西線はどうなっているという話がありましたので、参考までに配布させていただき、また今の状況と今後の予定を説明させていただきたいと思います。

東西線につきましては、AとBというふうに分けてございます。Aというのがヘリポートの周辺、ヘリポートというか、ヘリポートの所の道路を東に行き川島歯医者までのことをいいます。この図面でいきますと⑦、矢印があるところが川島歯医者です。②の矢印のあるところの辺りがヘリポートの辺りということ……、ごめんなさい。③の辺りが網戸のライスセンターであり、その南側がヘリポートがある、こんなような状況になっています。東西線Bというのは川島歯医者、つまりこの図面でいきますと⑦の矢印が入っているところの、この交差点から東へ、飯岡バイパスに向けての約900メートルが東西線Bと呼んでいるところでございます。それぞれに今の状況と今後の予定を説明したいと思います。

東西線A、ここで、この図面で赤く印が付いているところですが、道路の詳細設計はすべて済んでおります。交渉している地権者でございまして34人おります。これはあくまでも何件と申していただき。相続人が例えば20人いれば、延べ人数ではありません。34件と今交渉しております。契約済みが17件ですので、50%というような状況です。それから物件の交渉もしております。ここにはハウスがあり、千両の畑があり、また倉庫がありというのがありますので、この数は6人おります。その方と交渉中であります。工事につきましては、ヘリポートの北側、道路とヘリポートの間に水路があるんです。農業用の水路がありますので、この今付け替え作業を行っている。付け替え工事を行っている、こんな状況であります。20年度はさらに東に行きまして、用地の購入を終えた所から工事を進めたいと、こんなふうな状況でございまして。

それと東西線B、これは県に工事は委託しておるわけでございましてけれども、用地の方はもう全部もちろん済んでおります。県の方の今年の工事は、この川島歯医者側から約200メートルでございましてけれども今月発注予定と、そんなふうになっております。水路をいじったり、そういった工事になろうかと思っております。

それから、今後の予定ですが、東西線Aにつきましては20年度で用地の買収を終了させたい。工事につきましては1年遅れの21年度で終了させたい。

同じく東西線B、川島歯医者から飯岡バイパスに向かっての工事は21年度で終了したい、こんな状況でございまして。

もう一度1枚目をめくってもらいたと思いますけれども、一般質問の中で、私はこういうふうに述べさせてもらいました。これ右を上にしまして、北をまた上にしてもらいたと思いますけれども、ヘリポートの所から県道銚子旭線、最初の交差点、この図面でいけば⑤の矢印があったり④の矢印がある、この交差点が県道銚子旭線になるんですけれども、これにつきましては21年度、つまり東西線の車が入ってきたときに、中央病院の駐車場の中でうろうろされては困りますので抜け道を造りたいので、銚子旭線のこの位置までは21年度の完成を目指しますと。さらに、北へ上がりまして、国道までは先ほど言ったように22年度の完成を目指します。こんな今の状況になっております。

議案の説明とはちょっと離れてしまったかも分かりませんが、以上で説明を終わりにいたします。

○委員長（向後和夫） 建設課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 課長にお願いしたいことは、私も実際今、海上から旭旧126号線を、これ旭市内に入るときには、朝の7時半ぐらいに来ると信号だいたい3回か4回待つわけでございます。両方の車がいっぱいで、これ救急車来た場合はどうなるのかなと、そういうような考えをしているわけでございますので、これだけは今言ったように、用地買収、工事、一応これうたってありますように、延ばさないでこれ絶対やっていただけるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） とにかくこれは頑張りたいと思います。

ただ、向藤食堂の前が中央病院の玄関になっています。それが今度は東に振られ北に振られと、玄関が増えていくわけです。ですので、その辺も混雑が解消されるし、また一生懸命頑張って用地は確保したいと思っています。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後和夫） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（向後和夫） 賛成者なし。

よって、議案第1号は否決されました。

続いて、議案第3号、平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後和夫） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） パークゴルフ場の管理棟の進捗状況について、ご報告させていただきます。

この工事につきましては、平成19年9月27日に、鈴木建設株式会社と9,114万円で工事請負契約を締結いたしました。その後におきまして、工事に取りかかれない状況でございました。

議員の皆様、ご承知のとおり、建築確認におけます構造計算の偽造事件の関係によりまして、さらに建築基準法の改正がありまして、ある一定以上の建物につきましては、さらに厳しい構造計算の判定を受けなければならなくなりまして、確認の期間が相当日数を要するようになっております。

このようなことから、このパークゴルフ場の管理棟の確認申請も、平成19年の8月28日に申請いたしましたが、つい先日の12月12日に確認がおりたところでございます。これまで、工事に取りかかれない状況でございました。この間おりましたので、今基礎工事に着手しているところでございます。

非常に工期的に厳しいものがございます。現在の工期は、来年の3月21日の工期となっております。頑張ってはまいりますけれども、4か月ではちょっと無理かなと考えているとこ

ろでございます。工期の延長も考えていかなければならない状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） この件につきまして、お尋ねしたいことがあればお願いします。

神子委員。

○委員（神子 功） 今ご説明いただきまして、事情についてお話をいただきましたが、延長せざるを得ないような状況だということになりますと、繰越明許費になる可能性があるということと考えてよろしいのかどうか。

その場合には、工期がいつごろぐらいまで延びる可能性が秘めているのかどうか。この辺お伺いしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 議員のおっしゃるとおり、繰越明許を今考えております。

とにかく頑張ってはまいりますけれども、4か月では無理だと思うんです。この構造計算の適用判定さえなければ、こういうことはなかったんですが、パークのこの管理棟の場合は、鉄骨造りですと500平米を超えるとこの基準になるんですが、パークの場合は500平米にはいかないんですが、高さが、軒高といいまして高さがこれ9メートル超えていますので、それで引っかかりまして、構造計算判定を受けたものでございます。

工期の延長は、3月21日から、余裕を持ちますと2か月ぐらい、5月いっぱいぐらいまではとった方がよろしいかなと今考えているところでございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） そうしますと、入り口の部分で思いもよらなかったことができたという、そういったことなのか。あるいは専門的に認識を得ていたんだけど引っかかってしまったという、どちらなのかどうか。この辺がやはり一番の入り口の部分ですから、それによって工期が遅れてしまったということは、一応今現在7月1日にオープンということを考えていますけれども、市の方で。それがさらに延長になるのかどうか。これは結果のことですから、致し方ないというふうに思いますけれども、どんどんこれ準備が遅れてしまうという部分があるとすれば、そういう原因があるからだろうということが判断できますけれども、その点はどうだったのかどうか。

7月1日にオープンという、要は芝の養生とかということを今考えてのオープンですけれども、その前のセレモニー的な部分とかということを考えた場合に、7月1日までに予定が

間に合うのか、セレモニーはどうか、その辺の計画的なことについてはいかがでしょうか。2点だけ伺いいたします。

○**委員長（向後和夫）** 都市整備課長。

○**都市整備課長（島田和幸）** 入り口部分の考えなんですけれども、これは、設計は7月いっぱい設計会社と契約させていただきまして、7月いっぱい上げていただきました。しかしながら、設計会社の方の工事費用が高かったんです、私の方の予算を組んでいる。相当な開きがありました。それをもちまして私の方で今度は、設計計算を自前で今度やり直しました。その関係で1か月ぐらい遅れました。それに伴いまして、また構造も若干変更させていただきました。

それがあつたにしても、3か月はかからない。普通はかからないんですが、ちょうど状況的にほかの物件等もありまして、構造的には判定は東京なんです、やはりそちらで相当の日数を要することになってしまいました。

それから、ほかの影響なんですけれども、これは7月、今現在考えています7月1日のオープンに向けまして、ほかへの影響は出ないと考えております。7月1日にはセレモニー等オープンする予定でございます。また、芝の養生とかそういったものにも影響は出ないと考えております。

以上でございます。

○**委員長（向後和夫）** では、商工観光課長。

○**商工観光課長（神原房雄）** では、商工観光課の所管について報告いたします。

6月の第2回の定例会で申し上げました萩園公園のトイレの改築事業でございます。

現在の進捗状況でございますけれども、工事の契約につきましては、10月23日に契約を締結しました。丸宮建設でございます。

工期につきましては、10月24日から来年の3月10日を予定しているところでございます。11月より着手しているところでございます。

工事の内容でございますが、鉄筋コンクリート造りの平屋建ての建築面積が79.8平方メートルでございます。

トイレの概要ですが、男子トイレが5つ、小大を合わせて5つ、女子トイレが3つ、それとスロープを設けた身障者用トイレを1つ付けてございます。

そのほかに、かなりサーファー等観光客が多いということの中で、通年利用できるシャワースペースを2基設置しております。

なお、この契約の中に、既存のトイレであります、隣に古いトイレがございますが、その解体工事も含まれているところでございます。

それから、これは情報提供ということで報告したいと思います。

大型店の出店計画ということで、議員もご存知だと思いますが、ケースデンキとフードプラザハヤシの出店がございます。

ケースデンキにつきましては、地元説明会も終わりました、今縦覧をしているところでございます。場所につきましては国道を挟んだ北側の土地でございます、面積については6,149平方メートル。店舗面積につきましては2,692平方メートルということで。開店につきましては来年20年度の6月10日を予定しているところでございます。工事着工については12月ということになります。

それからスーパーハヤシですが、フードプラザハヤシといいます、これも住民説明会を予定しておりまして、出店の場所は、これは文化会館の北東というんでしょうか。今もうネットを張ってあります。その場所でございます。面積については9,837平方メートル。店舗面積については2,160平方メートルということで、こちらの方の開店は来年の4月10日を予定しております。

あと直接の出店ではございませんが、サンモールシネマということで、サンモールの4階にシネマ6館できることになっております。3月上旬予定で、今進められているところでございます。6館で、席については全部で763席という予定をしております。一番大きなシネマで316席、一番小さなシネマで69席ということで、障害者のスペースもとってあるそうです。

以上でございます。

○**委員長（向後和夫）** ただいま商工観光課長の説明が終わりました。

何かお聞きしたいことがあればお願いします。

（発言する人なし）

○**委員長（向後和夫）** よろしいですか。

そのほか。

建設課長。

○**建設課長（米本壽一）** 建設課からは、道路と排水路の整備状況についてお知らせいたします。

市長の政務報告の中で、道路、排水路の発注件数を64件というふうに、11月30日現在の数

字を述べました。その内訳について報告申し上げます。

また、3月議会、決算議会で、一覧の資料はもちろんお配りすることになるかと思ひます。きょうは数字だけ報告させていただきたいと思ひます。

維持補修と改良、2つに分けたいと思ひます。維持補修と改良を2つに分けて報告をさせていただきたいと思ひます。

まず初めに維持補修ですけれども、64件のうち40件でございます。金額は9,200万円です。請負率は88.6%です。それから、予算の執行率は75.6%です。

続きまして、改良工事、もちろん排水も含めました改良工事ですけれども24件でございます。金額は2億1,400万円でございます。請負率は89.8%でございます。予算の執行率ですけれども60.5%です。

それと、両方合わせた工事の距離、延長でございますけれども、約6キロメートル、6,000メートルでございます。

こんな状況、中間報告ですけれどもお知らせいたします。

○**委員長（向後和夫）** ただいま建設課長から説明がありました。

何かお聞きしたいことがあれば、お願いしたいと思ひます。

神子委員。

○**委員（神子 功）** 1点だけお伺いいたします。

旧旭市の椎名団地の排水の関係ですが、一番、地域の住民の方々がずっと持ち焦がれている排水路、現在の状況と今後の見通しについて、今現在どうなっているのか、1点だけ報告いただければと思ひます。

○**委員長（向後和夫）** 建設課長。

○**建設課長（米本壽一）** 椎名団地の排水路、今年で工事は2年目になります。最終的には3年間ですべて終わります。ですので、20年度の工事ですべて終わる、こんな状況で、今工事をやっている最中です。

ただ、その排水路の工事ってどうしても、稲の時期、水稻の時期を外してやるものですから、完成がいつも3月になってしまう、こんな状況です。いずれにしても20年度完成という状況でございます。

○**委員長（向後和夫）** ほかにありますか。

滑川委員。

○**委員（滑川公英）** 直接は関係ないんですけれども、中央病院に行く、大正道路、県道です

けれども、あれは、進捗状況というのはこれからの予定ですか。分かっている限りでいいんですけども、だいぶ皆さんまだ困っているようですので。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 具体的に名前は、もう川島組の所の十字路といえば一番分かりやすいと思います。そこの所でありますけれども、今市も県も、川島組の所は用地の購入の契約はもう済んでいます。ですので、あの建物を、川島組は移動するということの準備はしているという状況です。

したがいまして、県道の方は、川島組にしても北側の家にしても、少しずつ少しずつ広がっていきます、というような状況です。

ただ、1つだけ問題ありまして、あの交差点の北の西の角に1軒、家があります。あの家だけがちょっと難航しているというのが今の状況です。いずれにしても川島組は契約が済んでいますし、県道の方もどんどん広がっていく状況ですので、もうしばらくの辛抱ということで。

辛抱して、そのうちそのアクセス道路が通れば、南北道路もかなり、全体的に解消されるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに。ありませんね。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それではすみません。農水産課から2点ほど、お手元の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

1点目の方は、遊休農地解消対策事業補助金の関係でございます。これは当初予算にご審議いただきまして現在まで、実はこの補助金の出し方、そういうものを議論してきました。

今、農業委員会の方といろいろ打ち合わせをしまして、遊休農地対策を種々やっております。

遊休農地がいろいろ出てきますと、この資料の1ページの一番下の方にありますように、産業廃棄物等の不法投棄、あるいは火災の発生、病害虫の発生、土砂等の堆積、いろいろもろもろあります。

1つ、5番目に、特に土地改良の賦課金の未納問題も出てくるということで、私は何も作っていないんだから払わないよという方も、実は改良区に聞きましたところが若干出てきたと。

そんなことでいろいろな問題が、遊休農地の発生には与えるのかな。そんなことで、今回の予算の中では、遊休農地のある方が意欲のある担い手に対して農地をお貸ししていただく。そういう場合に、担い手の農家の方が遊休農地を解消して作る場合、そういう場合につきまして、ここにありますように、10アール当たり2万5,000円を限度としまして支援策を講じたいと、そんなことで現在動いております。

以下、資料につきましては要綱等を入れてありますのでご覧になっていただきたいと思います。

もう1点、2枚の資料で、平成19年11月30日公表の農林水産統計よりという細かな資料、これをお目通しいただきたいと思います。

今まで、旭市の農業産出額は411億6,000万円というようなことで、いろいろ説明しておたわけですけれども、先月農林水産統計年報が公表されまして、18年の農業産出額、旭市は418億3,000万円というようなことで公表されております。対前年に比べますと6億7,000万円ほど増えております。

ただ、千葉県につきましては、147億円減っているということの中で、旭市は農業者の頑張りの中でこういう数字を入れていただいております。もちろん県下の中で第1位という地位でございます。ただ銚子市、隣ですけれども、昨年、17年第2位だったものが今回第3位というようなことで、香取市が第2位というような地位になっております。

ただ、若干、旭市の気になるところが、17年と18年対比しまして、お米が年々落ちていきます。お米につきましては落ちている。それと野菜につきましては、若干8億3,000万円増えている。花につきましても落ちているというような部分であります。あるいは畜産につきましても、肉用牛あるいは豚、酪農ですか、この部分につきましては減っております。ただ、豚につきましては9億9,000万円ほど伸びております。

そんなことで、お米の対策あるいは家畜の中で牛の対策、こういうものが、あるいは花の対策、こういうものが必要なというふうに考えております。

ちょっと細かい資料でありますけれども参考にさせていただければと思います。

2枚目の方には、実は全国の中の旭市のランキングが入れてあります。千葉県はご承知のように、第4位から3位に上がってはきました。茨城が4位になったということでもあります。ただ、旭市の地位につきましては、実は全国の中で、ここにありますように第9位というようなことで、こういう位置にあるということでご承知いただければと思います。

あと若干情報でございますけれども、先ほど肉牛が産出額減っているという説明をさせて

いただきました。ただ、市内で1つは大きな取り組みがありまして、市内の農事組合法人宮澤農産という旧干潟町に実はある会社があります。ここが実は、県内で初めて和牛の輸出をこの11月から始めております。輸出先につきましては、アメリカの方の高級レストランあるいはホテル、ここに毎月15から16頭前後、こういう頭数をアメリカへ輸出する予定になっております。先般、10日の日には出発式をやったわけですが、既に11月から2回ほど出ているということでございます。県内初めての取り組みということで、期待が高まっております。

ただ、牛肉の輸出につきましては、旭の食肉公社ではできないもので、群馬県の方の食肉卸売市場、ここを通しまして生体出荷をしている、そういう状況になっております。厳しい畜産の情勢でありますけれども、こういう形で前向きな取り組みもされているということでご紹介を申し上げます。

以上でございます。

○**委員長（向後和夫）** ただいま農水産課長の説明が終わりました。

何かお聞きしたいことがあれば。

嶋田委員。

○**委員（嶋田哲純）** 農水産課長にお願いしたいんですけれども、今農家を取り巻く情勢は、本当に大変厳しいものがございます。まず農産物の本当に、豊作になれば価格の暴落ということで、ましてや今石油から資材から値上がって、本当に農家が苦しいわけでございますので、なるべくいい補助金があれば、農家になるべく還元していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○**委員長（向後和夫）** これは要望でいいですね。

ほかにはありませんか。

下水道課長。

○**下水道課長（中野博之）** 下水道課から、本年度の工事の執行状況につきましてご報告いたします。

本年度に予定いたしました東町、網戸地先7.8ヘクタールの面整備工事及び昨年度に面整備工事を行いました箇所道路舗装の本復旧工事につきましては、すべて発注済みでありまして、現在工期内の完成を目指し工事中で、いずれも年度内に完成予定でございます。

以上でございます。

○**委員長（向後和夫）** 下水道課長に何かお聞きしたいことがあれば。

神子委員。

- 委員（神子 功） 決算あるいは本会議でも議論した経過がありますが、今順調に発注済みの中で、年度内に終えようというような、そういう状況にあるかというふうに今説明をいただきました。

本会議、決算の中では、今が普及を高める時期ではないかと。要は、面整備終わったら加入してくださいよという、そういったことも含めてやるとよろしいのではないかなということでは話させてもらっておりますけれども、そういった意味で啓蒙啓発、それから普及推進ということから考えたときに、今どのような状況にあるのかどうか、その点だけお願いしたいと思います。

- 委員長（向後和夫） 下水道課長。

- 下水道課長（中野博之） 前回の委員会におきましても、啓蒙啓発及び戸別訪問による接続のお願い、それから滞納の徴収というようなことを行っております。職員につきましては、毎日のように出向きまして、啓蒙及び滞納整理を行っているところでございます。

11月末までの段階でございますけれども、18年度末から比べまして36世帯、人口にしますと82人の方が接続をしていただいております。そういった状況で、今後も水洗化率の向上及び滞納の整理ということに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 委員長（向後和夫） 神子委員。

- 委員（神子 功） どうもありがとうございました。

非常に今、普及率の向上ということについては大変な取り組みかと思っておりますけれども、こつこつこつこつ地道にやっていただくことが、その成果が必ずや表れると思っておりますので、これから寒くなりますけれども、ひとつ大変でございますがよろしく願いいたしたいと思っております。

- 委員長（向後和夫） それでは、ほかにないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

- 委員長（向後和夫） 次に、陳情の審査を行います。

農水産課以外は退席をしてください。

また、委員の皆さん、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時10分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

去る第3回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第3号、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情についての1件と、去る12月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情第4号、日豪EPA／FTA交渉に対する陳情についての合わせて2件の付託陳情の審査を行います。

初めに、第3回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第3号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

次に、陳情第4号について、初めに農水産課より参考意見がありましたらお願いいたします。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、お手元の資料に基づきまして若干、我が方の課で持っております情報等につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料に、日豪EPA交渉の方針と農業の体質強化の取組という資料を入れさせていただいております。これは農林水産省の方の資料でございます。

ご承知のように、オーストラリアとの貿易交渉、今真っ盛りでやられております。ただ一番のネックが、この資料の2ページにありますように、下の方を見ていただきたいと思いますけれども、我が国と、日本とオーストラリア、これは農業の中で大きな違いがあるというようなことでございます。

この表にありますように、農地の面積では、日本とオーストラリア、89倍の面積の差があります。あるいは平均経営面積、1戸当たりの面積につきましても日本は1.8ヘクタール、

オーストラリアは3,385ヘクタール、日本との差は1,881倍という差であります。国民1人当たりの農地につきましても、ここにありますように573倍という、そういう大きな差がある、この現実が実はあります。

そういうようなことで、オーストラリアと日本が、本当に自由貿易をやったときに、日本の農業はどうなるのかというようなことで、そんなことで、1ページの上の方には、農林水産省としましては国内農業の影響を十分踏まえながら、守るべきものはしっかり守っていこうと、そういうスタンスということで聞いております。

そうした中で、資料の3ページの方をお目通しいただきたいんですけれども、ただ日本の方も、農地の面積が少ないから云々というだけでは農林水産省やっていないというようなことで、ここにありますように、先ほど議員の方からありました、いろいろな面で、今農業への支援策が図られております。特に担い手農家への施策の集中化・重点化というようなことで、ここにありますように、19年からはいろいろな制度を入れさせていただいてあります。

それといろいろ資料の中の最後のページをお開きいただきたいと思います。5ページということで申し訳ありません。

この中に、実は、オーストラリアとのEPAをめぐる動きがございます。2006年の12月11日には共同研究報告書の取りまとめということで、これはご承知のように、小泉総理大臣のときに、オーストラリアの総理大臣と、自由貿易につきましていろいろ議論をしましょうという、そういう際に共同で、2国間で研究をしていこうと、そういうものが始まったわけであります。

その中の資料としましては、実は、日本はオーストラリアにとっては最大の貿易相手国であるというようなことで、オーストラリアの対日輸出額は2005年で2兆7,000万円、そういうことになっております。

実はオーストラリアは、中国とアメリカ、これを合わせた額よりも日本に対して最大のお客様ということになっております。それと逆にオーストラリアは日本にとって、実は12番目の輸出の市場でもあるというようなことで、日本はオーストラリアに輸出としまして、約1兆4,000億円程度やっておるというような資料が実はこの中にあるということで聞いております。特に自動車等の産業が多い。オーストラリアに行きますと2人に1人は日本の自動車に乗っている、そういうことも実はこの資料の中に書かれております。

そんな中で、いろいろ今まで交渉をしておったわけですが、この最後のページに、下にありますように、平成18年の12月7日あるいは12月12日に、衆参両議院の中で、国とし

ましては、ここにあります米、小麦、牛肉、乳酸品、砂糖、こういう日本の農林水産物の重要品目、これにつきましては、除外あるいは再協議の対象となるように政府一体となって全力を挙げる、こういうことで了解をされているということで現在進んでおります。

そんなことで、先般も国の方に聞きましたところが、国としてはこの農産物は守りたい。守れなければ協議の中断も余儀なく考えている。そういうことで、昨日確認をしてございます。

そんなことで、国のスタンスとしては、守るべきものは守る、そういう姿勢で現在いっているということで聞いております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 農水産課の説明は終わりました。

それでは、陳情第4号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、陳情第4号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。大変ご苦労さまでした。

それでは25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時25分

○委員長（向後和夫） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（向後和夫） これより討論を省略して採決を行います。

陳情第3号、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(「不採択」の声あり)

○委員長(向後和夫) では、不採択に賛成の方は。

(賛成者起立)

○委員長(向後和夫) 全員賛成。

それでは、陳情第3号は不採択とすることに決しました。

陳情第4号、日豪EPA／FTA交渉に対する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(向後和夫) 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(向後和夫) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の協議

○委員長(向後和夫) 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

(資料配布)

○委員長(向後和夫) 陳情第4号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(宮本英一) それでは、陳情第4号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配布してございます日豪EPA／FTA交渉に対する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

日豪EPA／FTA交渉に対する意見書（案）

4月から開始された日豪EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）交渉に対し、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張すると見られています。豪州政府の要求どおり、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、牛肉、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円の打撃を受け、関連産業や地域経済への影響をふくめると2～3兆円規模になるとされています。

また、食料自給は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったオーストラリア産の農業生産は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安定保障を危うくする結果を招きかねません。

よって、国においては、日豪EPA／FTA交渉にあたっては、下記事項について特段の配慮をなされるよう強く要望する。

記

1. 日豪EPA／FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目について、関税撤廃の対象から除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は交渉を中断することを求めます。

2. 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

これは内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣あてでございます。

以上であります。

○委員長（向後和夫） ただいま事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようでございますので、陳情第4号の日豪EPA／FTA交渉に対する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長(向後和夫)** ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、ただいまご協議いただきました意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴う議会制度の見直しの中で、去る第3回定例会において、委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え理由を付け委員長が議長に提出しなければならないと改正いたしましたので、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

では暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

意見書の審査

○**委員長(向後和夫)** それでは、続きまして、道路整備促進期成同盟会千葉連合協議会より依頼のありました意見書の提出についての審査を行います。

この取り扱いにつきましては、先日の全員協議会において、所管の建設経済常任委員会で審査をお願いしたい旨の依頼がありました。本委員会で審査するものであります。

なお、参考意見を聴取するため、建設課の出席を求めました。

それでは、依頼のありました中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書の提出について審査を行います。

初めに、建設課より参考意見がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○**建設課長(米本壽一)** それでは、資料に基づきまして意見を言わせてもらいたいと思います。

道路整備促進期成同盟会千葉連合協議会の会長である茂原の市長から、この文書が届いたものでございます。

これはもちろん、旭市長も、銚子連絡道関連の期成同盟会の会長であります。ですので、同じような考えがあるような状況であります。

後ろに、国に提出する意見書の案が届いているかと思えますけれども……

(発言する人あり)

○**建設課長（米本壽一）**　そうですか。ごめんなさい。資料があらうかと。

大変失礼いたしました。

ではもう一度ご説明というか、これはあくまでも意見ですね。

今説明したとおり、こういった期成同盟会の会長、茂原の市長から依頼のあった件でございます。

1枚めくってもらいますと、後ろに国に提出する意見書の案がございます。これにつきましても、後ほどこの内閣総理大臣ほかあて名が書いてございますけれども、衆参の議長にもぜひ提出していただけないだろうかという話もございました。

さて、この道路特定財源関係の説明に少し時間をいただきたいと思います。今さら申し上げることもないかと思えますけれども、この道路特定財源というのは、使い道を限って、国と地方が目的税の形で集めているという財源でございます。昭和29年に導入されたものでございます。現在、国と地方を合わせまして5兆6,000億円という税収でございます。

2つ目に、現在の国の状況。もちろん新聞見て分かっていると言われてしまうかも知りませんが、今の国の状況、政府与党は、今月7日に見直し案というものを作ったわけでございます。その見直し案というのが揮発油税、ガソリン税でございますけれども、本来の税率に上乗せしている暫定税率というものを、向こう10年間、来年度から10年間継続維持したいと。でも、一般財源化の議論がされていまして、10年間、当初は65兆円という数字を出していましたが、それをちょっと下方修正しまして59兆円という数字を出しました。この59兆円というのは、道路整備計画に幾ら使うという59兆円です。残った分を一般財源化しようということで譲歩案をやったというのが今の国の状況です。

一方、民主党につきましては、いやいやそうではないと。こういった暫定税率とかこういうものは廃止しようというような、そんな国の状況であります。

地方の状況ですけれども、今千葉県内で56の市町村がありまして、どこの首長も国に要望していると、存続を要望している。道路特定財源の存続を要望していると、こんな状況でございます。

○**委員長（向後和夫）**　建設課の説明は終わりました。

それでは、この件について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 今回の、会長である茂原市長の石井市長の方から、道路整備促進期成同盟千葉連合協議会ということで、各市町長あてに提出され、意見書の案文も含めての内容が提示をされております。

申し上げるまでもなく、旭市につきましては、従来から銚子連絡道という位置付けのもとに、期成同盟で年々やっているんですけれども、なかなか緒につかないと、いつ見通しがつくかということもなかなか厳しいような状況があります。

しかし、全国的に見ると、北海道とかあるいは沖縄とか、さらに関東以外のところについては、道路が非常に整備されているということを考えた場合には、財源が必要になるわけがあります。

そういった意味で、先ほど来新聞紙上では、一応情報は得ておりますけれども、今の説明にありましたように、千葉県内56市町、市や町の、そういうところからも要望が出ているということも含め合わせますと、やはり千葉県の中でも東部地区にある旭市についても、やはり同じ意見を提出し、そして意見書を出すべきかなというふうに思う1人でありますので、この道路特定財源の暫定税率の延長等に向けた活動についても、1枚加わって、旭市からも同様の趣旨の意見書が提出されるべく、ぜひお願いしたいということでございますので、私の意見といたします。

○委員長（向後和夫） ほかにご意見ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） それでは特にないようですので、中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。執行部の皆さんは退席してください。

大変ご苦労さまでした。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時39分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書の採決

○委員長（向後和夫） これより本件について採決を行います。

中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、本件は採択と決しました。

以上で、本委員会にお願いされておりました中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書の審査は終了いたしました。

なお、報告につきましては、委員長に一任を願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、報告については委員長一任とさせていただきます。

意見書案の協議

○委員長（向後和夫） 続きまして、ただいま採択と決しました中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率の延長等に関する意見書提出に伴う発議案の準備をいたしたいと思います。

それでは、お手元に配布してあります意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（「衆参議長」の声あり）

○委員長（向後和夫） お手元に配ってあります意見書、ここに衆参の議長というのを、提出

先に付け加えて。

神子委員。

○委員（神子 功） 先ほど建設課長の方から、この提出先が衆参両議長あてにということの話がございました。それをもって、現在ここに書いてある案のあて先をもって、意見書の案文でよろしいかと思えます。

○委員長（向後和夫） ほかにはございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） それでは、特にないようでございますので、中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

次に、ただいまご協議いただきました意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者についてでございますが、先ほどの意見書の取り扱い同様に、委員長名で議長に提出をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） それでは、以上をもちまして審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変長時間ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時44分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成19年12月17日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 7 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 工事請負契約の締結について

《付託陳情》

陳情第 5 号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情

陳情第 6 号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情

陳情第 7 号 高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情

出席委員（7名）

委員長 林 一 雄

副委員長 柴 田 徹 也

委員 林 正一郎

委員 木 内 欽 市

委員 景 山 岩三郎

委員 向 後 悦 世

委員 伊 藤 保

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 嶋 田 茂 樹

説明のため出席した者（23名）

教 育 長	米 本 弥榮子
財 政 課 長	平 野 哲 也
健康管理課長	小長谷 博
高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	及 川 博
そ の 他 担 当 職 員	1 5 名

環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄
社会福祉課長	在 田 豊
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
生涯学習課長	花 香 寛 源

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一
主 査	穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長	石 毛 健 一
-----------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（林 一雄） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会ということで大変にご苦労さまでございます。

2007年も残すところあと2週間足らずとなりました。朝晩大変に気温が低くなり空気も乾燥しております。顔にマスクをされる方が多く見かけられます。皆様方にとりましても、風邪等に十分気をつけてお仕事にお励みください。

今回付託されました議案は、議案第1号中の所管と議案第2号、議案第7号、議案第13号の4議案と陳情の3件でございます。よろしくご審議をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いします。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますのでご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したいとの申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解を願います。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのままお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 4分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん大変ご苦労さまでございます。本日は、付託されました議案4議案と陳情3件について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどお願い

申し上げまして、簡単ではありますが、あいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表いたしましてごあいさつを申し上げます。

平成19年も残りわずかとなりました。委員の皆様には、日ごろより文教福祉にかかわりの深い事項につきまして、ご指導、ご支援を賜っておりますことに対しまして、心より感謝と御礼を申し上げます。

本日は、議会より付託されました4議案、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第7号、議案第13号と陳情第5号、第6号、第7号のご審議をお願いいたすことになっております。質問には簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（林 一雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第7号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案と去る12月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第13号、工事請負契約の締結についての1議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらばお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、社会福祉課の関係する議案第1号の補正予算の関係でご説明をさせていただきますが、財政課長の方から補足説明があったわけでございますけれども、重複する部分があるかと思っておりますけれどもご説明申し上げます。

まず、補正予算書の12ページの一番上をごらんいただきたいんですが、2款1項11目、総務費の諸費の中の説明欄2の国庫支出金等返還費3,600万円の増額補正でございますが、平成18年度決算が確定をいたしまして、平成18年度の国庫負担金を精算いたしましたところ、生活保護給付費で3,355万6,000円、それから障害者自立支援給付費で303万7,000円と給付費が減となりましたものですから、国庫に返還するものでございます。

続きまして、14ページをお願いしたいんですが、14ページ中段から15ページにかけて3款の民生費でございますが、3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1でございますけれども、これは給与費でございますが、社会福祉課の社会班と保護班、障害班、3班21名の給与費補正でございます。

それから、説明欄2でございますが、社会福祉総務事務費の18節備品購入費20万4,000円の増額補正でございますが、福祉機械器具を購入しまして福祉センターの方へ設置したいということで予定をしております。これは、井戸野にお住まいの本部弘親さんという方から社会福祉機器の整備のために寄附金をいただきましたので、それを受納いたしまして整備をするものでございます。

それから、1項2目障害者福祉費でございますが、説明欄1の重度心身障害者（児）医療費助成事業、20節扶助費494万2,000円の増額補正でございますけれども、これは身障の1、2級、そして療育手帳AからA2への障害者の医療費の一部負担の支給でございますが、平成19年度上半期の実績に基づきまして、年度中の決算見込みを算定いたしました。平成19年度予算編成の際には、4月診療分からの制度改正を踏まえまして、見込額を推計したところでございますけれども、申請件数が増になっておりますので、年度末に不足が見込まれるということで今回増額補正をさせていただくものでございます。これにつきましては、歳入は県2分の1の助成事業となっております。

それから、説明欄2でございますが、地域生活支援事業、13節委託料232万4,000円の増額でございますが、当初予算積算時に対しまして県の補助金の積算単価が増となっておりますので、今回、増額をさしてもらうものでございます。歳入につきましては、国2分の1、県4分の1の補助事業ということでございます。この中で相談支援事業の委託料でございます

が、障害者の自立支援、そしてまた社会参加促進ということを目的に障害者からの相談を受け、そしてまた助言や情報提供を行うための事業としまして70万4,000円を増額するものでございます。

地域活動支援センター機能強化事業委託料でございますが、障害者のためのさまざまな教室、そして行事、地域交流などによります活動機会の提供を行うための事業といたしまして162万円の増額をするものでございます。これらの委託事業につきましては、いずれもロザリオの聖母会友の家、こちらへ委託をし実施をするものでございます。

それから説明欄3でございますが、障害者グループホーム等入居者家賃補助事業、19節負担金補助及び交付金117万6,000円の増額補正でございますけれども、グループホーム等10か所の事業所へ市の障害者23名が入居しております。これらの入居者の家賃1人当たり月額1万円を限度に補助する事業でございます、当初予算時よりも入居人数が増になったこととあわせまして、県要綱改正によります補助対象家賃限度額が増になったことによりまして、増額をするものでございます。歳入は、県2分の1の補助事業となっております。

それから説明欄4でございますが、障害者自立支援対策事業、19節負担金補助及び交付金706万円の増額補正でございますが、平成18年度に障害者自立支援法が施行になりまして、この制度のすべてに直ちに移行が激変緩和措置によりまして困難な事業所への経過的な支援といたしまして、新たな制度への円滑な移行を促進するために、事業所への送迎サービスの利用者軽減、それから障害児の療育不安軽減のための交流の場の整備ということで、それらの事業へ補助するものでございます。これは新規の事業でございます、平成19年、20年度の2か年の経過措置として設けられました補助事業でございます。

それから、続きまして17ページをごらんいただきたいんですが、3款3項1目児童福祉総務費でございますが、説明欄1の児童福祉関係職員給与費につきましては、保育班、児童班2班11人の給与費補正でございます。

説明欄2でございますが、ひとり親家庭等の医療費等助成事業、20節扶助費186万円の増額補正でございますが、これは20歳未満の児童を養育している母子並びに父子家庭での児童の医療費の一部負担金から入院1日当たり300円、それから通院1件当たり1,000円、それを控除しました額を助成する事業でございます。歳入につきましては、県2分の1の補助ということになっております。

そして、これらにつきましては、平成19年度の申請件数が伸びましたことにより、実績見込みに不足が生じるために補正をするものでございます。

そして、3款3項4目保育所費でございますが、17ページの下段になりますけれども、説明欄1の保育所関係職員給与費につきましては、保育所職員111人分の給与費補正でございます。

それから18ページになりますが、3款4項1目の生活保護総務費、説明欄1の生活保護関係の職員給与費につきましては、保護班7名の給与費補正でございます。

歳入につきましては7ページへお戻りいただきたいんですが、13款民生費の国庫補助金、それから14款2項2目の民生費の県費補助金、これらにつきましては、説明欄に記載のとおり、ただいま歳出のご説明で申し上げましたように各事業の補助金を計上させていただきました。

それから9ページの中段になりますが、16款1項2目民生費の寄附金でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、井戸野の本部弘親さんから社会福祉費の寄附金を受納したことによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。ほかに担当課の説明は。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは歳入の方になります、8ページをお開きください。

17款繰入金、介護保険事業特別会計繰入金1,798万円という補正ですが、議案第2号の介護会計の補正予算の方でご説明いたしますけれども、平成18年度の決算が確定したということで、市の負担分の返還ということになります。具体的には保険給付費の12.5%分、それと地域支援事業費の介護予防事業ですと12.5%、任意事業ですと20.25%というような市の負担があるんですが、平成18年度の事業が確定したことによりまして、この分だけを一般会計の方に返還するという内容になっています。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） それでは、担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 17ページの保育所費の111名で721万2,000円の減というのは、具体的に教えてください。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） これは、総務費の方で一括給与費関係の方につきましては計算をし、それぞれの歳出項目の方で調整をしているものでございまして、直接私どもが給与費を計算するということではございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 何か今ちょっとよくわからなくて、給料が減ったとか退職者が出たとか、そういうことではないんですか。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） これは、111名の保育所の関係の給与につきまして、当然、年度初めと今の状況では、人数的なものも違ってきている部分がございますので、それからもろもろの手当を含めまして給与費関係につきましては、一括して総務課の方ですべてそれぞれ計算をしたものを歳出項目の方へ当てはめるということでございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 大体分かりましたが、要するに111人で単純に割ると1人70万円くらい、要するに70万円くらい給料が少なく済んだということですか。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） そのとおりでございます。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、議案第2号につきまして補足説明をさせていただきます。

本会議の方で補足説明をさせていただきましたとおりですが、再度繰り返しになる部分が多いと思いますのでよろしくお願いします。

最初に、予算書の1ページ目をお開きください。

第1条、今回の補正額ですが1億1,772万7,000円、この金額につきましては、平成18年度の歳入歳出決算の差引額です。この金額を平成19年度の補正予算ということで繰越金として財源を入れまして、それを補正するという内容になります。

続きまして、予算書の方の5ページ、事項別明細書のところを見ていただきたいと思います。

これですと、補正額のところが今回の1億1,772万7,000円ということが唯一の財源という形になりまして、次の6ページをお願いします。

補正でこの財源を使いまして、最初に6款諸支出金、こちらに保険給付費等の国、県、市等への返還金に当てるために6,425万2,000円を当てまして、その残額を基金の方に5,347万5,000円を積み立てるといったような補正の内容になります。

続きまして、8ページをお願いします。

上の段の4款基金積立金ですが、この5,347万5,000円を積み立てることによりまして、平成19年度末の介護保険の方の基金の保有見込額ということですが、3億31万円といったような予定になっております。

6款諸支出金で説明欄のところに国庫支出金の返還金が3,919万5,000円、県の支出金の返還金が707万7,000円、一般会計への返還金ということで、先ほど1号議案で申し上げましたとおり1,798万円といったような内容になっております。

以上でございます。

○**委員長（林 一雄）** ありがとうございます。

高齢者福祉課の説明は終わりました。議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○**委員長（林 一雄）** 特にないので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、生涯学習課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長（花香寛源）** それでは、議案第7号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明したいと思います。

皆様方のお手元に議案第7号の参考資料として、旭市社会体育施設使用料の改正について

ということでお配りしてあると思いますが、それを見ながらまとめましたので説明したいと思います。

まず、改正理由でございますが、現在の社会体育施設の使用料については、合併前の旧市町の料金体系で統一されてない状況であります。このようなことから地域住民に対し不公平感をなくすためにも、早急な見直しが必要と考えまして、平成20年度より使用料の改正について提案するものであります。

改正案の要旨としましては、大きく分けて2点あります。まず、区分体系と単位の統一、料金の区分を一般と高校生以下に統一しました。それと、時間単位を1時間単位に統一しました。野球場の照明は、2分の1点灯、3分の2点灯、全灯の場合の規定がありましたが、2分の1点灯、3分の2点灯では、照度も低く利用者の安全性を考え全点灯のみに統一しました。

それと、使用料の設定ですが、使用料の設定に当たっては、基本的には現行を基準としておりますけれども、設置年度、施設の規模、設備の状況等を勘案し格差が生じないようにしました。

それから、平成9年度より総合体育館の利用促進を図るため、旭地区の体育施設は毎年10月のみ使用料無料、市外については市内料金としていましたが、建設後10年を経過し利用者也定着していることから初期の目的を達成したものと考え、10月の無料月間を廃止するものです。市外料金については5割増、現状どおりといたしました。算定に当たっては、年間の維持管理経費や近隣の状況なども参考といたしました。

それでは、次のページを開いてください。

1ページになっておりますが、これは野球場でございます。野球場市内5か所、左側が現行の料金体系です。右側に改正案となっております。赤くなっているのが今度の改正の料金でございます。

まず、野球場のこの5か所でございますけれども、旭スポーツの森公園野球場と海上コミュニティ運動公園野球場については、新しく設備的にも整っているということでAランクと位置付け、スポ森の現行と同じ一般600円、高校生以下を300円としました。照明料については、現行と同じであります。旭はコイン30分、海上がカード120分単位となっているため、区分けしました。

3段目の海上野球場は、蛇園地区にあります昭和45年設置の古いグラウンドであります。照明設備もなくランク的にはCランクと考えまして、上の2施設の半分と設定いたしました。

次の飯岡野球場と干潟野球場については、施設の旭スポ森と海上コミュニティ野球場より程度的には悪いが、蛇園野球場よりは程度がよいので、ランク的にはBランクと考えまして、一般400円、高校生以下200円と設定しました。

次の2ページをお開きになってください。

これは、庭球場でございます。まず一番上ですけれども、スポ森の庭球場については、現行では500円であります。それを400円に下げる設定でございます。これは、東総運動場の庭球場が1時間当たり200円とかなり安くなっていました。市内の利用者は両方使っておりまして、もう少し安くならないのという声も聞きますので、100円下げたいということでございます。以下の3施設については、海上庭球場、飯岡、それと干潟さくら台の庭球場につきましては、スポ森の庭球場と比較しますと程度は落ちますので、一般を300円と統一しまして、高校生以下についてはスポ森と同じ100円としたものです。

続いて、3ページと4ページについては、体育館の関係でございます。総合体育館についてはほぼ現行どおり、ただし区分を高校生以下のみとして設定しました。

それと入場料あり・なし、営利・非営利の規定については一括して最後の備考欄へ規定いたしました。

次の海上体育館については、旧海上中学校の体育館であります。本年4月より社会体育施設となったものでありますが、現行の料金も規模的に同一である青年の家体育館と同じ料金で設定しましたが、今回の改正とあわせ再度見直しました。一般を現行の夜使用と同じくらの1,300円と設定し、高校生以下を3分の1程度の400円、以下半面使用、個人使用の場合の規定を設けました。研修室は特別教室のことでありまして、現行の夜間料金とほぼ同じであります。

次の4ページの飯岡体育館、程度は先ほどの海上体育館よりはよく、床の改修工事も実施したところでございます。それで、若干多く設定していただき1時間1,500円、高校生以下を3分の1の500円といたしました。

それから、月決め会員制を行いまして、総合体育館と同様、1時間当たり単位の4倍とし、一般で6,000円、高校生以下を2,000円と設定しました。それと、個人使用の項目も新たに入れました。

続きまして、5ページの飯岡ふれあいスポーツ公園でございます。飯岡支所の北側にあるスポーツ公園でソフトボール場、サッカー場、多目的広場の三つの施設に分かれております。それぞれ料金が設定されているところでございますが、改正案としましては、現行とそれほ

ど変わっておりません。ソフトボール場、サッカー場は一般で500円、高校生以下が半分の250円であります。また、多目的広場は面積からしてソフトボール場、サッカー場の半分強くらいであるため、一般を300円、高校生以下を150円としました。下は照明料で、ソフトの場合で500円、サッカーで1,000円とほぼ現行どおりであります。

次に、下の旭市弓道場ですけれども、これは干潟地区にあるものでございますが、高校生以下をなくし単位を1時間にしました。料金については、現状どおりであります。高校生以下については、安全面から見て単独で許可してない状況であります。弓道協会の指導のもとに行うことになっておりますので、高校生以下についてはなくしてございます。

次の6ページについては、全施設共通事項ということで、これは備考欄に記載してあるものですが、この1点目の使用時間が1時間に満たない時間は1時間とするということでございますけれども、本会議でも質問がありました。これにつきましては、本文で照明については30分の単位ということで規定されております。照明料については30分、したがって、最後の備考欄にこの1時間に満たない場合の1時間とする事項については、施設の使用時間に関する規定であります。ご理解のほど、よろしくお願いします。

それと、次の7ページにつきましては、この料金の改正に伴います試算でございます。平成18年度の利用実績をもとに今回の改正案で試算しました。施設ごとに試算した結果、改正による全体の増減としましては、30万円ほどの減となりますが、旭地区の10月の無料月間を廃止するために、その増が136万円を見込まれます。全体では105万円程度の増と見込んでいます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

生涯学習課の説明は終わりました。議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） おはようございます。よろしくどうぞお願いいたします。

課長の説明を今聞いたんですけれども、場所の程度がいい・悪いはともかく、社会体育・社会教育の観点から老人クラブなんかはどうしているんですか、それをちょっと説明をお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 老人クラブで団体的に申し込まれるときには、減免申請によって減免をしております。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 単純な質問で大変恐縮ですが、私はちょっとこれを見まして、2点ほど質問したいと思います。まず第1点は、照明料が意外に高いと、これは要するに原価であるのか、これをお聞きします。

私は、こういった施設ですから、電灯料金の原価でいいんじゃないかというふうに自分は思っておりますので、この点をお伺いいたします。

もう1点は、飯岡のソフトボール場、この改正案でやはり照明でございますが、今度、この間、飯岡の私の知人がソフトボールの方をやっております。何だ、今度は照明料が上がるんだというような話が、合併したら照明料が上がるのかというようなすぐ二言目には合併したらという言葉が出てくるんですが、そうした中で、500円が1,000円になるというようなことでございますので、この点も先ほど第1点目に申しましたように、原価なのか、利益を得る必要はないんじゃないかというのが私の考えでございますので、課長のご答弁をお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） まず、照明料の関係でございますけれども、干潟さくら台の野球場につきまして、実は基本料金、電気使用料金等を調べまして、それを時間当たりの電気料に直します。それとメンテナンス費用、ランプ交換等の費用、それも勘案しました。そうすると、時間当たりの電気使用料が1,795円、それと、メンテナンス費用が208円で2,003円、それで2,000円としたというものです。

それと、飯岡の照明料でございますけれども、飯岡のソフトボール場、現行で時間コマ30分で520円を今度は500円です。

○委員（林 正一郎） 1,000円になっておりますが。

○生涯学習課長（花香寛源） サッカー場が30分1,050円を今度は1,000円にということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑は。

木内委員。

○委員（木内欽市） 減免措置の文言とかをちょっと教えてください。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 減免の規定でございますけれども、使用料・手数料条例第5条に減免規定が載せてあります。これについては、法令に基づいて行われる場合、国の機関、他の地方公共団体、これらに類する団体が、その業務を行うために必要と認められる場合、生活保護法に基づいて保護を受けているものから事務の依頼があった場合、4点目として災害、その他緊急やむを得ない事態の発生により施設等を応急の用に使用する場合、その他、前各号に準ずる場合で公益上必要があると認めた場合ということで、うちの方の内規的には市体育協会、市スポーツ少年団等のスポーツ関係団体が主催する公式大会、市内小・中学校及び高校の主催による公式大会、部活動で使用する場合、それと老人クラブ等の高齢者が主催する公式大会、その他青少年育成団体等が行う公式行事で使用する場合、その他減免申請があった場合には随時審査すると、一応そのようなことになっております。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 公式大会とかという公式の大会ではなくて、自分たちが練習するとかという場合には入らないんですか。それと、あとこの場合は照明料にもこれが適用されるんでしょうか。先ほどの林委員が質問しました例えば野球場のナイターの照明も、これも該当になるのかどうか2点お願いします。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） まず、自分たちで練習等を行うとか、そういう場合には使用料をいただいております。それと、照明料については、これは実費でいただいております。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 照明料は減免措置はないということでしょうか。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） はい、そのとおりです。減免については、使用料金のみです。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） このサッカー場、それから各競技場に照明器具があるんですけども、いわゆるこれは各競技場の照明器具の数というのは全部一律なんですか、これをちょっとお聞きします。

○委員長（林 一雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。
生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 照明については、おの各施設とも一律ではありません。やはり例えば野球場にしますと、スポ森とかは結構いい照度であります。それと干潟のさくら台については、照度も落ちます。ですから、その辺のところで照明料に差があるということで理解をお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） これは、一律にした場合に、そういった照明等の施設が少なかった場合、やっぱり市民から利用しているのに何で同じところなのか。同じところなのに料金が同じなのかという苦情が来ると思うんですけども、その辺はどのようにとらえていますか。

○委員長（林 一雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。
生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 照明につきましては、一律全部同じ料金ではなかったかと思えます。例えば野球場にしますと、旭が30分で3,000円、海上については2時間、カードですけども、1万2,000円、これは30分単位に直しますと3,000円、干潟のさくら台につきましては2,000円です。

○委員長（林 一雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 分かりました。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。
向後委員。

○委員（向後悦世） 体育館の使用料の件なんですが、何か1時間当たりの使用料と1か月単位の使用料になっていますが、1か月単位の使用料で、これはほかの何か使用したい方との絡みで何か支障を来さないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。
生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） この月決めの関係でございますけれども、これは毎日利用ということではなくて、例えば来月あたりは大会があるから、ちょっと週1回程度で月に直しま

すと4回か5回練習したい、そのようなときに、これは体育館で言いますと、一般で言いますと1時間で3,000円、1か月に直しますと1万2,000円ですから、4回使った場合で同じです。例えば、5回か6回その体育館を使った場合には、いわゆる1か月の月決め会員になった場合には1万2,000円ですから安い、そのようなことでやっています。

なお、今、総合体育館についてはインターネット抽選を行っていますので、その1か月まるまる全部使うとか、そういう形は現在のところは、この1か月の制度については今までどおり現行と同じですけれども、そういうことはございません。ご理解願いたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 夏休みとか合宿等のそういうシーズンに入った場合に、もしも仮にどうしても半月間とか長い間を通して、1か月使用契約を結んでいるんだから、使用したいといった場合には、その場合どう対処しますか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 基本的には、月決め会員については事前予約制をとっておりません。1か月間、今までちょっと対応が現在のところ、今までもちょっとないところなんですけれども、あった場合にはよくその事前予約等の関係からいろいろ判断して対応していきたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） これは、今後何かこの1か月単位の使用料金の設定では、もしかしたらトラブルが生じないとも何か感じないようにもお見受けしますので、さらに検討する必要があるんじゃないかと思います。

それと、4ページの飯岡体育館の使用料の件なんですけど、現行だと何か1時間1,050円だったのか、それが何か改正後の料金が改正案だと、何か1,500円のように自分は見受けしますが、随分何か合併してさっき先輩議員の林委員が、合併したら随分いろいろ何か値上がりしてとか、そういうような声が多くなってきたと言っていましたけど、自分自身もそういうことを随分何かいろいろ合併したら、いろいろさまざまな料金が値上がってというような声が聞こえてきていまして、何かちょっと5割近く値上げになるのは、あれ、また再度そういう声の何かいっぱい噴き出すのではないかというような部分を感じられますので、またそのところをどう考えていますか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） まず、1か月その月決め会員の関係についてはよくこちらの方の運用の関係で対応したいと思っています。よろしくお願いします。

それと、2点目の飯岡体育館、これは4ページをちょっと見ていただきたいと思います。4ページの一番上、市内、現行では昼間1時間当たり1,050円です。夜間これは5,250円で現行では1,312円ということで、実際のところ昼間、恐らく体育館の照明関係で安くしたのかなと思っているんですけども、現状では昼間に利用するときにも照明を使っております。その辺のところの関係がありますので、1,312円から1,500円というところなんですけれども、あとは不公平感をなくすというような基本的なことで自分の方も考えていましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） やっぱり昼間1,500円で照明をつけて使っていたものが、一気に5割上がると言う、やっぱり何か合併したら、また何だ体育館までかというような部分を随分何か感じるんじゃないかと。夜間使っても1時間当たりに直すと1,312円、何かこれはもう少し検討する余地が自分自身あるんじゃないかと思いますが、その点、再度お尋ねしたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） あともう1点、飯岡体育館の場合には、実は昨年、床を改修して大分きれいにして改修を行いましたので、その辺のところも考慮に入れたものですから、ひとつその辺のところで理解をお願いしたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 恐らく飯岡体育館は、これは新築した直後から恐らくこれ以上の料金はなかったものと思われます。やっぱり課長の説明だと、床を何か補修したからというような説明ですけども、やっぱり新築当時からこういう料金だったのかなと、自分ははっきり分かりませんが思いますので、やっぱり建物自体も補修しても、現実には古くなってやっぱり老朽化も進んできています。何か課長の説明ではまいち何か建物自体、施設自体が古くなって補修したからというのは何か自分自身も説明ではちょっと理解できませんので、再度答弁を求めます。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） あともう1点、実は飯岡体育館の方は夜間利用が結構多いわけですが、スパンから考えますと、今まで現行では4時間でありました。4時間で実際には5,250円いただいたと。夜間ですから、例えば2時間使用であれば今度の改正案でありますと、3,000円程度で済みます。その辺のところも考慮に入れましたので、ひとつよろしくをお願いします。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 課長の何かいろいろ説明がありましたけれども、やっぱり何か自分らは本当に耳を傾けていただきたいのは、何か先輩議員の林委員が言っていたように、合併してやっぱり随分何か市のいろいろさまざまな負担が重くのしかかってきているな、さらにさっきも申しましたように、体育館も使用料が、体育館までもまた値上げになるのかと、やっぱりこのちょっと料金を何か見直して考えていただきたいと思って、自分は今お尋ねしているわけです。そこら辺の考えは、いかに考えているか、あるかないかちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） これは、これから先、いろいろな面で考えていかなければならないと思っています。というのは、また体育館自体も年々傷んでいきますいろいろな面がありますので、今回の改正以後については、また十分いろいろ考えていきたいと思っています。以上です。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 私は、この問題点は、やはり先ほど私が言ったように、基本料金とこのメンテナンスの料金が幾らだと、それを合算して、それでこれだけの料金になりますよと。課長、優秀な方が、床を直したとか修理したとかどうだとか、それは答弁にならない。床を直したから電気料金を上げたよでは、これは答弁にならない。我々も商売をしておりますが、多くマンションに入っていて、そうしますと出ます、そうすると改修します。クロスを張り替えをやっても料金を上げるわけにはまいりませんので、だから基本料金はこうなっているんだと、メンテナンス料がこうなんだと、だからこれだけの料金を上げなければいけないと、だけど、それにもまだ私は疑問があるんです。公共施設ですから、補助金でもう少し減免したらいいじゃないかという、もう一步踏み込んだ私も議論をしたい、本来ならば。だけど、

それもどうかと思いますので、私としては課長の答弁がもう少し基本はこうなんだということ
を答弁していただければ、私は納得いたします。悦世議員と同じです。

どうですか、5分ほど休憩して、そのうちに課長のいい答弁が生まれると思いますので、
10分間の休憩を委員長にお願いしたいと思います。

○**委員長（林 一雄）** 分かりました。議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで
休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

○**委員長（林 一雄）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

先ほどの林委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長（花香寛源）** 確かに基本とメンテナンス等で算定すべきものだと思います。

それで、うちの方もちょっと本日、確か資料は持ってこなかったんですけども、維持管理
経費を1時間当たりの単価、おのこの施設関係、算定いたしました。この飯岡体育館に対
しては、確か1,500円を超えていたと思います。すべてこの料金については、その維持管理
経費以下におさめているということでご理解いただきたいと思います。

○**委員長（林 一雄）** 向後委員。

○**委員（向後悦世）** 今、課長の説明では、さまざまな維持管理費や何かを合算すると、使用
料金を超えてしまうという説明でございしますが、それは役所関係の施設というのは、ほぼそ
ういった施設が大半なんではないかと自分自身思いますし、またそういうことで試算します
と、今回やろうと思っている健康パーク、ああいう施設は試算してやってみたら、全然成り
立たない料金だと思います。それを何か課長がそういうような答弁するというのは、課長は
ちょっとおかしいと思いますので、再度検討して新たな答弁を求めます。

○**委員長（林 一雄）** 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長（花香寛源）** 今回の改正につきましては、冒頭にも申しましたとおり、設置

年度、施設規模、設備状況等を勘案しまして、格差を生じないようにしたというのが一番の前提でありましたので、それと先ほど言いましたように維持管理経費等も勘案して考えたものでありますので、ひとつご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 林委員が、大分自分が言ひたいことを代弁してくれたから自分はあれかと思ひたけれども、課長の説明では、何か答弁になつてないんじゃないかと、やっぱり行政を運営していく中でも、公共施設が試算して成り立っていたらみんな営利団体ではないですか。やっぱり本来行政というものを真剣に取り組んでもらひたいと言ひるか、真剣身ある答弁をお願ひします。ふざけているんじゃないよ。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 申し訳ありませんです。しっかりやっぺいきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） この体育館の料金は、やっぱり何か現行から見て、どういふ根拠で算定したか、もっと具体的に聞かせてもらひるか、そこら辺の答弁も具体的に、何かさまざまな経費を合算すると、この料金を超えてしまうからと、そういう説明でしたが、やっぱりこれでは説明になつていないと思ひるので、何か試算の根拠をはっきりと説明してください。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） あともう一つ算定の考えとしましては、その各設置の年度によります。海上体育館については、昭和54年4月1日、飯岡体育館については昭和59年4月1日ということでございます。その辺のところも、それで3ページの海上体育館については1,300円、それで設置年度は飯岡体育館の方が5年ほど新しいものですから1,500円にしたということもあります。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分ね、課長の説明を聞いていた限りでは、改正案は何かどうも理解できません。また、やっぱり昼間は1,050円、夜間4時間使用した場合に5,250円、1時間当りに換算すると1,312円、電気を昼間でも使っているというような説明がありましたんで、

結局、そういう何か昼間でも夜間料金にしてもらいたいというくらいであったら、何か妥当かとも思いますし、自分は何か改正されたとしても1,300円くらいが妥当かと思います。そこら辺どう思いますか、ちょっと答弁を願いたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 先ほどから申し訳ありませんけれども、たびたび言うようでございますけれども、設置年度、施設規模、設備の状況等を勘案しまして設定したものでありますので、ひとつご理解のほどよろしくをお願いします。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） だから自分が言いたいのは、やっぱりこういう体育館とかいろいろな庭球場とか野球場とかさまざまな施設があります。でも、やっぱり本来、行政というのは住民サービスがいかに予算の中で最大限できるか、努力して邁進していくものだ自分自身考えていますので、やっぱり何かさまざまな、合併して料金が値上ったから、また今度は何か子どもにとっては、体育館とかは何か自分で働いた金で料金を支払うとか何かじゃないような世代も使うわけです。その中で、やっぱり大幅な料金改定というのは、どうも自分自身理解できません。またそのことについて、ちょっと課長の答弁があれば答弁を求めます。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） たびたび申し上げておりますけれども、やはり改正となると、個々に見ますとそういったバランスというのがありますので、その辺のところもひとつご理解のほどお願いしたいと思います。

○委員長（林 一雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 実は、この表を見ていて、私も憤っている一人でございますが、干潟町のさくら台の野球場、これは今の話よりももっと値上げが激しくて、今まで3時間で520円、1時間単価173円だったやつが400円に上がるわけです。これは倍以上上がっているわけです。ですから、これは大変なことだと思っております。できれば、この料金は安い方が市民は喜ぶわけですから、安い方にそろえてもいいのかなと、もっと一步飛躍してみれば、この施設は全部いろいろな金を集めてみても、たかだかと言っては悪いけれども、市全体で2,100万円くらいの額です。例えば、これを取らなくしてしまっただで使わせても、市全体で年間2,100万円、それで市民が喜んであれば、そんな大なたもいいのかなと、そう思いま

す。

ただし、財政のこの厳しい時代ですから、この2,100万円は今少ないと言って大変失礼しましたけれども、この料金の算定が近隣のいろいろな施設、それも当然、全部調べられていると思います。当然、例えば匝瑳市の同じような体育館が、大体このくらいの額で使われていると、それから銚子市はこうだと、それからこの旭市の中の同種類の施設、野球場なら野球場の中で、やっぱりそれは施設が違うからランクづけをしてこの料金を決められているんだと思います。ですから、私もできれば安い方に越したことはありません。干潟町もこんなに上がっているわけです。一番上がっているんです。ですから、我々も怒られます。なんだおまえ、おれら方はこんなに上がったではないかと、ほかはほとんど変わらないか下がっているのに、何で干潟だけ上がるのかと、おまえらがでれすけだからだと、こう怒られるかもしれないけれども、それもいろいろな均衡というのがありますんで、それで考えられた額だと思います。ですから、どうしようもなければ納得はしますけれども、できればそれは安い方がいいと思います。どうでしょうか。

○委員長（林 一雄） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 確かに安いことに越したことはありませんけれども、ただいま柴田委員が言ったとおり、この算定に当たりまして、近隣の市町村の動向も調べてあります。その辺のところは、資料の下の方に添付してあると思います。実際のところ、東総地区、銚子から匝瑳地区に関しましては、はっきり言いまして旭地区より料金は高いです。それよりか当市の設定については低いとご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 柴田委員、よろしいですか、今ので。

向後委員。

○委員（向後悦世） 課長、やっぱりこれは全体で改正した後、使用料が105万円増額になります。やっぱりなぜ市の施設を何か営利団体みたく、何か増収というような形をとるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） ちょっともう一度その7ページをごらんになっていただきたいと思います。

今回の料金改定につきましては、増減理由の上の方に改定による増減とあると思います。それをちょっとトータル的に見ますと、改定による増減については30万円が減額です。この105万円そのものの大きな理由としましては、先ほど来から話しました旭地区の総合体育館等を10月の無料月間にしておるものですから、それによる廃止による増が136万円あるということで、その辺のところもご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） 向後委員、よろしいですか。

○委員（向後悦世） 自分も説明には納得いきませんが、やっぱり何か課長の何かもっと明確な答弁が聞きたかったと思います。きょうは、これで自分の審議の方、ここまでにしたいと思います。

○委員長（林 一雄） ほかにございますか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 課長、要望ですので、答弁は要りませんから。先ほどから林委員、また向後委員の方から突っ込んだ質問をして、そのついでですから。

市内に合併してから確かに公共施設はいっぱいあります。その中で、やはり市民に有効に使ってもらわなかったらしょうがない。特に、子どもたちには。その中で何がだめだ、ここがだめだとかあまり文言を余計につけ過ぎます。もっと幅を広くして使ってもらわなくちゃ市民のサービスにならないです。

それと、相乗効果で確かに野球場とか体育館、いろいろ学生が部活に来たら、旭の施設に泊まってもらったクラブほど優先的に使わせてください。これは、旭の宣伝にもなるし、野球でもバレーボールでも何でもそうです。合宿で使ってくれて、なおかつ市内に宿泊してもらったら、そのチームを優先に施設を使わせてやってください。次の委員会でお答えをもらいますから、十分に考えて検討してください。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、庶務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、第二中学校校舎改築工事の概要について補足説明申し上げます。

げます。

校舎は、西側の現在の野球場側に配置いたします。鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積5,481.84平方メートルで、現在の北校舎、南校舎の面積とほぼ同程度の面積となります。教室棟を南側に配置し、各階に10教室、合わせまして30教室を配置いたします。管理棟を東側に配置し、職員室、校長室、事務室、特別支援教室、理科室等を配置いたします。全体の配置でございますけれども、正門は西側、現在の野球場側とし、管理棟の西側が正面となります。そのほか学校敷地への入り口は、生徒の通学経路を考慮いたしまして、北側、グラウンドの北東側、南東側に各1か所でございます。すべて電子ロックとし、職員室でかぎの開閉管理を行い、防犯対策を施す予定となっております。

グラウンドにつきましては、校舎完成後、既存校舎、体育館を解体して東側に配置いたします。グラウンドには、野球場、陸上競技場、テニスコートを整備いたします。また、環境、砂防に配慮し、野球場外野及び陸上競技場トラック内側に芝を張ります。なお、校舎の工期は、平成20年1月に着工いたしまして、平成20年10月31日の完成を目指しております。その後、連絡通路の建築、既存校舎、体育館の解体を行い、グラウンドの完成は平成21年8月を予定しております。また、用地といたしまして約1,500平方メートルの取得を予定しております。

以上で、概要の説明とさせていただきます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございました。

庶務課の説明は終わりました。議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 自分は、本会議等でもちょっと質疑しましたけれども、付託されている案件なので、委員会で細かいことを何かお尋ねしようかと思ってまして、説明では何か2回入札が流れたとお聞きしました。また、その件についてちょっとお尋ねしたいと思います。

この入札の方法は、一般競争入札だったのか、それとも指名競争入札だったのか、その点をお尋ねしたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） ここで、財政課長にお入りしていただきますので、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時35分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長、ご苦労さまでございます。

向後委員、もう一度すみません、財政課長に説明をお願いしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 先日、本会議のときに議案第13号が追加提案されまして、そのときに自分も議案第13号については質疑いたしましたが、また議案第13号は、当委員会に付託されているとのことでありましたので、自分も委員会でもう少し具体的にお尋ねしようかと思っていました。それについて、また今回の旭二中の校舎改築工事が、一般競争入札だったのか、それとも指名競争入札だったのか、とりあえずその点をお尋ねしたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 今回は、共同企業体方式によりまず一般競争入札でございます。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分も10日にもお尋ねしましたが、随分、高落札率だったと、落札率が99.73%、その原因は、やっぱり何か前々も旭二中の体育館の件で高落札率だとか、何件かやっぱり入札方式を何か改正する余地があるのかなということで、一般競争入札を何か1億円以上取り組むという形をとりましたが、それでも高落札率につながる原因は何か解明して、うまく何か自然な皆さんの血税がスムーズに使われているというような方向を模索していかなければ執行部としてはいけないのかなというふうに私は感じます。その点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 今、高落札率というご指摘でございますけれども、落札率という言葉が今回使うのが適切かどうか、実際に2回で落札はいたしておりません。落札ができなかったものですから、これは地方自治法の規定で落札できなかった場合には随意契約の交渉が

できるということになっておりますので、一番最低価格の方と随意契約の交渉をしたと、交渉した中でその契約の率が落札率と言いますか、予定価格の契約の率がたまたま99.7%ということでございます。この高かった原因ということでございますけれども、一般競争入札の中でも特に10億円を超すという形の事業でございますので、私どもの方は共同企業体方式、いわゆるJV方式、海上中学校をやったときと同じようなスタイルで、条件も同じでやったわけです。どうしても一般競争と言いますと指名競争と違いまして、公告をして相手方が手を挙げてくるという形になります。そういった中で、今回も2つで決めたいということで行ったわけですが、高くなった原因と言いますか、これはこの前もお話ししたようにちょっと分からないんですけれども、ただその節税という意味で言われますと、実際に私どもの方では設計価格を公表できないというところがありまして申せないんですけれども、実際には既に設計から相当の額を引いた額を予定価格にはしていると、これを余り厳しくすると、業者の方であまりなくというようなことを聞いているんですけれども、そういった面も一つにはある。

それから、本会議でも申し上げましたように、ちょっと入札の時期がおくれまして、その後、原油価格、それから鉄鋼、そういったものの資材等も若干厳しくなっているのかなということ、これはあくまで推測でございまして、はっきりとした原因というところはわかっておりません。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 課長の話だと、何かその中にどうも値切りもしてあるというような説明もありました。値切りは果たしていかほどしたのか、その辺も具体的にお話しいただければありがたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 値切りはどれくらいしたかと、値切りという言葉が適切かどうか分からないんですけれども、今、私どもの市では、設計額、そういったものの公表という形にしていないものですから、ちょっとその辺はご勘弁をいただきたいと思います。これを行ってしまいますと、全部分かってしまいますので、そうすると、その予定価格が分かっちゃえば、その高どまりすると当然なるんですけれども、今、私ども旭市のやっている制度では、ちょっと公表してないということでございますので、ご勘弁をいただきたいと思います。

○委員長（林 一雄） よろしいですか、向後委員。

○委員（向後悦世） 再度お尋ねしますが、公表できないということでありますので、またそれは無理にお尋ねいたしません。ただ、2回入札が流れたら随意契約だと、当然のような説明でございましたが、やっぱり2回流れたら業者を替えると、その業者を外すと、この方が妥当かと自分も思いますが、その点についてはいかがかと思いませんか。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 先ほども申し上げましたように、2回入札をやって落札ができなかったときは、この地方自治法の規定でも随意契約の交渉ができるということで私どもはやっておりまして、その随意契約の交渉も2回やるということで、その規則は今までもずっとやってきた形ですので、そういう形で実施いたしました。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 課長の説明は分かります。けれども随意契約ができる、1回入札を流したらその業者を外すこともできるわけです。やっぱりその選択肢の中で、何で2回も流れたのに随意契約を選択したのか、その辺を答弁願いたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） いわゆる向後委員は流れるということでおっしゃいましたけれども、これはいわゆる不調になったときに、これは規定でやはり設計をやり直してやるということでございますけれども、今回は入札では落札しませんでしたけれども、最低の業者と契約ができたわけですから、これは流れたということではございませんで、今まで過去もありましたけれども、2回やってまた随意契約の交渉をしても、なお成立しなかった場合にはこれは不調となります。その場合には流れたという形で、今回は随意契約で契約ができましたので、流れたということにはならないかと思えます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 入札は、2回流れたというような執行部の説明がありましたので、自分は流れたというふうに解釈したわけです。随意契約の選択を選んだと。

○委員長（林 一雄） 答弁もらいますか。

○委員（向後悦世） はい。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 流れたということでございけませんで、この入札、私は一番最初に本会議で申し上げましたのは、入札そのものはできなかったということです。業者の方が、最初は私ども7月ころにやろうと思ったら、その大手の業者が指名停止になりましたので、これはJ Vが組めないということで中止しました。2回目に9月ころ、やはりこれは大手の業者が国交省の方から営業停止という処分を受けまして、これもやはり入札の対象がなくなっていましたのでこれも中止、そういった意味で言ったのであって、入札そのものをやって流れたということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 入札が2回流れたのでなくて、どういう形で不調に終わったのか、その辺をもっと具体的に、やらなかったのかというふうに解釈できますけれども。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 向後委員のご質問の趣旨は、今回の入札が2回で流れたというのは、入札で落札がなかったという意味のことでしょうか。

○委員（向後悦世） はい、そういうふうに解釈しましたけれども。

○財政課長（平野哲也） 流れたという表現ではなくて、入札はあくまでも札入れを2回やったという意味です。1回目で普通は入ったりすれば、1回目でも契約できる、予定価格を下回れば。1回目で入りませんから、もう1回札入れをしてくださいということで、2回目も札入れをして入札をしていただきました。それでも予定価格に達しなかった。そういう意味でございまして、流れたということではなくて、札入れは2回やっております。その2回の札入れをやった結果でも、落札がなかったということで、これは地方自治法の規定によって随意契約の交渉をしたということでございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 基本的には、課長、この防衛省の関係で1回目に一般競争入札を市役所では公募したわけです。そうしたら、竹中・阿部だけしかなかったわけです。それは何でかと言うと、J Vを組みたくても防衛省関係で日本全国の手企業50何社というものが、指名停止処分を食っていたわけです。それともう一つ営業停止処分というのも食っていたわ

けです。それは、あなた方が見過ごしたわけです、私に言わせると。だから、まだまだ指名停止はきょうで切れましたよと、何月何十日で切れましたと。だけど、その営業停止がもう10日ありますよということをミスっちゃったわけです。それで、結局、第1回目の入札は不調になってしまったわけです。不調にも何も入札にならないわけです。それが、まず第1回目にあったわけです。

だから、実際には一般競争入札をやったのは1回しかないわけです、はっきり言って。それで2社、畔蒜とあとはどこだったか分かりませんが、その2社で2回やって、それで予定価格に達しないから随意契約で10億円と1,535万円で契約しましたよという流れになってくると私は思うんです。そのように私は理解しているんですが、その説明が淡々と順序よくあなたの本会議での答弁が淡々と流れてこなかったわけです。だからちょっと聞きづらかったという点があったと、私はそれも悦世委員はちょっと理解がまだ得られなかったのかなというふうに今感じておるわけですが、そこで、私はその件に関しては私なりに理解はできるんですが、そこで、私が今一番懸念しておるのは、竹中工務店は市川か千葉で、その鉄筋不足のマンション造りをやったのが新聞に出ております。これをその当時は察知できなかったわけですが、これからあとは網中設計事務所の先生を信頼して、この検査をどのようにやっていくかということが大きな課題ではないか。といって財政課長では技術屋ではないから、やっぱりちょっと不安が私にはあるというふうに、不安は払拭できないというのが私のまず第1点です。

それで、第2点は、浪川課長に一番心配するのは、海上中学の場合には違うところに移転して建てたわけですから、その学童の危険というものは余り察知しなくても、交通のときだけでもいいのかなというふうに思いますが、今度はここに学童が来ております。この点を十分注意し配慮していかないと、そういった工事のローテーション、そういったものを十分しっかりと頭の中で認識していかないと、事故が起きた場合は困るということで、浪川課長は大変だと、この大役を仰せつかっておるので大変だということで、私は老婆心ながらこれ pensando おる一人でございますが、そういったローテーションを先ほど説明なされましたが、いま一つ再確認のためにこの説明をしていただきたい、このように思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

最初の鉄筋の強度の関係でございますけれども、これらにつきましては、委員ご指摘のとおり、網中設計事務所と密に連絡を取り合いながら、その辺の管理を十分していただこうと、そのように考えております。

次に、工事期間中のいろいろな面での危険防止等についてでございますけれども、確かに林委員ご指摘のとおり、西側のいわゆる狭い道路からの工事車両等の出入りになると思います。したがって、交通安全はもちろんのこと、それ以外のいろいろな事故等が発生しないよう最善の努力をいたす考えでおります。

よろしく申し上げます。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑は。

向後委員。

○委員（向後悦世） 自分も落札率が99.7%、これだけ見れば高落札率だ。ただ、設計価格から値切りをしてあったことでありますので、その値切りの額が公表できないということであれば、果たしてこれが設計価格から値切りが1割したものなのか2割したものなのかは分からないので、自分らはあまり追及する根拠が算出できませんので、今回のところはこの辺で打ち切りたいと思います。

○委員長（林 一雄） 答弁はいいですね。

○委員（向後悦世） はい。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 庶務課長、すみません。先ほど林委員、また向後委員の方から大分質問が出ていましたけれども、学校ですと、安心して安全でなかったらしょうがない。その中で、値切りだの業者がなくなるとやっていたら、この竹中は疑惑のオンパレードでしょう。それを十分注意してひとつお願いいたします。建てました、壊したではしょうがないから、これは本当に十分、これは信用したら本当にいけないと思う。十分注意してください。

○委員長（林 一雄） 答弁もらいますか。

○委員（景山岩三郎） 要らないです。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 一雄） これより討論を省略し議案の採決を行います。

議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 賛成多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（林 一雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課は随時報告をしてください。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、2点ほどご報告をさせていただきたいと思います。

まず、1点目につきましては、現在、小・中学校の耐震補強工事等を行っているところでございますけれども、進捗状況等につきましてお知らせしたいと思います。

まず、飯岡小学校でございますけれども、11月末現在で92%の進捗率でございます。なお、干潟中学校は完成しております。

次に、3月に契約し着工しました干潟小学校校舎が88%、共和小学校の校舎が82%、同じく共和小学校でございますけれども、屋内運動場が10%、豊畑小学校の校舎は既に完成いたしております。

次に、5月に契約をいたしておりました中央小学校が75%の進捗率、滝郷小学校が76%、第一中学校の地震補強改修工事でございますけれども、これは既に完成をしております。

次に、6月に契約をしました鶴巻小学校でございますけれども、11月末現在73%の進捗率でございます。なお、第二中学校の屋内運動場の改築工事につきましては85%の進捗率となっておりますけれども、まだ完成していない学校につきましても、工期内完成を目指して万全を期したいと考えております。

よろしく申し上げます。

次に、先般、一般質問の中で伊藤委員から質問いただきました旧海上中学校の校舎解体工事の廃棄物の処理先についてご報告申し上げます。

お配りいたしております計画書本校舎分と外構、尚武館、駐輪場、プール、部室等という2枚になっておりますけれども、まず、本校舎ナンバー1の方からご説明申し上げます。

上から木くず、たたみとなっておりますけれども、この2品目についてはリサイクルをする予定で、一番右の欄の場所でリサイクルをする予定になっております。

次に、ガラスくず及び陶磁器くずにつきましては、同じこれは最終処分、産廃になりました、一番右の欄の最終処分場で処理をいたします。

次に、がれき類でございますけれども、これも一番右のところにるようにリサイクルをする予定になっております。

次に、Pタイルにつきまして、これは最終処分場で市原の方で処分をする予定でございます。

次に、鉄くず、金属くずでございますけれども、これはリサイクルを予定しております。

次に、蛍光灯類のくずでございますけれども、これも最終処分場で処理をする予定でございます。

次に、2ページ目でございますけれども、校舎以外の部分の処理でございますけれども、がれき類につきましては、このコンクリートとアスファルトのがら、これはリサイクルを予定しております。

次に、やはりガラスくず及び陶磁器くずでございますけれども、これは産廃として最終処分場で処理をいたします。

次に、木くずでございますけれども、これはリサイクルとしてチップ材等にする予定でございます。

次に、廃プラスチック類でございますけれども、これは産廃として最終処分場で処分をする予定でございます。

次に、金属くずでございますけれども、これはリサイクルを予定しております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに報告。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 学校教育課より1点ご報告申し上げます。

去る11月16日、17日の両日にわたりまして、大会テーマを明日へとし、確かな学力の育成、ICTの適切な活用を目指しまして、旭市、中央小学校をメイン会場としまして、市内7小・中学校において第33回全日本教育工学研究協議大会全国大会が開催されました。初日は、午前中に中央小学校、矢指小、豊畑小、鶴巻小、古城小、飯岡小、第二中を中心にテレビ会議やインターネット、電子黒板などを活用した公開授業が行われ、午後からは開会行事、そして文部科学省のナカザワ調整官によるご講演をいただくとともに、中国、韓国、シンガポール、ニュージーランドの代表によるシンポジウムが行われました。初日は、630名余の参加者がありました。

2日目は、102本に及ぶ提案がされた分科会をはじめ、シンポジウム等が行われ、その中

で活発な意見交換、協議が行われ、670名余の参加者がございました。また、当日は市長、議会議長、副議長、文教福祉常任委員長をはじめ文教福祉常任委員の皆様及び教育委員の皆様にもご出席をいただき、盛会裏に大会を終了することができました。文教福祉常任委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただき、また大会に際しましてご支援、ご協力をいただきまして大変ありがとうございました。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 生涯学習課から2点ほど、まず1点目ですけれども、旭第二中学校野球部のスポーツの森公園野球場の使用の件であります。これについては、二中野球部父母会より二中を祝日の優先的使用を求めた陳述書について、11月26日に市長に提出されたところであります。この件に関しましては、この19日に体育協会をはじめ関係諸団体等を集めまして調整会議を開催し、十分協議したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう1点ですけれども、皆さんの机の上に置いておきましたゆめ半島千葉国体のイメージソングが決定した、A4で2枚ほどあると思ひます。平成22年のゆめ半島千葉国体のイメージソングが11月22日に決定されました。曲名はカルナヴァル～すべての戦う人たちへ～、歌はドリームズ・カム・トゥルーでございます。

それから、国体の会期でございますけれども、平成22年9月25日から10月5日までの11日間で開催されますけれども、旭市で行う卓球競技会の会期は、そのうち5日間を予定しているところで、この会期は正式決定は、この19日に開催されます日本体育協会国体委員会で決定される見込みでありますけれども、会期は9月30日から10月4日の予定であります。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、平成20年4月から始まります後期高齢者医療制度の保険料関係についてご報告申し上げます。

お配りしてあります新たな高齢者医療制度の創設という資料をごらんください。

1ページになりますが、中央のグラフでございますが、平成19年度と20年度の相違点といまして、市町村から広域連合へ財政運営が移り、財源構成も少し変わるところでござい

ます。現行の老人保健制度では、各医療保険者の老人医療費の実績、老人加入率等に応じて算定しました老人保健拠出金として、社会保険診療報酬支払基金へ拠出され、市町村の老人保健特別会計へ医療給付費の50%が交付されておりますが、平成20年4月から施行されます後期高齢者医療制度では、医療保険者ごとのゼロ歳から74歳までの加入者に応じて算定した後期高齢者支援金として、社会保険診療報酬支払基金へ拠出され、医療給付の40%が広域連合へ交付されます。国、県、市町村の公費負担分については、現行と同じ50%で負担割合についても4対1対1で変わりございません。そして、新たに医療給付費の10%が保険料として設定され、75歳以上の被保険者から徴収されることになります。したがって、国保について申し上げますと、広域連合の被保険者になりますと、国保税の徴収対象からは除外されることになります。この保険料の賦課限度額は50万円の設定となります。

1 ページ上段の枠で囲ってある部分の下から3行目をごらんください。

旭市は、療養の給付費等に要する額が著しく低い市町村（特定市町村）として、不均一賦課期間6年の設定で軽減されるとなっております。これは、原則広域連合内の保険料は均一でございますが、広域連合内の老人医療費の平均に対して、一定割合以上低い市町村に対して不均一保険料とすることができるとなっておりまして、旭市を含めて4市町が該当となり、6年間の設定で保険料が軽減されます。この不均一保険料となる4市町につきましては、3ページをごらんください。

旭市のほかには匝瑳市、東庄町、芝山町が該当となるものでございます。

次に戻りまして資料の2ページをお開きください。

平成20年度、21年度の2か年間の県内均一保険料の均等割額は3万7,400円、所得割7.12%、しかし、先ほど申し上げましたように旭市につきましては、不均一保険料が設定されまして3万2,400円、所得割率6.16%となるものでございます。なお、この軽減の税率につきましては、2年に一度見直しされまして、平成22年、23年度につきましては、旭市につきましては約9%の県内の均一保険料より軽減されるもので、あと平成23年、24年、25年につきましては4.5%軽減されるものでございます。

次に、参考例でございますけれども、ケース1からケース4について申し上げます。

まず、ケース1でございますけれども、これはあくまで国民年金の満額、今は79万円ほどでございますけれども、それしか収入のない方でございますけれども、その分につきましては7割軽減されます。均等割については7割軽減、所得割についてはかかりません。それで計算いたしますと、年額で9,700円となるものでございます。

ケース2につきましては、これは厚生年金の平均的な受給額208万円で計算してございます。これでいきますと、均等割につきましては軽減の対象になりませんで、年額で3万2,400円、月額で2,700円、所得割につきましても、これにつきましては、ちょっと計算式がございまして、公的年金控除の場合、120万円まで控除できます。それと、基礎控除分33万円を引きまして55万円に対する先ほどの所得割率6.16%という形で、これで行きますと所得割年額3万3,800円、月額2,823円という形になりまして、1年間で納める額は6万6,200円となるものでございます。

ケース3でございますけれども、これは年収が390万円ある子どもと同居している方で、あくまでもこの子どもが世帯主というような設定でございまして、その場合ですと、年金79万円の収入しかございませんけれども、世帯主が子どもで、その人が収入がございますので、その場合は軽減の対象にならないということで、均等割は月額2,700円、年額で3万2,400円がかかるものでございます。

ケース4につきましては、この分につきまして半年間、いわゆるサラリーマンである子どもの扶養になっている方でございまして、今現在は保険料は一銭も払ってない方でございますけれども、今回のこの後期高齢者の中では、この方についてもやはりかかってくるということで、今現在、国の方では半年間は凍結、あとの半年間は軽減9割という形になっております。ですから、6か月間だけ9割軽減を受けますと、月額270円、年額1,600円というような形になるものでございます。

続きまして、最後の4ページをお開きください。

この表につきましては、都道府県ごとの均等割額、所得割率につきまして厚生労働省の方から発表されましたものでつけたものでございまして、11月26日現在となっております。まだこの時点で各都道府県の広域連合の議会が開かれてない部分もございますので、備考欄の米印のついてないところが、まだその時点では議会が開かれてなくて決定していないというところでございます。ちなみに、この中で千葉県の均等割額、所得割率につきましては、均等割額につきましては、都道府県内で低い方から千葉県については7番目、所得割率につきましては、低い方から8番目というような形になっております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 資料はございませんが、1点だけご報告させていただきます。

旭市高齢者保健福祉計画並びに同じ計画の中なのですが、第4期介護保険事業計画を平成21年度からスタートする計画なんですけれども、先立ちまして現在アンケート調査を実施中です。対象者につきましては、一般高齢者1,500人を無作為抽出、それから現在、介護保険サービスを利用している方、約1,400名強です。それとケアマネジャーに対して約70名くらいですが、アンケート調査表を送付いたしまして実施しておりますので、お知らせいたします。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかに報告はございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） それでは、特にないようですので、所管の報告で何かお聞きしたいことがあればお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 先ほどの野球場の中学生の件ですが、これは全然法令にも違反してないわけで、先ほど伺いましたら問題なかったわけですが、今後、話し合いをしてくれるということですが、事の発端はどのようなことであのようなことになったのか、ちょっと教えてください。

○委員長（林 一雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、若干の経過を報告したいと思います。

まず、二中が改築するということでグラウンドが使えなくなってきた。それから、二中の野球の練習のために社会体育施設のスポーツの森の野球場ですけれども、そこを使用させてくれないかというような要望が来ましたので、去年のときにその関係者を集めて、その本年の利用に関しまして協議して、日曜日を含めて1週間、月曜日から金曜日については夕方、土曜日については1日、日曜日も1日、野球部が使用していたわけです。ただ、その使用が4月からそういう形で部活に利用していたんですけれども、そこで、一般の方々からいわゆる日曜日だけでも使わせてくれないとか、結構、何回も問い合わせなりいろいろ要望がありました。そこで、9月のときに、9月だと大体野球のシーズンのにも大分落ち着いてきたので、その10月以降について学校側と協議して、10月以降日曜日だけでも一般に開放できないかというようなことで協議しまして、学校側が了解したものです。ですから、10月から3月までについて日曜日だけ一般開放しましょう、また来年度以降についてはまた協議しましょうというようなことで、学校側の方が了解したんですけれども、その野球部のその父母

会の方から反発があったということです。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） よろしいですか、木内委員。

○委員（木内欽市） はい。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） それでは特にないようですので、私から申し訳ありませんけれども、生涯学習課長にちょっとお尋ねしたいんですけれども、先ほどゆめ半島千葉国体のお話がありましたけれども、ここにイメージソングがありますけれども、これはもうＣＤできており、聞けるんでしょうか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 実は、先週に販売されまして、手元にありまして、一応は用意はしてあります。

○委員長（林 一雄） これは時間の関係上、午後からの委員会が始まる前に、控室あたりでちょっとさわりの部分を聞かせてもらったらどうでしょうか。委員の皆さん、それでいいですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ということでありますので、面倒でもこの委員会が始まる前に、食事が終わってからちょっとさわりの部分だけでも聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、昼食のため１時20分まで休憩をさせていただきます。

休憩 午後 零時１７分

再開 午後 １時２０分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の審査

○**委員長（林 一雄）** 去る12月7日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第5号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、陳情第6号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情について、陳情第7号、高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情についての3件であります。

これより付託陳情の審査を行います。

初めに、陳情第5号の審査に入ります。

保険年金課より参考意見がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○**保険年金課長（増田富雄）** それでは、保険でよりよい歯科医療が行えるようにという陳情について参考意見を申し上げます。

そもそも一般歯科におきます保険診療報酬の積算根拠を申し上げますと、悪くなった歯を日常生活に支障のないレベルへ回復させることを目的としておりまして、より快適にする、よりきれいにする、将来、悪くならないように予防するといった目的では、残念ながら保険を適用することができないと聞いております。しかし、そのことがイコール歯科診療報酬の抑制につながっているかと申しますと、先ほども申し上げましたように、日常生活に支障のないレベルへ回復させる範囲内で、つまり一部の例外を除き、すべての治療は保険診療で行うことができるということになっているようでございます。例えば、前歯のかぶせもの、奥歯の詰めものなども、白いレジンという樹脂素材を用いるようであれば、保険診療でも治療が可能ということでございます。ただし、より快適でよりきれいにといったような将来に向けての予防については、今のところは残念ながら難しいようでございます。いずれにしましても、診療報酬の見直しは2年ごとに実施されるものでございますが、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会（中医協）に諮問し、答申という手続を経て決定されるものでございます。

以上でございます。

○**委員長（林 一雄）** 保険年金課の説明は終わりました。

それでは、陳情第5号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） ちょっとお尋ねしたいんですが、この文章の中に保険ではよくかめる入れ歯が提供できないという表現になっていますけれども、この辺をもうちょっと説明していただけないですか。先ほどのお話で、悪くなった歯を日常生活に支障のない程度に保険では直すんだということなんですけれども、ここはよくかめる歯が提供できない、要するにこの保険でやったらかめない入れ歯になってしまうのか、その辺ちょっとお願いします。

○委員長（林 一雄） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） これにつきましては、十分ちょっと把握してはございませんけれども、一応それなりにかめる入れ歯が保険で入れられるものと理解しております。

○委員長（林 一雄） ほかにございませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） もう1点ちょっとお尋ねしたいんですが、診療報酬が引き下げられています。その中で特に歯科医療の分野が一番しわ寄せが大きいという話をちょっと聞いたんですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○委員長（林 一雄） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 例えば、歯周病の方の、私もちょっと最近、歯医者に行ったんですけれども、1回にできる治療について、例えば口の中の全部ではなくて3分の1ずつとかという形、1回に全部は確かに保険がきかないというふうな話を聞いてございます。ですから、これを何回かに分けてやる意味合いだと思います。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第5号の審査を終わります。

続いて、陳情第6号の審査に入ります。

高齢者福祉課より参考意見がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、陳情第6号の参考意見ということで説明させていただきます。

今回の陳情ですけれども、昨年12月に出されました療養病床の廃止、削減の中止を求める国への意見書を求める陳情書と基本的には同じ内容になるものと思います。前回の陳情者

ですが、社会保障推進千葉県協議会からのものでした。今回は、千葉県保険医協会から出されているものです。この千葉県保険医協会について申し上げますと、千葉県保険医協会は、保険医等の生活と権利を守り、国民医療の向上を図ることを目的に、昭和47年に誕生し、現在約3,800名が加入しているということでもあります。県内開業保険医の加入する団体で、レセプトに関することや医療事故の紛争、税に関することなど、診療と経営、生活全般にわたっての世話役事業を行っているということです。その事業の一つに、今回の医療制度の改善を求める運動と地域医療活動というのがありまして、今回もその一環だと思われます。

陳情の内容ですが、政府が示しました療養病床再編策を受け、社会保障審議会、介護給付費分科会のもとに、介護施設等のあり方に関する委員会が設置され、昨年9月から6回開かれ検討されていますので、ここではこの委員会での内容を参考に申し上げます。

療養病床とは、長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床で、提供されるサービスは実質的に同じです。また、現在の利用状況を見ますと、必ずしも医療サービスを必要としない方も利用されているのが実態で、医師による直接医療提供頻度では、医療療養病床では48.8%、介護療養病床では50.1%がほとんど必要なし、つまり入院したままで医師による診療は行っていないということになります。このようなことから、高齢者の状態に即した適切なサービスの提供、二つ目として、医療保険や介護保険の財源の効率的な活用、三つ目としまして医師、看護師など限られた人材の効率的な活用の観点から再編が必要だとされています。

費用の面を申し上げますと、1人当たり1か月の費用ということで申し上げますと、医療療養病床ですと約49万円、介護療養病床ですと約41万円、老人保健施設ですと約31万円、特別養護老人ホームですと約29万円というふうになっています。医療病床より介護施設の方が費用が低いといったような状況です。そこで、国民の健康と医療のあり方に矛盾せず、かつ医療費の適正化につながる生活習慣病の予防と入院期間の短縮を再編の政策としています。その政策の第1期、これは平成20年から24年度になりますが、入院期間の短縮の具体的方策が療養病床の転換となり、急性期医療への財源の重点的投入を実現するというふうにしています。再編成に関しては、療養病床が全部廃止されるのではなく、医療サービスの必要性の高い方を対象とした医療療養病床は存続され、老人保健施設やケアハウスへ転換を進めることとなります。再編の効果として、高齢者の状態にふさわしいサービスの提供となり、医療の必要性が高い高齢者には、老健施設や居宅系サービス、在宅などでの適切な介護サービスを提供することにより、あらく見積もると全体で約3,000億円の給付費の削減が期待されま

す。急性期医療への人材の重点的投入が実現し、さらに看護職員の引き上げ等により、医療療養病床の医療の質も向上されるとしています。再編を円滑に進めるためには、細かく対応するとされ、医療機関がそのまま患者の受け皿として老人保健施設などに転換できるよう転換支援を講じ、医療提供体制、施設整備交付金や平成20年度から転換費用の助成を実施していくということになっています。平成19年度では、療養病床アンケート調査などをもとにして、療養病床から転換した老人保健施設における医療サービスの提供や転換促進のための支援措置についてなど検討がなされています。旭市の施設等の基盤整備については、平成18年度、19年度に特別養護老人ホーム16床、グループホーム9床が整備されまして、平成20年度には、さらに特別養護老人ホーム29床が整備予定となっています。

千葉県健康福祉部医療整備課の調査によりますと、海匝管内には、医療療養病床が379床ありまして、そのうち旭市には45床というような状況です。介護療養病床としての施設は、市内にはありません。参考までに申し上げますと、今年の全国市長会の国へ対する要望ということで、これが11月15日に行われました。この全国市長会の方で、この件につきまして要望を上げているんですが、要望の内容につきましては、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換を図るに当たっては、都市自治体の実態を考慮し、国の施策として住民が転換後も引き続き適切なサービスが受けられるよう必要な支援措置を講じることということで要望しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

高齢者福祉課の説明は終わりました。

それでは、陳情第6号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょう。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第6号の審査を終わります。

続いて、陳情第7号の審査に入ります。

保険年金課より参考意見がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、高齢者が安心して医療を受けられるようにという陳情について、参考意見を申し上げます。

まず、陳情項目の1番目であります後期高齢者医療制度を中止撤回することについてでございますが、このことにつきましては、今年9月の常任委員会でも申し上げましたとおり、今回の制度改正は従来の老人保健制度を市町村単位から県単位に広げるための措置であります。ご存じのとおり、高齢者にかかる医療費というのは莫大なものがございます。それを市町村ごとに対応しているよりは、都道府県単位で対応していく方が効率的であるという判断から実施されるわけでございます。

陳情書の中で、月額1万5,000円以上の年金受給者に対して、保険料を年金から直接天引きすることは不条理なように書かれておりますが、世帯主課税の国民健康保険税と違って後期高齢者医療制度は、個人ごとの賦課になります。高齢人口がふえていく中で、高齢者がおのおの納付手続をされるよりも、的確でスムーズに納めていただくためには、やはり介護保険同様、年金からの天引きに頼らざるを得ないのではないのでしょうか。また、保険料を払わないと被保険者証を取り上げられてしまうということでございますが、後期高齢者医療制度は来年4月からのスタートでございます。したがって、過年度分の保険料というものは発生しないため、少なくとも平成20年度においては、すべての方が1年証ということになります。平成20年度中にどれほどの納付状況になるか分かりませんが、資格証明書の問題については、状況がある程度見えてからでもよろしいのではないのでしょうか。

続きまして、陳情項目の2番目にあります70歳から74歳の窓口負担1割から2割への引き上げを中止するようということでございますが、これにつきましては、とりあえず平成20年度は凍結されることが決まっております。しかし、そのまま中止に持ち込めるかと言いますと、担保となる財源確保の関係でなかなか難しいようでございます。

最後に、陳情項目の3番目にあります65歳から74歳の国保税の年金天引きを中止するようということでございますが、該当者がすべてそうなるというものではございません。該当するケースは、世帯員全員が65歳以上であることとなっております。そこで、先ほどお話ししました後期高齢者医療の年金天引き同様、65歳以上の前期高齢者の方々につきましても、おのおの納付手続をされるよりも、的確でスムーズに納めていただく観点から年金天引きがよろしいかと思われます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

保険年金課の説明は終わりました。

それでは、陳情第7号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） この２番目の月額１万５,０００円以上の年金受給者でありますけれども、これは年金受給者の方がいわゆる保険天引きというのはどのくらいになるんですか。

○委員長（林 一雄） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今現在６５歳以上の方の介護保険については、そこから勘案しますと、約９割、９０％くらいの方が年金天引きの該当者になろうかと思います。

（発言する人あり）

○委員長（林 一雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 伊藤委員、後期高齢者でよろしいでしょうか。

○委員（伊藤 保） はい。

○保険年金課長（増田富雄） 先ほどの委員会の中でご説明しましたように、例えば国民年金を満額いただきまして７９万円でございますけれども、この場合ですと、年額で納める額が９,７００円でございますので、それを６回に分けていただいた額の形が大体１回分の納める保険料になります。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

○委員（伊藤 保） はい。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第７号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。大変ご苦労さまでございました。

休憩 午後 １時３９分

再開 午後 １時４７分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（林 一雄） これより討論を省略し採決を行います。

陳情第５号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第６号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第７号、高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（林 一雄） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時50分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 一 雄

総務常任委員会

平成19年12月18日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 6 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長 平野 浩

副委員長 伊藤 房代

委員 高木 武雄

委員 林 俊介

委員 日下 昭治

委員 島田 和雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 嶋田 茂樹

説明のため出席した者（25名）

副市長 鈴木 正美

総務課長 高埜 英俊

秘書広報課長 加瀬 寿一

企画課長 加瀬 正彦

財政課長 平野 哲也

税務課長 野口 徳和

市民課長 木内 國利

会計管理者 木内 孫兵衛

消防長 佐藤 眞一

監査委員 林 久男

その他担当職員 15名

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一

事務局 次長 石 毛 健 一

主 査 穴 澤 昭 和

開会 午前10時 0分

○委員長（平野 浩） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまです。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

委員の皆様はそのままお持ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（平野 浩） ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託されました4議案について審査をしていただくこととなっております。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、あいさつに代える次第でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、嶋田議長のご出席をいただきまして、総務常任委員会ということで、委員の皆様

方にはご多忙の中、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部の方からご審議をお願いいたします案件は、議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、議案第9号、旭市災害対策本部条例の一部改正、議案第10号、旭市火災予防条例の一部改正、以上の4議案でございます。

執行部といたしましても、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔に答弁するよう努めてまいります。

どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野 浩） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての4議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 議案第1号につきましては、本会議の中で補足説明を申し上げ、またご質疑をいただいたところでございますが、さらに所管の担当課より若干の説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（平野 浩） 座って結構です。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、補正予算について、私の方から2点、ご説明をしたいと

思います。

まず1点目でございますけれども、補正予算書の11ページの関係でございます。

下の方にございますけれども、11目の諸費、備考欄の1番の市バス運営事業についてでございます。

これは運行経費が足らなくなる見込みでございますので、補正をお願いするものでございますけれども、運行回数が昨年度に比べてかなり増えております。その関係でお願いいたします。

その運行回数の関係についてご説明したいと思います。

4月から9月までの上半期の状況なんですけれども、平成18年度と平成19年度を比較してみました。平成18年度は、県外が48回、19年度は県外が82回で34回増えております。それから、県内は、平成18年度が211回、19年度が210回、それでマイナス1回ということで、トータルでは、18年度が259回、19年度が292回で33回増えているということで、どうしても県外の方がいろいろな面で費用がかかりますので、補正をお願いしなければならないというような状況になりました。

各項目は、これはそれぞれ積算いたしまして、足らない分、見込みの分を計上させていただいております。

それから2点目は、人件費の関係でございます。28ページをお願いしたいと思います。

まず、28ページに総括ということで表が載っておりますけれども、上の方の表をご覧くださいと思います。

今回の補正は、人事異動に伴います増減と人事院及び千葉県人事委員会の勧告の趣旨に基づく給与改定の影響額について補正を行うものでございます。

それから、補正後と補正前を比較いたしますと、職員の数が4人の減、給料が4,385万4,000円の減、職員手当等が942万4,000円の増、共済費が377万円の減となりまして、合計で3,820万円の減となる見込みでございます。

それから、下の表の方の職員手当等の内訳というのがございますが、その中で、ちょっと大きく動いておりますのが時間外勤務手当と休日勤務手当でございます。時間外勤務手当が1,790万円の減、休日勤務手当が1,610万円の増でございますが、この理由でございますけれども、これは消防関係でございます。消防関係は今まで本来、休日勤務手当で出すところも、全部時間外勤務手当で処理していたということがございまして、それをこの際、正規の方法に改めるというものでございます。

時間外勤務手当と休日勤務手当の区分でございますけれども、通常の土日の勤務、それから朝8時半より前の勤務、それから午後5時半以降の勤務、これが時間外勤務でございます。それで、休日勤務手当の対象といいますのは、国民の祝日に関する法律に規定いたします休日、祝日ですね、いわゆる祝日とか祭日とかというものです。それと12月28日から31日までと1月2日と1月3日、この日が休日勤務手当の対象でございます。

それでは、29ページにまいります。

給与及び職員手当等の増減額の明細ということで、順次説明してまいります。

給料の増減額マイナス4,385万4,000円のうち、増減事由別の内訳の給与改定に伴う増減分は425万3,000円でございます。これは、人事院勧告等の趣旨に基づきまして、給料表を平均で0.1%引き上げるものによるものです。

それから、その他の増減分というのがございまして、これが4,810万7,000円の減となります。この内容でございますが、退職等の、いわゆる新陳代謝によるもの、それから配置がえ、昇格等の人事異動により生じました実際の所要額と当初予算計上額との差額について補正を行うものでございまして、この中には、育児休業とか休職などによる欠員による減額も含んでおります。

それから、職員手当等の増分942万4,000円のうち、制度改正に伴う増減分は1,725万1,000円でございます。この内訳ですが、勤勉手当の増額分が1,332万5,000円で、これは12月期の勤勉手当を0.725か月分から0.05か月分引き上げまして、0.775か月分とすること、それと勤勉手当の基礎となります給料月額が給料表の改定によりまして増額する方があります。その部分の増額による影響額も含んでおります。

それで、その中の次の扶養手当の増額分でございますけれども、231万円で、子ども等の手当額を6,000円から6,500円に引き上げることによるものでございます。

期末手当の増額分は161万6,000円で、これは勤勉手当と同様に、手当の計算の基礎となります給料月額が給料表の改定により増える方があります。その影響額でございます。

また、その他の増減分、1つ左の欄になりますが、782万7,000円の減でございますけれども、これは人事異動、それから育児休業、休職等による減額分でございます。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） そのほか。座ったままでいいです。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、座ったままで説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

地域振興基金の利子の関係をご説明申し上げます。

地域振興基金の利子でございますけれども、当初予算で1,200万円の利子収入を見込んでおりました。これに今回の補正額141万7,000円を追加いたしました。この結果、今年度の利子総額は1,341万7,000円を見込んでおります。

この運用でございますけれども、主として県債によりまして運用しております。それで、基金のうち6億2,162万円、これを1.3%の県債、それから6億2,100万円を1.35%ということでございます。

県債購入でのつなぎといたしまして、政府の短期国債、それから譲渡性預金、これらに運用しております。

以上、簡単でございますが、今の運用の状況をご説明いたしました。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） それでは、11ページのコミュニティバス等運行事業について質問します。

前回の9月の定例会の常任委員会で、コミュニティバスの運行ルート、海上ルート、干潟ルートの方の試走ということで案内していただいたわけでありますけれども、そのときの話で、その後、検討委員会を開いて再度検討して決定をするといったようなお話でございました。

ということで、その検討委員会の状況について、どういった議論があったのか、どういうことが決定されたのかといったようなことをお伺いします。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、コミュニティバスにつきまして、お答え申し上げます。

9月の総務常任委員会でご説明いたしましたルート、あれを基本にいたしまして、その後、検討委員会、これは10月4日に開催させていただきました。その状況でございますが、委員、今年度もう5回開催しているということで、状況につきましては、飯岡地区、それから旭地

区、海上地区につきましては、特に質疑はございませんでした。それで、干潟地区に関係いたしまして、干潟地区は試行という形でございましたので、今後の利用について、委員としても周知を努めていきたい、そのような意見がございました。

それと、料金の関係なんですけれども、今回は干潟地区が試行ということで、100円という形で検討委員会の中では決定いたしましたけれども、将来的には見直しをする必要があるだろうというような、そういうご意見もいただいております。

それから、バス運行につきまして、1便どのぐらいかかるのかということで、これについては、やはり1便どうしても1,000万円程度はかかりますと、そのような回答をさせていただきまして、総務常任委員会でご説明したルートにつきまして、検討委員会ではほぼそのままご了承いただきまして、それを市長の方に報告したということでございます。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） 9月の常任委員会のときにこのルートの資料をいただきましたけれども、それを見ますと、海上ルート、それと飯岡ルートの中で、飯岡駅から中央病院までのルートが双方とも同じルートを通るといったようなことがありますけれども、それらについて、重なり合うということで、違うルートを通ると、通ったらどうかというような考えも持っているんですが、その辺はどういうようなことだったんでしょうか。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 海上地区と、それから飯岡地区、そのバスルートにつきましては、飯岡駅から中央病院までは確かにルートが重なるんですけれども、実際に乗ってきていらっしゃる方が別々にあるということで、それで帰るのもまた別々ということで、では、それを1本にできるかといいますと、なかなかちょっと時間設定等、難しいところもございまして、やはり別々に運行せざるを得ないのかなということで、今回はそういう設定をさせていただいている。これについても、今までの運行の状況もあるので、委員からは特に意見はなかったということで、そのまま設定させていただいた状況でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） 運行が今回だいぶ、からの運行がなくなって、実際的には、海上ルート

そういったことで、学校の始業時間といいますか、その辺についても多少考慮、終わる時間も含めてしていただければというように感じていますが、どうでしょうか。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 今予定しております時刻なんですけれども、警察との協議、それから国土交通省の認可もいただかなければなりませんので、時間設定はうちの方でおおよそつかんでおりますけれども、飯岡駅7時台につけるといってございますので、その部分を考えますと、7時台の半ばぐらいで海上支所のところが通過できるかなというふうに考えています。

ですから、朝の通学に使っていただける、使う生徒がいらっしゃれば、十分使っていただける。

それから、帰りですけれども、当然4時ごろのバスをやはり設定してございますので、それは下校に使えるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今回このバスが今まで以上にきめ細かく走っていただくことになりまして、住民にとりまして、すごく利便性の向上というのが図られるかなというふうに思っております。

コミュニティバスの目的というのがここに書いてありますけれども、公共施設への利便性の向上、それとまた、高齢者等の交通弱者の交通手段の確保等を目的とするといったようなことが書かれているわけでありまして、この目的以外にも、私が考えておりますのは、一人でも多くの皆さんにこのバスに乗っていただくことによりまして、車の運転を減らすと、そういうことによりまして、今、世の中の一つの課題でありますCO₂の削減というのが図られるんじゃないかなというふうに思っています。

市としても、そういった課題も取り上げていかなければならない時代になったと思いますので、このバスに一人でも多くの方に乗っていただくといったような周知をしていただきたいと思います。

市の職員の皆様も、できればバスで通える人はバスで通っていただくと、率先してバスに乗っていただきたと。学生の皆さんも当然そういうふうにやっていただければ、送迎の車

も減ると。

中央病院につきましても、これから工事をするというようなこともありますので、駐車場対策にもなりますので、バスを利用してぜひ病院に通っていただきたいと、そういったことも言っていただければ、バスの利用が多くなって、すごく効果が出るんじゃないかなというふうに感じておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（平野 浩） 答弁どうしますか。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） PRということでお答えさせていただきます。

できるだけ多くの皆さんに乗っていただけるように周知等を図っていただく、委員もそういう意向でございました。せっかく設定されたのだから、できるだけ多く乗るように私もPRするよというようなお言葉をいただいて、会の方は、検討委員会の方は終わったという状況もございます。

それから、先ほど委員からもお話がございましたとおり、確かに公共交通を利用すれば、CO₂の削減には当然効果がございます。できるだけ乗っていただけるようにPRしてまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑ありませんか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 今の島田委員の質問とちょっと関連する部分があるんですけども、コミュニティバス、今度は旧干潟を巡回していただくということで、大変期待をしているところでございます。なかなか旧干潟は地形があまりよくなく、全部を網羅していただけるというまでいっておりませんけれども、一つだけ、前回もちょっとお話ししたんですけども、コミュニティセンターで、あそこでUターンして帰ってしまうということと、それから今度、その先まで延ばしていただいて、今、工事をやっている、これは3月いっぱい仕上がるという道路なんですけれども、そのところの道路を歩いて下に行ってもらおうということになりますと、そこで4部落をすくえるような形になるんですよね。だいたい4部落、4地区平均で160から180軒の人が利用する可能性があるわけです。そのルートを前回もちょこっと試走のときにお話しして、次の委員会に諮るというような回答を得たと、そのような話を聞いたんですけれども、それはどのような意味で出されなかったんでしょうか。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 確かにコミュニティセンターから先に車を走らせまして、谷丁場遊正線につながる道路、そこを通ると効率的ではないかということで、試走のときにご意見をいただきました。それで、早速その意見を事務局の方に——うちの方が事務局なんですけれども、現地等の調査をさせていただきまして、それからバスを持っております千葉交通に、こういうルートのあるんだけれどもということで、ちょっとご相談させていただきました。それで、一部どうしても出口、今、整備している道路へ出るところの一部が、前に試走したときに、千葉交通にバスでちょっと走っていただきまして、ちょっとここは非常に厳しいというご意見をいただきまして、そこを少し、その道路が整備されないと、コミュニティセンターから先に抜けるのは、ちょっと今の状況では難しいということがございました。

ただ、検討委員会にはそういうお話があったということで、一部説明させていただきましたけれども、今回は従前のルートでそのまま、あくまでも試走という形で一たんスタートしてみたらどうかということで意見がまとまったところでございました。

状況としてはそういうところでございました。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

高木委員。

○委員（高木武雄） あの出口のところ、確かに狭いと言われますけれども、うちでも仕事をやっている関係で、前から車が来たらすれ違いはできませんけれども、距離が本当に短い間でございますので、運行にさほど支障を来すとは思っておりません。

そういう中で、せっかくやってもらって、あの地域は今も言ったように、160軒から200軒近くの部落の人らが全然恩恵を受けないということになると、かなり問題があると思うんですよ。確かにあそこの一部、何メートルかな、100メートルくらいだと思いますよ、すれ違いのできないところは。

そういう意味からも、舗装もしてあるし、ちょっと狭いだけで、十分に通行は可能だと思います。それでなかったら、あそこから下へおりて川岸に行けば、これまた広い道もございます。

そういう意味で、ぜひあのルート、まだまだ決定されたということでないので、もう1回検討にかけていただきたいと思います。

今のそのネックのところは確かに分かります。それをちょっと手前でおりれば、まだまだ十分使えるというか、運行できるわけなんです。もう一度、答弁をお願いします。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 確かに手前で下へおりて広域農道へ抜ける道というルートも一部検討の中に入れてございました。そこのところもあったんですけども、コミュニティセンターまで何とか入って、そこで少し待合して拾っていただけるのではないかとということで、今回のご提案という形になりました。

そこの部分につきましては、現在、試行という形でございますので、スタートさせた後に、その交差点の部分が少し改良されれば、また行ける可能性はあるということでございますので、そこのところを建設課ともちょっと協議させていただきながら、うまくルートが設定できるかどうか検討させていただければと思います。

今回の、例えばルートの設定で、これですべて決定ということではございませんで、やはり乗車の実績を見ながら、便については今後、例えば削減をしていくとかという、時間帯によりまして落とすとか、そういうことも想定していかなければいけないと思いますので、ご理解をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平野 浩） 高木委員。

○委員（高木武雄） 試行ということであれば、今言った私の案を先に取り入れて、そこがダメだったら、もとどおりに戻すと。試行ですからそれも検討して、何回も言うようですけども、そこにはかなりの部落があるんですよね。やはりコミュニティバスが部落を全部回るとはできませんけれども、それが一番の問題だと、重要な話だと思うんですよね。そこに全然家もなく、部落もないということであれば、別に問題はないんですが、あそこは旧米込地区2部落と、それから新発田、三軒家、これ4部落がある。これを素通りするというのはなかなか、そこは素通りじゃなく、そこを通ってもらえないというのは、なかなか私の方としても、もう一度それを検討いただきたいと思います。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 今回の干潟地区の試行のルートにつきましては、実際には国の方の交通事故対策助成、補助金をいただくような形での申請手続を今しております。この中で、できれば今のルートの中でという形で話が進んでいるものでございますので、このところはお理解いただければと考えております。

それと、実際に委員の中でも、去年の段階でその地区をうまく拾えないかということがありまして、去年からその部分をうまく通れないかということでルート設定をした経緯もありましたので、そういう中で、今回のルートが検討委員会の中で決定されたということでございましたので、確かに高木委員のおっしゃることはもっともだと思いますが、今回はできればこのルートで行かせていただければと考えております。

○委員長（平野 浩） 高木委員。

○委員（高木武雄） 今、国の方へ申請を出すって、もう出したんですか。出さなかったら、それはルートを変更して出すこともできるでしょう。やはり住民のため、市民のためにやることですから、それを今までこうだからと、今がこうであれば、それはまた変更する、ましてこれは試行ですから、当然でしょう。その辺をもう一度きちっと練り直すことが可能であれば、やっていただきたい。

そうでなければ、これは何年試行が続くことになるんだか知らないけれども、試行、試行で行ってしまえば、永久にそこを通らない可能性もあります。そこを試行で通ってみて、ダメだったら通らなくてもいいけれども、その辺、もう一度きちっとした答弁をお願いします。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 先ほど申し上げましたとおり、確かに途中の道路はできております。ですけれども、今、工事しているところへ出るところ、その道路の交差点、ちょっと鋭角になっている部分があります。その部分がやはりネックになっているということがありました。ですので、その改良ができればという前提での話で千葉交通とちょっと——実際に運行するのは千葉交通なので、そこにうまく通れないかというお話を実際に持っていってあります。その中でちょっとやはり難しい、鋭角の部分があって難しいというお話をちょっといただいておりましたので、今回はこういう形にさせていただいたと。

もう十分そのお話は分かりますので、確かに今の試行ルート、コミュニティセンターから戻りまして、干潟駅に行くまでの間、当然田んぼになります。ですから、そこよりも当然集落を拾った方がいいのは十分理解しておりますし、その部分がなくなってしまったということではありませんので、道路の改良の状況を見ましてうちの方は設定したいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜ればと思います。

○委員長（平野 浩） 高木委員。

○委員（高木武雄） 道路の改良、改良って、どの部分を言っているんですか。今新しくつく

っている道路に取り付ける部分ですか。それとも、その手前の下へおりるところなんですか。
どっちのことを言っているんですか。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 今、谷丁場遊正線から続く道路が縦に、これが3月中にできるという形で聞いております。それで、その谷丁場遊正線から、米込地区から萬力に至るその200メートルぐらいの部分だと思います。そこの部分のところですね、そこの部分がちょっとネックになっているということでございます。

○委員長（平野 浩） 高木委員。

○委員（高木武雄） そこであれば、先ほど言ったように、その手前をおりることも十分可能と思うんですよね。それと、距離的にも時間的にも、人を拾うにも、そこまで行かないで手前で曲がっても、ほとんど変わりはないと思うんですよね。その辺のところをもう一度。

○委員長（平野 浩） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 確かにそこの道路は、当初の段階で検討案に入っておりました。それで、時間的なもの等を勘案した中で、本来はコミュニティセンターへ入るのも、実際には、一たん入ってまた戻るということで、これはどうかというような議論もございました。しかしながら、ここの集落、非常に人員が、人家があるということで、ここのところで1か所拾う必要があるだろうということでこういう設定になったものでございます。

確かに今おっしゃられたルートも実際に可能ではないかというふうにうちの方では考えております。ですので、今回の乗車実績を見ながら、ぜひその部分は、また検討委員会に諮ってみたい、ちょっと、できれば、今回は時間的な、実際にはバス停等を設定する関係で、運輸支局に申請する時間もあります。それがやはりどうしても3か月程度かかるものでございますから、なかなか今の段階で再度見直しというのは非常に厳しいという状況にあるということをご理解いただければなというふうに思っております。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑ありませんか。

林委員。

○委員（林 俊介） 1点だけお願いします。

先ほど、市バスの利用状況が総務課長の方より詳細に説明があったわけでございますけれども、県外の利用が、19年度は34件ほど増えているということでございますけれども、この県外利用について、県外の場合は宿泊利用もあろうし、また日帰り利用もあると思いますけ

れども、その辺について、主にどのような団体が利用されているか、分かれば参考までにお聞かせ願いたい。

それと、県内利用でございますけれども、県内利用につきましても、これは小・中学校の校外学習などにも多く利用されていると思うんですが、市内の小・中学校の校外学習利用についても、できれば参考までにどの程度のものがあるかお聞かせいただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**委員長（平野 浩）** 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○**総務課長（高埜英俊）** それでは、お答えいたします。

詳しいどこの団体がどのくらい使っているかというのは、資料がちょっと手元にございません。実はそれは出してございませんので、ありません。

ただ、後段でご質問がございました市内の小学校、中学校の利用でございますけれども、今、貸し出しをしている団体の7割以上が小・中学校の利用だというふうに私は認識しております。許可する場合に回ってくるんですけれども、それを見ますと、小・中学校の校外活動の利用が非常に今多い状況です。夏になりますと、例えば夏休み期間ですと、こども会の利用が多いというようなこともございます。

それから、県外でございますけれども、県外は一応、一日の走行距離が300キロから350キロくらいまでで制限しております。

それと、宿泊を伴う場合は、今年度から団体に貸し出すのではなくて、市で直接使うような形、例えば関係課がございますので、その出張という形で使えるようにしております。例えば議会でもし視察に行かれるような場合がありましたら、議会事務局から手続をしていただきまして、市の公用車として出すと。それから、消防団であれば、消防本部で手続をしていただいて出すと。ほかの団体でも、担当課でもって手続をしていただきまして、観光バスと一緒にならないような形で運用を図っております。

以上です。

○**委員長（平野 浩）** ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○**委員（日下昭治）** ちょっとお知らせいただきたいやつが二・三点ありますので、お願ひしたいと思います。

さっき、給料明細書の中、総括表等の説明が総務課長よりございました。この辺の補正後、

補正前というのは、総括表の中では分かるんですけども、次のページをめくった際の級別職員数、その補正前と補正後との、その辺の人数の差が出てくると、この辺はどのようになるのかなと、まずそれだけ取りあえず1点、先にお聞きしたいと思います。

○委員長（平野 浩） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 大変申し訳ないんですけども、級別の職員の増減については、ちょっと出しておりません。

（発言する人あり）

○委員長（平野 浩） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 大変申し訳ありません。

一番上の総括のところの補正後が761人で補正後が765人ですね。この級別職員数の計の欄、これを横に足しますと、補正後が761人で補正前が765人ということで、数字が、合計が載っていないんですけども、申し訳ないんですけども。

（発言する人あり）

○委員長（平野 浩） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 今、ちょっと計算していますので、ちょっとすみません。

○委員長（平野 浩） 日下委員。

○委員（日下昭治） では、後でいいです。その辺は特に。では、後でちょっと見て調べてください。私が間違っているかも分かりませんが、計算能力が低いもんで、申し訳ございません。

それと、防災備蓄倉庫設置工事が取りやめになっていますよね。それらの要因は何かあるかと思いますので、その辺のお知らせを1点。

それと、過日の一般質問の中において、滑川議員かな、公用車の車検状況、実は一般質問で質問されていましたよね。それは財政課の方になるのかな。たまたま私も一部そのような中で、修理工場の関係で、ただ、ねたみもあるのかなと思っておったんですね。やはり根深いものがあるということは事実ですので、その辺をできるものであれば、公用車が何台かあると思いますので、その辺をどこの修理工場へ行ったかは調べれば分かりますので、後でもいいので、その辺を報告いただければと思います。

○委員長（平野 浩） 日下委員、議案に対して、一般質問の内容についてでなくて、議案に対して質疑の方をお願いします。

(発言する人あり)

○委員長(平野 浩) 日下委員、挙手をしてお願いします。指名してからお願いします。
日下委員。

○委員(日下昭治) すみません。

それはお知らせでよろしいですけれども、これは、予算書に出ているのは、人数ということについては、私の計算か分かりませんが、計算しましたか、今。総計、補正前の人
数。

○総務課長(高埜英俊) 今、計算しております。

○委員長(平野 浩) 計算は時間がかかりますか。

○総務課長(高埜英俊) ちょっとお時間をいただいて、後ほどちょっとお答えしたいと思います。
ます。

○委員長(平野 浩) では、ほかに質疑があれば、そちらの方をお願いします。

(発言する人なし)

○委員長(平野 浩) ないようですので、それでは、しばらく休憩します。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○委員長(平野 浩) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(高埜英俊) それでは、お答えいたします。

まず、28ページの総括のところの職員数の補正後の数、これは761人でございます。それで、30ページの、今ご指摘のありました級別職員数の補正後の計の欄の総計が760人ございました。

この1人の違いでございますけれども、上の総括の方には、教育長が入っております。それで1人違っております。

それから、総括の補正前の765人、これにも教育長が入っておりますけれども、これは当初予算の4月1日の見込みの数でございます。それで、30ページの級別職員数の補正前の合計ですね、これが784人ございました。確かに違っております。これは、1月1日の実数でございます。ですから、そういう理由で、数字的には違っております。

ただ、それがこの表だけでは確かに分かりにくくて、確かに疑問を持たれる数字だと思いますので。ただ、これが自治省の規則で決まっている様式でございますので、これが直せるかどうかは分からないんですけれども、できるだけ検討してみて、分かりやすい表記にできたらというふうに思っております。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、ご説明いたします。

本日、お手元に資料をお配りしてあると思います。1つが、A4の1枚なんですけど、旭市一般職の職員の給与に関する条例の改正内容についてというものでございます。これについては、改正の趣旨でありますとか改正内容、これは実は議案の補足説明でご説明した内容なんですけれども、それを表にいたしまして、分かりやすい形でお配りしたつもりでございます。

それからもう1点が新旧対照表、これをお配りしてございます。そちらの方をちょっとご覧いただきたいと思います。A4の紙の横書きになっているものでございますけれども。

それでは、ご説明いたします。

1枚目と2枚目とありまして、1枚目の表裏は19年度の改正、条例で言いますと、第1条の部分でございますけれども、まず第10条第3項でございますが、これは子ども等の扶養手当を6,500円に統一するものでございます。6,000円から6,500円になるというものでございます。

それと、下の方ですね、第11条の第3項、これは職員に配偶者がいるとき、その配偶者を扶養親族とする場合としない場合で、1人目の手当の額が今までは異なっておりました。それを6,500円に統一されたことに伴いまして、条文の文言修正が必要になりましたので、そ

の修正を行うものでございます。それが1枚目の下から2枚目というか、1枚目の裏の上の部分の改正でございます。

それから、1枚目の裏の下の部分の改正、これは27条、勤勉手当の関係でございますが、平成19年度分の12月分の勤勉手当を0.05か月分引き上げるという改正でございます。

それから、2枚目なんですが、これは条例で言いますと、第2条の分でございますが、平成20年度分の改正でございます。6月分と、それから12月分ですね、それぞれ合わせまして0.05か月を引き上げるものでございます。

以上がその条例の文章の部分、本文の部分の改正でございます。

それから続いて、給料表の関係の改正について、ちょっとご説明したいと思います。

条例の給料表の部分をちょっとお出しいただきたいと思います。

給料表、補足説明では、若年層の部分を変更しましたということでご説明したと思うんですが、具体的にはどういうことかと申しますと、給料表は1級から7級までございますけれども、改正がありましたのは、1級から3級の部分でございます。それで、1級は1号給から93号給までありますが、改正いたしますのは、そのうち1号給から68号給まででございます。

2級は、1号給から125号給までありますが、改正いたしますのは、1号給から36号給まででございます。

それと、3級は、1号給から117号給までありますが、改正いたしますのは、1号給から16号給まででございます。

その他の給料表は、現行のものと変わりはありません。

それで、その改正の対象者でございますけれども、1級の改正の該当者が91人、それから2級の改正の該当者が86人、3級の改正の該当者が54人、合計で231人で、平均改定率が0.1%増ということでございます。

以上です。

○委員長（平野 浩） 総務課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） この改正についてというよりも、今初めてこの対照表をもらって分かったことなんですけれども、2枚目は説明資料ですよね。1枚目は当然これは議案提出ですから、2枚目は、これは説明資料なんですけれども、これを読んでみたときに、意味が分からない

なという感じを持ったんですけれども、括弧があって、またかぎ括弧で締めてみたり、条文に関係はしてこないと思うんですけれども、これはただのプリントミスなのかなという感じもしますけれども、それと最後の方の、27条中第2項中、100分の72.5を100分の77.5に、5%上げるということは、当然これでいいと思うんですけれども、第2条の方にいきますと、第27条第2項中、100分の77.5を100分の75に改めると、その辺の関連というのはちょっと私どもでは分かりませんので、その辺ちょっと説明いただければと思うんです。

○委員長（平野 浩） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 実は、これは上の方の改正で100分の77.5に一度改正してございます。それをそのままですと、0.025もらい過ぎになっちゃいますので、100分の75に改めるというものでございます。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、年度中に2回の改正があったということになるということですか。改正があるということになるんですか。

○委員長（平野 浩） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 給与条例といたしましては、今、一度に改正して、2つ一緒に改正していただくんですけれども、附則でご覧いただければ分かるんですけれども、施行日が異なっておりますので、今年度施行する分と来年度施行する分ということで分けております。それを一度にやるものですから、一たん上げておいて、それを下げるというような、形式上、そういう形になってしまいます。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 給与の改定につきまして質問します。

今回の改定は、若年層に偏った改正ということでありますけれども、それで平均で0.1%の増というようなことでありますが、若年層の方々に配慮した引き上げという、若年層だけ引き上げたというのは、どういう考え方なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

平均で0.1%ということですが、引き上げられた方々はどの程度のアップになるのか、その辺、2つお伺いします。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

今回の人事院勧告の中で、このような若年層に限定した俸給月額引き上げということが載っているわけですが、その中で、やはり検討の相手方となりますのが、民間の給与の水準ということで、特に最近、若年層の給与が民間の方で改善されているということから、このような形になったというふうに認識しております。

それと、具体的なアップ率でございますけれども、先ほど給料表でちょっとお答えいたしましたけれども、まず1級の1号俸でございますけれども、これは一番下の若い人なんですけれども、これですと、改定率が1.19%になります。金額で1,600円くらい上がるということなんですけれども、それから、1級の68号給、これは金額で200円なんですけれども、0.09%のアップということになります。あと、2級と3級も一番高いのが、一番下のクラスで1.09%、2級でございます。それから、一番上が0.08%。3級が、1号給が0.81%で、16号給が0.28%ということです。

先ほど、民間の給与水準ということで、ちょっと抽象的に申し上げましたけれども、実は初任給基準というものが民間との比較で、やはり1,700円から2,000円アップされておりますので、それとの整合を図るという意味も一つあるというふうに思います。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 補足することは特にございません。と申しますのは、地域防災計画の進捗状況につきまして委員会でご説明する予定でございましたけれども、本会議で質疑がございまして、詳しくお答えしてございますので、今回はございません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 災害対策本部についてでありますけれども、私も消防を長くやってきま

したけれども、この災害対策本部というのを設置されたといったような記憶がないんですけれども、実際に災害対策本部が過去に設置されたようなことがあったのかどうか。

災害対策本部を設置する基準といいますか、そういったようなものもあるのかどうか、その辺について伺います。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 災害対策本部というのは、計画には載っておりますけれども、特に合併した後はありません。

それから、合併前の状況ですけれども、これは記憶で、私は旭市の状況しか知りませんけれども、10年ぐらいは設置された記憶はないと思います。ですから、通常の状態では本部を設置されることではなくて、それに準じた配備態勢ということで、警戒態勢と申しますか、それに対応するというのが実際のところだと思います。そういう中で、職員の配備を行ったりということはやっております。

では、どういうときに災害対策本部を設置するのかということでございますけれども、まず2点ございまして、千葉県の北東部、この地域なんですけれども、大雨、洪水、暴風、がけ崩れ、高潮等の気象警報が発令され、さらに市の中で災害が発生し、または発生するおそれがあり、市長が設置の必要を認めたときというのが1点でございます。それと、市域に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を要すると市長が認めたときということでございますので、これは今、策定しておりまして、3月の前になると思うんですけれども、皆様にご説明する地域防災計画の中に全部記述してございますけれども、かなりの広範囲の災害が現に発生し、それから予測されるときというふうに理解していただければよろしいのかなと思っております。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今回の条例ですけれども、新たに作成されました旭市地域防災計画ですか、これとの整合性を図るためにこういった条例が出てきたということですが、実際問題として、現地対策本部は置かないというような条例の改定かと思っておりますけれども、これから災害対策本部を実際に運用していく場合に、今までの考え方、現地対策本部ですか、これがなくなるという中で、実際には地域対策室ですか、これが対応するというようなこの

間の説明でありましたけれども、今までと同じような考え方、現地対策本部というのは、そもそもその現地、例えば海上とか飯岡とか干潟と、それが現地だと思いますが、その今のまでの現地と、今度改正してからの地域対策室ですか、同じようなことというふうに理解していいのかな、その辺ですが。

○**委員長（平野 浩）** 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○**総務課長（高埜英俊）** 今までの現地対策本部ということで支所がありましたので、そこを現地対策本部と、防災計画がありませんでしたから、そういうことで何もなくてはいけませんので、そういう形で運用をしてきたということでございまして、実態といたしましては、災害対策本部としての規模といいますか、人員配置といいますか、合併して当初は支所に結構人がいましたけれども、そういうような態勢というのはなかったと思います。

それで、今回地域対策室ということになるわけなんですけれども、実態としては、同じ中で運用しながらやっていくわけなんですけれども、今までも実態としては地域対策室というものであったのではないかなと私は思っているんですけれども、合併してそういう防災計画の基準がありませんでしたので、地域防災対策本部——合併前はそれぞれ対策本部を置いていたわけですから、その流れでそのような形で来ていたというふうに考えております。

ですから、実態としては、条文が変わっても変わるものではないなというふうには思っていますけれども、条文上は変わってくるということです。

ただ、これから実際に災害が起きたときに、地域対策室で今までどおりに行えるのかというと、支所の人数も減ってまいりますので、それは市本庁というか、全体でもって、直轄でもって、一つの本部の中で必要があるところに必要な人員を投入するという形で対応していく方がいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○**委員長（平野 浩）** ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○**委員（島田和雄）** 関連質問なんですけれども、大災害が起きたと、そういった場合に、これは12月13日の千葉日報の記事なんですけれども、緊急消防援助隊といったような記事が出ておりました。この緊急消防援助隊なんですけれども、大規模な災害時に迅速な救助活動を行うために、全国の消防本部などから派遣される応援部隊というふうなことでございます。

それで、この旭市におきまして、緊急消防援助隊というのはどういようなことになっているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤真一） この緊急援助隊の関係でございますけれども、これについては、県内と県外というふうに2通りあるわけですね。それで、県内であれば当然、例えば旭が援助隊を求めたかったから、市長名で県知事へ要請をします。またあるいは、市長の要請に間に合わないときには消防長名で県の、それこそ代表消防本部の方に、千葉消防局がありますけれども、これに要請して援助隊の方の派遣をお願いするわけです。それで、全国的なものになりますれば、当然のように市長から県知事へと、県知事からさらに消防庁長官というふうに、全国規模で応援を求めることができます。

その応援内容については、ある程度こちらから、例えば消防隊とか救急隊とか、あるいは救助隊とか、あるいはヘリコプターとか、そういったふうに来ていただくものをある程度指定しましてお願いをするわけであります。どの程度の規模かというのも、やはりこちらからお願いするわけです。

それで、今うちの方の消防本部では、緊急援助隊登録してある部隊としては、救急隊が1隊、それから救助隊が1隊、それから消防隊が1隊、そしてその3車両が出たあれですね、自己完結型でありますから、食料とか飲料水とか、もろもろのふだん使うやつのを、日用品等々を運びます関係から支援隊を1隊ということで、合計4隊を一応登録してあります。それで、人数的には、救助隊が5名、消防隊が5名、救急隊が3名、支援隊が3名ということで、合計の16名、これを国の方、あるいは県の方に登録してございます。

それで、今年度、救助隊の方を新たに、今まで救助隊の方は登録はしていなかったんですが、今年度、救助工作車の更新に当たりまして、幾らかでも国の補助金をいただければということで、救助隊の方も新たに今年度から登録してあります。

以上であります。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 16名の方が登録をされているというふうなお話でしたけれども、めったにこういうことはないんですが、仮に16名の方が派遣されたというふうなことになる場合には、今度、消防本部の体制というんですか、それはまた非常事態ということで、大幅な入

れ替えをされて、編成をされて、超過勤務みたいな形になると思いますけれども、そういったようなことで対処されるというようなことでしょうか。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） そうですね、島田委員さんが言うとおりに、やはりその16名が出た後の補充の体制は、非番の職員、あるいは週休の職員でやはり補うしかないと思います。

そして、要請を受けてから今までの訓練なんかでも、やはり1時間以内とか30分以内とかというのはまずないんですね。だいたい2時間くらいの余裕がありますから、やはりその間に職員の招集をして、必要な物資を整えて、県外であれば当然のように出発式がありますから、県内であればまずないと思いますけれども、県外であれば出発式をやって、それこそ正直言って、現金まで持たせてやる、そういう体制で現在おります。

ですから、16名を出した後の補充は、委員おっしゃるとおり、人員補充で全部やるつもりで、今、計画はつくってあります。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） ちょっと関連してなんですけれども、例えばこれから旭中央病院の方で建設に当たって、12階建てですと、例えば今のはしご車ですか、そういうものも仮に災害が起きたときには要請をできるのでしょうか。

○委員長（平野 浩） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 旭中央病院で火災があれば、非常に犠牲等々も多く考えなければなりません。まず、第1次的には、近隣消防本部の応援を消防長名で要請をいたします。これが一般的な火災、あるいは災害であれば、それがまず第1次だと思います。それでも足りないということになれば、当然のように、それは当初からそうではなくて、経過を見ながら、そしたら市長名で県知事にほかの部隊への応援要請をします。それはできるはずです。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 例えば現在のはしご車というのは、長さ的にはどうなのでしょう、足

りているのか、その辺もちょっと。

○委員長（平野 浩） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤真一） 現在のはしご車は、地上高、最大で75度の角度で31メートル50センチなんです。それで、単純に考えれば、1階のあれを3メートルと見た場合には、10階に届くんですけども、現実には最接近することは絶対に不可能ですので、やはり8階程度が限界かなとは、私は思います。

ただし、今の建築基準法の、あるいは消防法の規定では、30メートル以上の建築物については、建物への消防設備ですか、これはすべてのものをつけることになっておりますから、簡単に考えれば、はしご車が届かなくても、かなり各階で、階ごとに防火区画で燃え上がらないというようなものをつくって、また内部にも当然のように避難設備、あるいは消火設備——消火設備は、スプリンクラー、あるいは連結送水管とか、あるいは屋内消火栓とか、そういったものすべてのものをつけなければならないという基準になっています、30メートル以上の場合ですね。

ですから、今度の中央病院の場合には、聞けば12階建てということですから、かなりの額の消防用設備がかかる、そういうことになります。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、消防より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（佐藤真一） 議案第10号について、補足してご説明を申し上げます。

お手元に火災予防条例新旧対照表というのがございますので、それをご覧いただきたいと思います。

まず、火災予防条例の第29条の3の関係につきましては、住宅用火災警報器の設置、そして維持の基準であります。

そして、この中の避難階、これに関する規定が、建築基準法施行令の条文を引用しております。そういった関係で、このたび建築基準法施行令が一部改正されました。それで、条文整理がされた関係から、「13条の3第1号」を「13条第1号」というふうに改めるものでご

ざいます。

そしてもう一つは、少量危険物、すなわち指定数量5分の1未満の危険物の貯蔵に関する技術上の基準についてでございますけれども、これは31条の2の第1号で規定しております。これは今まで危険物の規制に関する政令が昭和34年9月に公布されております。かなり、非常に古いんですね。そのころからためますというふうにガソリンスタンド、あるいは製造所、一般取扱所等に油が外に出ないように設けるますをためますと言っておりました。それをやはり今現代流というとなれですかね、現代的な呼び方に改めたと。貯留設備というふうに改めたということでございます。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） 消防の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 特にないので、議案第10号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野 浩） これより、討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野 浩) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野 浩) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(平野 浩) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(平野 浩) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長(高埜英俊) それでは、防災倉庫の契約の延期の関係についてご説明いたします。

今年度、防災倉庫、海上、飯岡、干潟に各1か所設置するということで予算はいただいてありまして、執行手続をいたしました。その段階で、後で分かったことなんですけれども、ちょっと設計書と図面が食い違っている部分があったというのを発見いたしまして、それでは入札の執行ができませんので、一たん取りやめて、今、再度入札の手続をしているところでございます。

以上です。

○委員長(平野 浩) 財政課長。

○**財政課長（平野哲也）** 1点、ご報告を申し上げます。

一般質問の中でも多少触れられた点でございますけれども、入札改革の一環として行いまして、10月から旭市の郵送事後審査方式制限付き一般競争入札、いわゆるダイレクト入札ということで、10月から実施をしまいいりましたけれども、その実施状況について若干ご報告をさせていただきます。

入札の、特に率がどのくらい変わったんだということになろうかと思っておりますけれども、10月、それから11月と、まだ実績としては2か月程度なんですけれども、入札の件数で21件ございまして、落札の関係ですけれども、落札額の総額を、21件の総額を予定価格の総額で割った落札率につきましては75.45%、それから、いわゆる平均落札率と言っておりますけれども、21件の落札率、率を足してまた件数で割った平均でございますけれども、これにつきましては81.74%ということでございまして、これだけですと目安が分かりませんけれども、参考までに18年度分を申し上げますと、18年度は108件ほど工事があったんですけれども、この落札額の総額を予定価格の総額で割った率、落札率は98.5%でございました。あと、平均の落札率にしても95.42%ということで、かなり今の段階で、まだ2か月でございますけれども、これから推移を見なければ分かりませんが、かなり落札率は下がってきたのかなということで、中間でございますけれども、ご報告を申し上げさせていただきます。

以上です。

○**委員長（平野 浩）** それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありますらお願いいたします。

高木委員。

○**委員（高木武雄）** 入札の件で1件お伺いをいたします。

落札率が下がって非常によいことでございますけれども、この21件平均すると、何件くらいの応札があったのか、分かれば。

○**委員長（平野 浩）** 財政課長。

○**財政課長（平野哲也）** ちょっと、データを今用意しますので、少々お待ちになってください。

10月、11月ですが、ちょっと今足し算をして割り算をしていないんですけれども、見ますと、一番多いときが16社、少ないときで5社ぐらいでございまして、平均しますと7社か8社ぐらいということになろうかと思っております。

以上です。

○委員長（平野 浩） 高木委員。

○委員（高木武雄） 何か学校の件では2社しか応札がなかったということがあったが、今後
もそういうことがあると、なかなか競争原理が働かないもので、その辺をちょっと心配した
もので、どのぐらいの応札率があったか、それを聞いただけです。答弁は結構です。

○委員長（平野 浩） 何かほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時40分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 平 野 浩